

# 第6章

# その他統計・資料

第6章 その他統計・資料

1. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)における提供サービス

2017年3月6日現在

サービス名	照会可能データ	検索可能範囲	主な機能
1 特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索	特許・実用新案公報データ、意匠公報データ、整理標準化データ（商標見本イメージ等）	平成5年1月～（特許公開） 昭和61年4月～（実用公開） 平成12年～（意匠） 権利存続中の案件もしくは出願中の案件（商標）	テキスト検索、ハイライト多色表示（特許・実用新案）
2 特許・実用新案番号照会	特許・実用新案公報データ	明治18年～	各種番号照会、文献単位PDF表示、経過情報・審査書類情報表示
3 特許・実用新案番号照会（英語版）	特許・実用新案公報データ、PAJ（英文抄録）	明治18年～	各種番号照会、PAJ（英文抄録）表示、経過情報表示、機械翻訳による公報の英訳表示等
4 特許・実用新案テキスト検索	特許・実用新案公報データ、米国特許和抄、欧州特許和抄、中国特許和抄、中国実用新案和抄	平成5年1月～（特許公開） 昭和61年4月～（実用公開・特実公告）	テキスト検索、論理式検索、ハイライト多色表示、文献単位PDF表示、経過情報・審査書類情報表示、外国特許和抄検索、J-GLOBAL検索等
5 特許・実用新案分類検索	特許・実用新案公報データ	明治18年～	IPC検索、FI・Fターム検索、文献単位PDF表示、経過情報・審査書類情報表示
6 パテントマップガイダンス（PMGS）	FI分類表、FIハンドブック	FI：最新版	FI、タームコード、IPCによる階層絞り込みキーワード検索
	Fタームリスト、Fターム解説	Fターム：全ターム（廃止タームを除く）	
	IPC分類表	IPC：第4版～第8版	
	FI-IPCコンコダンスリスト	FI-IPC最新版	
7 パテントマップガイダンス（PMGS）（英語版）	FI分類表、FIハンドブック	FI：最新版	FI、タームコードによる階層絞り込みキーワード検索
	Fタームリスト、Fターム解説	Fターム：全ターム（廃止タームを除く）	
	IPC-FIコンコダンスリスト	IPC第8版-FI	
8 PAJ検索（英語表示）	PAJ（英文抄録）、特許・実用新案公報データ	昭和51年～	テキスト検索（英語）、PAJ（英文抄録）表示、経過情報表示、機械翻訳による公報の英訳表示等
9 FI・Fターム検索（英語表示）	PAJ（英文抄録）、特許・実用新案公報データ	明治18年～	FI・Fターム検索、PAJ（英文抄録）表示、機械翻訳による公報の英訳表示等
10 外国公報DB	外国公報データ（米国、欧州特許庁（EPO）、世界的知的所有権機関（WIPO）、英国、ドイツ、フランス、スイス、カナダ、韓国（英抄）、中国（英抄）、米国特許和抄、欧州特許和抄、中国特許和抄、中国実用新案和抄）	—————	各種番号照会
11 審査書類情報照会	特許・実用新案の審査に関する書類等	平成15年7月～	各種番号照会
12 コンピュータソフトウェアデータベース（CSDB）検索	コンピュータ・ソフトウェアに関する文献	—————	テキスト検索、CSターム検索、J-GLOBAL検索等
13 ワン・ポータル・ドシエ（OPD）照会	各国の特許出願の手續や審査に関連する情報（ドシエ情報）	—————	各種番号照会、複数行に出願された同一発明のドシエ情報の一括表示、ドシエ情報の英訳表示、書類種別によるフィルタ、付与分類・引用文献の一覧表示
14 中韓文献番号照会	—————	—————	特許庁HPへのリンク
15 中韓文献テキスト検索	—————	—————	特許庁HPへのリンク
16 意匠番号照会	意匠公報データ	明治22年～	各種番号照会、文献単位PDF表示、経過情報表示
17 意匠番号照会（英語版）	意匠公報データ	明治22年～	各種番号照会、機械翻訳による公報の英訳表示
18 意匠公報テキスト検索	意匠公報データ	平成12年～	テキスト検索、図面付きの検索結果一覧表示、文献単位PDF表示、経過情報表示
19 日本意匠分類・Dターム検索	意匠公報データ	明治22年～（秘密意匠は除く）	日本意匠分類検索、Dターム検索、図面付きの検索結果一覧表示、文献単位PDF表示、経過情報表示
20 意匠公報分類検索（英語表示）	意匠公報データ	平成12年～	日本意匠分類検索、ロカールノ分類検索、図面付の検索結果一覧表示
21 意匠公知資料照会	整理標準化データ（意匠公知資料・外国意匠公報資料）	—————	各種番号照会
22 意匠公知資料テキスト検索	整理標準化データ（意匠公知資料・外国意匠公報資料）	—————	テキスト検索、図面付きの検索結果一覧表示
23 分類リスト	—————	—————	特許庁HPへのリンク

24	分類リスト（英語版）	_____	_____	特許庁HP（英語版）へのリンク
25	分類リスト（外国）	_____	_____	特許庁HPへのリンク
26	商標番号照会	商標公報データ	明治18年～	各種番号照会、文献単位PDF表示、経過情報表示
27	商標出願・登録情報	整理標準化データ（商標見本イメージ等）	権利存続中の案件もしくは出願中の案件	商標（検索用）検索、各種番号照会、標準文字商標の表示等
28	商標出願・登録情報（英語版）	整理標準化データ（商標見本イメージ等）のもので英数字を含む商標	権利存続中の案件もしくは出願中の案件	商標（検索用）検索、各種番号照会、標準文字商標の表示等
29	称呼検索	整理標準化データ（商標見本イメージ等）	権利存続中の案件もしくは出願中の案件	称呼、区分、類似群コード検索
30	図形等商標検索	整理標準化データ（図形商標イメージ等）	権利存続中の案件もしくは出願中の案件	図形等分類、区分、類似群コード検索
31	図形等商標検索（英語版）	整理標準化データ（図形商標イメージ等）	権利存続中の案件もしくは出願中の案件	図形等分類、区分、類似群コード検索
32	図形等分類表	細分化ウィーン分類表（ウィーン分類第5版準拠第2版）	_____	事例付きで参照可能
33	図形等分類表（英語版）	細分化ウィーン分類表（ウィーン分類第5版準拠第2版）	_____	事例付きで参照可能
34	商品・役務名検索	商品・役務名データ	_____	商品・役務名、区分、類似群コード検索
35	商品・役務名検索（英語版）	商品・役務名データ	_____	商品・役務名、区分、類似群コード検索
36	商品・サービス国際分類表	ニース協定に基づく商品・サービスの国際分類表（第9版、第10-2014版*1、第10-2015版*1、第10-2016版*1及び第11-2017版*1）	_____	類似群コード付で参照可能 *1 第10-2014版、第10-2015版、第10-2016版及び第11-2017版*1は特許庁HPへのリンクを提供
37	指定商品の番換制度について	_____	_____	特許庁HPへのリンク
38	日本国周知・著名商標検索	日本国周知・著名商標	_____	商標（検索用）検索、各種番号照会 等
39	日本国周知・著名商標検索（英語版）	日本国周知・著名商標	_____	商標（検索用）検索、各種番号照会 等
40	不登録標章検索	商標法上、登録できない標章	大臣指定マーク WTO原産地名	称呼、図形等分類検索等
41	審決公報DB	審決公報データ、判決公報データ	昭和15年～（審決公報データ） 平成4年～（判決公報データ）	各種番号照会
42	審決公報DB（英語版）	審決公報データ、判決公報データ	昭和15年～（審決公報データ） 平成4年～（判決公報データ）	各種番号照会 機械翻訳による公報の英訳表示
43	審決速報	審決速報情報	審決決定から審決公報発行までの審決情報	各種番号照会、各種分類検索 等
44	経過情報検索（番号照会）	整理標準化データ（出願（経過）・登録・審判関連情報）	平成2年以降に出願された案件及び平成10年4月以降に更新のあったデータ	各種番号照会
45	経過情報検索（範囲指定検索）	整理標準化データ（出願（経過）・登録・審判関連情報）、公示号データ	平成10年4月～（一部平成10年11月～）	日付範囲指定検索
46	経過情報検索（最終処分照会）	整理標準化データ（最終処分情報）	昭和39年～（出願）	各種番号照会
47	文献蓄積情報	各種文献の蓄積範囲情報	_____	_____

特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) : <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

問合せ先：総務課情報技術統括室

2. 特許庁の提供する主なデータ一覧表

(2017年4月1日現在)

【1. 公報】

特許庁が発行する以下の公報は、インターネットを利用して発行しています。

インターネット利用による公報発行サイト：<https://www.publication.jpo.go.jp/>

	特許庁データ名	提供間隔
1	特許・実用新案公報	週1回
2	公開公報	週1回
3	登録実用新案公報	週1回
4	意匠公報	週1回
5	商標・商標書換登録公報	週1回
6	公開・国際商標公報	週1回
7	審決公報	月1回
8	特許庁公報	月1回

【2. 整理標準化データ等】

下記のデータは、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）における整理標準化データ等の情報の一括ダウンロードサービスから無償で入手することが可能です。

①公報情報

	特許庁データ名	提供間隔
1	特許・実用新案公報情報	週1回
2	公開公報情報	週1回
3	登録実用新案公報情報	週1回
4	意匠公報情報	週1回
5	商標・商標書換登録公報情報	週1回
6	公開・国際商標公報情報	週1回
7	審決公報情報	月1回

②整理標準化データ

	特許庁データ名	提供間隔
1	特許 整理標準化XMLデータ	週1回
2	実用新案 整理標準化XMLデータ	週1回
3	特許 整理標準化SGMLデータ（審判マスタ）	週1回
4	実用新案 整理標準化SGMLデータ（審判マスタ）	週1回
5	意匠 整理標準化SGMLデータ	週1回
6	商標 整理標準化SGMLデータ	週1回

③その他

	特許庁データ名	提供間隔
1	公開特許英文抄録（PAJ）	月1回
2	米国特許明細書と文抄録テキストデータ	月1回
3	米国公開特許明細書と文抄録テキストデータ	月1回
4	GS（コンピュータ・ソフトウェア）書誌的事項データ	月1回
5	PMGS（Patent Map Guidance System）データ	四半期
6	欧州公開特許明細書と文抄録テキストデータ	月1回
7	中国特許と文抄録テキストデータ	不定期
8	中国語文献機械翻訳文	月1回
9	韓国語文献機械翻訳文	月1回
10	中国特許文献FI・F ターム付与データ	新規提供無し*1

\*1 平成28年7月末の提供以降は、新たに提供されるデータは無い。

問合せ先：普及支援課、総務課情報技術統括室

3. 弁理士登録状況  
 (1) 弁理士登録及び登録抹消人数累計表

年別	登録人数	登録抹消人数	各年12月31日現在
1951(昭26年)	35	132	929
1952	42	35	936
1953	32	42	926
1954	38	33	931
1955	50	41	940
1956	49	24	965
1957	53	35	983
1958	51	20	1,014
1959	82	26	1,070
1960	83	64	1,089
1961	64	31	1,122
1962	62	29	1,155
1963	102	34	1,223
1964	107	33	1,297
1965	90	39	1,348
1966	105	28	1,425
1967	150	39	1,536
1968	89	27	1,598
1969	123	34	1,687
1970	101	25	1,763
1971	92	34	1,821
1972	137	31	1,927
1973	147	37	2,037
1974	113	38	2,112
1975	132	44	2,200
1976	143	50	2,293
1977	127	50	2,370
1978	110	70	2,410
1979	121	55	2,476
1980	118	58	2,536
1981	114	64	2,586
1982	118	51	2,653
1983	144	64	2,733
1984	122	40	2,815
1985	141	56	2,900
1986	120	73	2,947
1987	155	54	3,048
1988	138	55	3,131
1989	144	51	3,224
1990	174	56	3,342
1991	145	51	3,436
1992	150	57	3,529
1993	162	57	3,634
1994	136	66	3,704
1995	153	62	3,795
1996	172	51	3,916
1997	172	77	4,011
1998	182	91	4,102
1999	233	57	4,278
2000	303	78	4,503
2001	353	80	4,776
2002	424	79	5,121
2003	529	102	5,548
2004	559	105	6,002
2005	665	115	6,552
2006	642	133	7,061
2007	637	127	7,571
2008	370	135	7,806
2009	535	158	8,183
2010	724	194	8,713
2011	648	215	9,146
2012	690	179	9,657
2013	734	220	10,171
2014	712	203	10,680
2015	442	232	10,890
2016	410	211	11,089

問合せ先：秘書課

(2) 都道府県別弁理士登録人数表

2016年12月31日現在

事務所所在地	人数	事務所所在地	人数
北海道	43	京都	225
青森	6	大阪	1,679
岩手	3	兵庫	287
宮城	24	奈良	53
秋田	8	和歌山	10
山形	5	鳥取	4
福島	10	島根	2
茨城	128	岡山	29
栃木	31	広島	43
群馬	27	山口	8
埼玉	190	徳島	13
千葉	202	香川	12
東京都	6,057	愛媛	12
神奈川県	786	高知	6
新潟	21	福岡	96
富山	18	佐賀	6
石川	15	長崎	3
福井	15	熊本	10
山梨	17	大分	6
長野	57	宮崎	9
岐阜	57	鹿児島	9
静岡	72	沖縄	7
愛知	569	国外	99
三重	22	計	11,089
滋賀	78		

特許業務法人の数： 254 法人 (2016年12月31日現在)

問合せ先：秘書課

(3) 弁理士試験実施概況  
平成28年度弁理士試験概況

総志願者数	短答式筆記試験受験者数	短答式筆記試験合格者数	論文式筆記試験(必須)受験者数	論文式筆記試験(選択)受験者数	論文式筆記試験合格者数	口述試験受験者数	最終合格者数
4,679	3,586	557	1,103	255	288	312	296

弁理士試験受験志願者及び合格者数

年別	区分 種別	受 験 志 願 者 数			合 格 者 数		
		予備試験	本 試 験	せんこう	予備試験	本 試 験	せんこう
昭和	28	10	77	16	0	11	3
	29	11	164	11	2	12	4
	30	24	271	16	4	19	4
	31	27	301	20	8	26	8
	32	14	342	13	3	33	6
	33	36	495	15	4	43	6
	34	42	493	9	9	27	6
	35	32	497	32	6	56	1
	36	38	571	36	9	27	3
	37	45	655	24	10	68	6
	38	49	729	27	10	63	6
	39	71	985	34	6	48	9
	40	65	1,073	33	8	51	12
	41	79	1,329	54	16	49	19
	42	57	1,417	41	7	47	15
	43	93	1,844	59	24	49	18
	44	134	2,138	51	44	48	10
	45	120	2,366	17	34	49	12
	46	132	2,507	142	42	65	6
	47	134	2,918	86	43	84	2
	48	137	2,852	81	34	81	15
	49	126	2,802	80	37	84	9
	50	135	2,912	72	32	84	8
	51	53	3,022	55	14	91	11
	52	148	3,205	59	42	91	6
	53	128	3,237	52	33	88	3
	54	125	3,144	45	32	87	4
	55	130	3,042	36	28	82	6
	56	117	3,100	25	24	77	4
	57	132	3,023	18	37	77	3
	58	90	3,007	17	28	83	1
	59	90	3,104	13	27	84	2
	60	90	2,937	11	26	76	3
	61	97	2,872	6	27	84	1
	62	101	2,933	2	30	86	1
	63	83	2,856	1	16	93	0
平成	元年	85	2,976	3	24	96	0
	2	75	3,099	2	17	101	0
	3	64	3,217	1	18	96	0
	4	71	3,279	1	20	100	0
	5	72	3,727	1	18	111	0
	6	73	3,999	1	19	113	0
	7	65	4,177	1	16	116	0
	8	77	4,390	1	16	120	0
	9	94	4,564	1	20	135	0
	10	74	4,650	1	26	146	0
	11	71	5,002	1	20	211	0
	12	90	5,531	1	33	255	0
	13		5,963	1		315	0
	14		7,176	0		466	0
	15		8,569	0		550	0
	16		9,642	1		633	0
	17		9,863	0		711	0
	18		10,060	0		635	0
	19		9,865	0		613	0
	20		10,494	0		574	0
	21		10,384	0		813	0
	22		9,950	0		756	0
	23		8,735	0		721	0
	24		7,930	0		773	0
	25		7,528	0		715	0
	26		6,216	0		385	0
	27		5,340	0		319	0
	28		4,679	0		296	0

注1：予備試験は、本試験を受けるのに相当な学識を有しているかどうかを考試するもの。  
 注2：予備試験は、平成13年から廃止された。  
 注3：せんこうは、弁理士法の特例により昭和16年6月5日までに帝国大学を卒業した者等に対して、せんこう試験するもの。

問合せ先：秘書課

## 4. 2016年度各種セミナー・説明会開催実績

## (1) 2016年度知的財産権制度説明会(初心者向け) 開催実績

開催地	開催日	参加者数
北海道(札幌市)	7月20日(水)	147
青森県(青森市)	8月26日(金)	52
秋田県(秋田市)	8月24日(水)	55
岩手県(盛岡市)	8月23日(火)	86
宮城県(仙台市)	8月22日(月)	113
山形県(山形市)	8月9日(火)	62
福島県(郡山市)	8月19日(金)	108
栃木県(宇都宮市)	7月26日(火)	91
群馬県(高崎市)	7月27日(水)	120
茨城県(つくば市)	7月13日(水)	87
千葉県(船橋市)	7月14日(木)	155
埼玉県(さいたま市)	9月16日(金)	393
東京都(千代田区)	7月4日(月)	238
東京都(立川市)	8月5日(金)	179
東京都(品川区)	9月26日(月)	281
東京都(港区)	9月12日(月)	1,132
神奈川県(横浜市)	7月22日(金)	222
神奈川県(川崎市)	9月1日(木)	240
静岡県(静岡市)	7月12日(火)	74
静岡県(浜松市)	9月13日(火)	92
静岡県(静岡市)	12月8日(木)	83
山梨県(甲府市)	7月25日(月)	60
長野県(長野市)	7月22日(金)	109
長野県(岡谷市)	9月6日(火)	60
新潟県(三条市)	8月19日(金)	191
富山県(富山市)	8月24日(水)	116
石川県(金沢市)	8月17日(水)	105
愛知県(名古屋市)	7月6日(水)	168
愛知県(名古屋市)	8月4日(木)	184
愛知県(名古屋市)	9月7日(水)	211
岐阜県(岐阜市)	7月13日(水)	94
三重県(四日市市)	8月2日(火)	91
和歌山県(和歌山市)	7月15日(金)	52
和歌山県(和歌山市)	11月30日(水)	30
奈良県(奈良市)	8月1日(月)	69
福井県(福井市)	8月9日(火)	107
滋賀県(草津市)	7月27日(水)	101
京都府(京都市)	8月25日(木)	225
大阪府(大阪市)	7月7日(木)	252
大阪府(堺市)	8月8日(月)	155
大阪府(大阪市)	9月2日(金)	273
大阪府(東大阪市)	9月21日(水)	199
兵庫県(神戸市)	9月12日(月)	210
鳥取県(鳥取市)	8月10日(水)	37
島根県(松江市)	9月5日(月)	76
岡山県(岡山市)	9月1日(木)	135
広島県(広島市)	8月31日(水)	178
山口県(山口市)	9月9日(金)	81
香川県(高松市)	8月3日(水)	80
愛媛県(松山市)	8月29日(月)	110
徳島県(徳島市)	7月14日(木)	59
高知県(高知市)	9月15日(木)	65
福岡県(福岡市)	7月11日(月)	102
福岡県(北九州市)	8月31日(水)	114
福岡県(福岡市)	10月25日(火)	55
佐賀県(佐賀市)	7月28日(木)	58
長崎県(長崎市)	7月19日(火)	37
長崎県(長崎市)	11月17日(木)	23
熊本県(熊本市)	9月13日(火)	105
大分県(大分市)	9月9日(金)	83
宮崎県(宮崎市)	7月29日(金)	79
鹿児島県(霧島市)	7月26日(火)	61
沖縄県(浦添市)	9月2日(金)	99
合 計		8,709

問合せ先: 普及支援課

## (2) 2016年度知的財産権制度説明会(実務者向け)開催実績

開催地	開催日	講義名	参加人数
北海道 (札幌市)	10月6日(木)	特許の審査基準及び審査の運用	59
		特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査	
		国内外で円滑に特許権を取得するために ビジネス関連発明の特許の取り方	
	10月27日(木)	不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	66
		先使用権制度の活用と実践～戦略的な知財保護のために～	
		職務発明制度の概要 PATENTSCOPEの概要 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス	
	11月8日(火)	商標の審査基準及び審査の運用	60
	11月15日(火)	商標の国際分類と類似商品・役務審査基準	42
商標の国際登録制度(マドリッド制度)について〔管理実務〕 審判制度の概要と運用			
宮城県 (仙台市)	10月3日(月)	不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	60
		特許の審査基準及び審査の運用	
		特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査	
	10月11日(火)	国内外で円滑に特許権を取得するために ビジネス関連発明の特許の取り方	50
		不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	
		先使用権制度の活用と実践～戦略的な知財保護のために～	
11月11日(金)	職務発明制度の概要	39	
	産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題 商標の審査基準及び審査の運用		
福島県 (郡山市)	12月9日(金)	審判制度の概要と運用	25
		不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	
埼玉県 (さいたま市)	11月8日(火)	商標の審査基準及び審査の運用	129
		商標の国際登録制度(マドリッド制度)について〔管理実務〕	
	12月12日(月)	意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編)	257
		意匠の審査基準及び審査の運用	
千葉県 (千葉市)	10月28日(金)	特許の審査基準及び審査の運用	60
		特許情報を利用した技術動向分析について	
		ビジネス関連発明の特許の取り方	
	11月28日(月)	意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編)	84
		意匠の審査基準及び審査の運用	
		ビジネス関連発明の特許の取り方	
11月28日(月)	商標の審査基準及び審査の運用	84	
	商標の国際分類と類似商品・役務審査基準 PATENTSCOPEの概要 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス		

開催地	開催日	講義名	参加人数
東京都 (中央区・港区)	11月16日(水)	不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	983
		先使用権制度の活用と実践～戦略的な知財保護のために～	
		職務発明制度の概要	
	11月21日(月)	知的財産と標準化によるビジネス戦略	637
		商標の国際分類と類似商品・役務審査基準	
		商標の国際登録制度(マドリッド制度)について[管理実務]	
	11月29日(火)	マドリッド協定議定書(マドプロ)に基づく商標の国際登録制度[本国官庁における手続を中心に]	677
		産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題	
12月2日(金)	特許情報を利用した技術動向分析について	772	
	審判制度の概要と運用		
	PATENTSCOPEの概要		
	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス		
	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の手続		
12月14日(水)	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国内移行手続き	617	
	国際調査及び国際予備審査		
	要約書作成のポイント		
	実用新案の基礎的要件と審査の運用		
1月10日(火)	国内外で円滑に特許権を取得するために	670	
	特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査		
	ビジネス関連発明の特許の取り方		
1月23日(月)	インターネット出願の概要	454	
	出願手続の留意点について		
	産業財産権登録の実務(設定登録について)		
1月26日(木)	特許の審査基準及び審査の運用	633	
	意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編)		
神奈川県 (横浜市)	12月6日(火)	意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(手続編)	158
		意匠の審査基準及び審査の運用	
		特許の審査基準及び審査の運用	
12月19日(月)	特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査	156	
	国内外で円滑に特許権を取得するために		
	ビジネス関連発明の特許の取り方		
静岡県 (静岡市・浜松市)	11月24日(木)	特許の審査基準及び審査の運用	52
		職務発明制度の概要	
		特許情報を利用した技術動向分析について	
11月30日(水)	不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	32	
	要約書作成のポイント		
新潟県 (三条市)	12月8日(木)	実用新案の基礎的要件と審査の運用	53
		特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査	
		審判制度の概要と運用	
12月14日(水)	商標の国際登録制度(マドリッド制度)について[管理実務]	42	
	特許情報を利用した技術動向分析について		
		職務発明制度の概要	

開催地	開催日	講義名	参加人数
愛知県 (名古屋市)	10月19日(水)	不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	237
		先使用権制度の活用と実践～戦略的な知財保護のために～	
		職務発明制度の概要	
		特許情報を利用した技術動向分析について	
	10月25日(火)	知的財産と標準化によるビジネス戦略	192
		審判制度の概要と運用	
		中小企業を応援する知財支援施策について	
		国内外で円滑に特許権を取得するために	
	11月17日(木)	特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査	170
		産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題	
		意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編)	
		意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(手続編)	
11月30日(水)	意匠の審査基準及び審査の運用	196	
	商標の審査基準及び審査の運用		
	商標の国際分類と類似商品・役務審査基準		
	商標の国際登録制度(マドリッド制度)について〔管理実務〕		
12月7日(水)	マドリッド協定議定書(マドプロ)に基づく商標の国際登録制度〔本国官庁における手続を中心に〕	187	
	PATENTSCOPEの概要		
	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス		
	中小企業を応援する知財支援施策について		
	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の手続		
12月13日(火)	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国内移行手続き	176	
	国際調査及び国際予備審査		
	出願手続の留意点について		
	実用新案の基礎的要件と審査の運用		
	要約書作成のポイント		
富山県 (富山市)	11月15日(火)	特許の審査基準及び審査の運用	46
		産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題	
		中小企業を応援する知財支援施策について	
12月6日(火)	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の概要	46	
	国内外で円滑に特許権を取得するために		
	特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査		
岐阜県 (岐阜市)	12月2日(金)	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の概要	50
		中小企業を応援する知財支援施策について	
		意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編)	
		意匠の審査基準及び審査の運用	
三重県 (四日市市)	11月29日(火)	国内外で円滑に特許権を取得するために	20
		特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査	
		中小企業を応援する知財支援施策について	
京都府 (京都市)	10月24日(月)	特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査	138
		特許の審査基準及び審査の運用	
		ビジネス関連発明の特許の取り方	
	11月9日(水)	商標の審査基準及び審査の運用	76
商標の国際登録制度(マドリッド制度)について〔管理実務〕			

開催地	開催日	講義名	参加人数
大阪府 (大阪市)	11月1日(火)	不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	505
		先使用権制度の活用と実践～戦略的な知財保護のために～	
		職務発明制度の概要	
		特許情報を利用した技術動向分析について	
	11月7日(月)	知的財産と標準化によるビジネス戦略	326
		意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編)	
		意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(手続編)	
	11月14日(月)	意匠の審査基準及び審査の運用	468
		商標の審査基準及び審査の運用	
		商標の国際分類と類似商品・役務審査基準	
		商標の国際登録制度(マドリッド制度)について[管理実務]	
	11月24日(木)	マドリッド協定議定書(マドプロ)に基づく商標の国際登録制度[本国官庁における手続を中心に]	447
		インターネット出願の概要	
		出願手続の留意点について	
		産業財産権登録の実務(設定登録について)	
審判制度の概要と運用			
12月5日(月)	ビジネス関連発明の特許の取り方	433	
	産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題		
	PATENTSCOPEの概要		
	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス		
	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の手続		
12月16日(金)	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国内移行手続き	442	
	国際調査及び国際予備審査		
	特許の審査基準及び審査の運用		
	特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査		
兵庫県 (神戸市)	国内外で円滑に特許権を取得するために	45	
	要約書作成のポイント		
	実用新案の基礎的要件と審査の運用		
	商標の審査基準及び審査の運用		
10月3日(月)	商標の国際登録制度(マドリッド制度)について[管理実務]	18	
	PATENTSCOPEの概要		
10月12日(水)	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス	42	
	意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編)		
岡山県 (岡山市)	意匠の審査基準及び審査の運用	44	
	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度の概要		
	特許の審査基準及び審査の運用		
広島県 (広島市)	特許情報を利用した技術動向分析について	82	
	特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス		
	商標の審査基準及び審査の運用		
	商標の国際登録制度(マドリッド制度)について[管理実務]		
	不正競争防止法と営業秘密の適切な管理		
	職務発明制度の概要		
11月21日(月)	特許の審査基準及び審査の運用	111	
	ビジネス関連発明の特許の取り方		
	意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編)		
1月13日(金)	意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(手続編)	68	
	意匠の審査基準及び審査の運用		
	意匠の審査基準及び審査の運用		

開催地	開催日	講義名	参加人数
香川県 (高松市)	10月14日(金)	職務発明制度の概要 国内外で円滑に特許権を取得するために 特許の審査基準及び審査の運用 ビジネス関連発明の特許の取り方	77
	12月13日(火)	不正競争防止法と営業秘密の適切な管理 審判制度の概要と運用 PATENTSCOPEの概要 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス	76
	1月11日(水)	商標の審査基準及び審査の運用 意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編) 意匠の審査基準及び審査の運用	65
福岡県 (福岡市)	11月14日(月)	中小企業等のための知財関連支援策～料金減免制度など～ 不正競争防止法と営業秘密の適切な管理 先使用権制度の活用と実践～戦略的な知財保護のために～ 職務発明制度の概要 知的財産と標準化によるビジネス戦略	127
	11月21日(月)	PATENTSCOPEの概要 特許協力条約(PCT)に基づく国際出願制度に関するトピックス 意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編) 意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(手続編) 意匠の審査基準及び審査の運用	80
	12月1日(木)	特許の審査基準及び審査の運用 特許分類の概要とそれらを用いた先行技術文献調査 国内外で円滑に特許権を取得するために ビジネス関連発明の特許の取り方	121
	12月12日(月)	商標の審査基準及び審査の運用 商標の国際分類と類似商品・役務審査基準 商標の国際登録制度(マドリッド制度)について〔管理実務〕 産業財産権をめぐる国内外の情勢と課題	93
大分県 (大分市)	12月6日(火)	特許の審査基準及び審査の運用 商標の審査基準及び審査の運用 中小企業等のための知財関連支援策～料金減免制度など～	26
熊本県 (熊本市)	12月14日(水)	特許の審査基準及び審査の運用 商標の審査基準及び審査の運用 出願手続の留意点について インターネット出願の概要	21
鹿児島県 (鹿児島市)	11月29日(火)	意匠の国際登録制度(ハーグ制度)について(制度概要・E-Filing編) 意匠の審査基準及び審査の運用 中小企業等のための知財関連支援策～料金減免制度など～	14
沖縄県 (浦添市)	10月28日(金)	商標の審査基準及び審査の運用 商標の国際登録制度(マドリッド制度)について〔管理実務〕 不正競争防止法と営業秘密の適切な管理	23
参加人数合計 ※()内は開催日毎に足し上げたのべ参加人数			(12,155名)

問合せ先: 普及支援課

5. 承認TLO、認定TLO一覧表（2017年4月1日現在）

【承認TLO】(36機関)

承認年	TLO名	関連大学等
1998年	(株)東京大学TLO	東京大学等
	関西ティー・エル・オー(株)	京都大学、立命館大学等
	(株)東北テクノアーチ	東北大学等
	日本大学 産官学連携知財センター	日本大学
1999年	早稲田大学 産学官研究推進センター	早稲田大学
	慶應義塾大学 研究連携推進本部	慶應義塾大学
	(有)山口ティー・エル・オー	山口大学
2000年	(公財)新産業創造研究機構	神戸大学、大阪大学等
	(公財)名古屋産業科学研究所	名古屋大学等
	(株)産学連携機構九州	九州大学
	東京電機大学 産官学交流センター	東京電機大学
	タマティーエルオー(株)	工学院大学、東洋大学、首都大学東京等
2001年	明治大学 研究活用知財本部 知的資産センター	明治大学
	よこはまティーエルオー(株)	横浜国立大学、横浜市立大学等
	(株)テクノネットワーク四国	徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学等
	(一財)生産技術研究奨励会	東京大学生産技術研究所
	(株)新潟TLO	新潟大学等
2002年	(公財)北九州産業学術推進機構	九州工業大学、北九州市立大学等
	(株)三重ティーエルオー	三重大学
	(有)金沢大学ティ・エル・オー	金沢大学

承認年	TLO名	関連大学等
2003年	(株)キャンパスクリエイト	電気通信大学等
	日本医科大学 知的財産推進センター	日本医科大学、日本獣医生命科学大学
	(株)鹿児島TLO	鹿児島大学等
	(株)信州TLO	信州大学、長野工業高等専門学校
2005年	佐賀大学 産学・地域連携機構 知財戦略・技術移転部門 (佐賀大学TLO)	佐賀大学
2006年	千葉大学 学術研究推進機構 産学連携研究推進ステーション	千葉大学
2007年	東京工業大学 産学連携推進本部	東京工業大学
	富山大学 地域連携推進機構 産学連携部門	富山大学
	群馬大学 研究・知的財産戦略本部 群馬大学TLO	群馬大学
2008年	奈良先端科学技術大学院大学 産官学連携推進本部 TLO	奈良先端科学技術大学院大学
	東海大学 研究推進部 産官学連携センター	東海大学
	東京医科歯科大学 産学連携推進本部 技術移転部門	東京医科歯科大学
2009年	山梨大学 社会連携・研究支援機構	山梨大学
	北海道大学 産学連携本部 TLO部門	北海道大学等
	2010年	静岡技術移転(同)
2016年	iPSアカデミアジャパン(株)	京都大学等

【認定TLO】(1機関)

認定年	TLO名	関連機関等
2003年	(公財)ヒューマンサイエンス振興財団	厚生労働省所管の試験研究機関等

問合せ先:企画調査課

## 6. 各経済産業局及び沖縄総合事務局知的財産室一覧表

知的財産室は、地域における中小企業等への知的財産に関する指導・相談、情報の提供及び各種説明会の開催などを通じて知的財産に関し総合的な支援を行っている。

平成29年4月現在

	担 当	所 在 地	電 話 番 号
北海道 経済産業局	地域経済部 知的財産課室	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎5階	011-709-5441
東北 経済産業局	地域経済部 知的財産課室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟3階	022-221-4819
関東 経済産業局	地域経済部 知的財産課室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館9階	048-600-0239
中部 経済産業局	地域経済部 知的財産課室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 4階	052-951-2774
近畿 経済産業局	地域経済部 知的財産課室	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-4 4 大阪合同庁舎第1号館3階	06-6966-6016
中国 経済産業局	地域経済部 知的財産課室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館3階	082-224-5680
四国 経済産業局	地域経済部 知的財産課室	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階	087-811-8519
九州 経済産業局	地域経済部 知的財産課室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎6階	092-482-5463
沖縄 総合事務局	地域経済部 知的財産課室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階	098-866-1730

問合せ先:普及支援課

7. 独立行政法人工業所有権情報・研修館一覧表

2017年4月1日現在

所在地 東京都千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎2階  
 電話 03-3501-5765  
 URL <http://www.inpit.go.jp/>

2001年4月から発足した独立行政法人であり、これまで特許庁が実施してきた産業財産権に関する情報提供などの業務を引き継いで事業を行っている。  
 さらに、2004年10月からは名称を独立行政法人工業所有権情報・研修館（旧名称：工業所有権総合情報館）に改め、産業財産権制度を支える「情報」及び「人」という基盤と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目的として、

- ①先行技術調査等のための公報、審査審判資料等の収集・閲覧事業
- ②知的財産情報の高度活用による権利化推進事業
- ③特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）や整理標準化データ等の産業財産権情報提供事業
- ④産業財産権制度一般、海外展開支援、営業秘密等に関する相談事業
- ⑤情報提供事業等の基盤となる情報システム整備事業
- ⑥特許庁審査・審判官等に対する研修事業
- ⑦先行技術調査を行うサーチャーや知的財産関連人材の育成事業

を実施している。

【事業部及び施設一覧】※2015年4月1日より組織再編しました。

名 称	所 在 地	電話番号
知財情報部	〒100-0013 千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎2F	03-3580-7947
公報閲覧室	"	03-3580-7947
図書閲覧室	"	03-3592-2920
研修部	〒100-0013 千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル7F	03-3581-5092
知財人材部	"	03-5512-1202
知財活用支援センター	〒100-0013 千代田区霞が関3-4-3 特許庁庁舎2F	03-3503-6051
知財戦略部	"	03-3580-6949
相談部	"	03-3581-1101 (内線) 2121~2123
地域支援部	"	03-3503-6051

8. 知財総合支援窓口一覧表

2011年度から、中小企業の知的財産に関する相談を受け入れる「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置している。無料・秘密厳守で、知的財産に関するアイデア段階から海外事業展開までの様々な課題に対して、関係する支援機関と連携して支援を実施している。また、専門性の高い課題に対しては、弁理士や弁護士等の専門家と協働して相談に応じている。

2017年4月1日現在

都道府県	実施機関	住所	電話番号	営業時間	電子出願用端末有無
北海道	一般社団法人 北海道発明協会	060-0807 札幌市北区北7条西4-1-2 KDX札幌ビル5階	011-747-8256	9:00~17:00	○
青森県	一般社団法人 青森県発明協会	030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル8階 青森県知的財産支援センター内	017-762-7351	8:30~17:15	○
岩手県	一般社団法人 岩手県発明協会	020-0857 盛岡市北飯岡2-4-25 地方独立行政法人 岩手県工業技術センター2	019-634-0684	9:00~17:15	○
宮城県	一般社団法人 宮城県発明協会	981-3206 仙台市泉区明通2-2 宮城県産業技術総合センター2階	022-779-6990	8:45~17:30	○
秋田県	公益財団法人 あきた企業活性化センター	010-8572 秋田市山王3-1-1 秋田県庁第二庁舎2階	018-860-5614	8:30~17:15	○
山形県	一般社団法人 山形県発明協会	990-2473 山形市松栄2-2-1 山形県高度技術研究開発センター1階	023-647-8130	8:30~17:15	○
福島県	一般社団法人 福島県発明協会	963-0215 郡山市待池台1-12 福島県ハイテクプラザ2階	024-963-0242	8:30~17:15	○
茨城県	公益財団法人 茨城県中小企業振興公社	310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階	029-224-5339	8:30~17:15	○
栃木県	公益財団法人 栃木県産業振興センター	321-3226 宇都宮市ゆいの社1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内	028-670-2617	8:30~17:15	○
群馬県	一般社団法人 群馬県発明協会	379-2147 前橋市亀里町884-1 群馬県産業技術センター内	027-290-3070	8:30~17:15	○
埼玉県	公益財団法人 埼玉県産業振興公社	338-0001 さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階	048-621-7050	9:00~17:00	○
千葉県	一般社団法人 千葉県発明協会	263-0016 千葉市稲毛区天台6-13-1 千葉県産業支援技術研究所内	043-255-7987	9:00~17:00	○
東京都	一般社団法人 発明推進協会	105-0001 港区虎ノ門2-9-14 発明会館1階	03-6424-5081 03-6273-3332	9:00~17:30	○
神奈川県	一般社団法人 神奈川県発明協会	231-0015 横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル4階	045-306-5011	8:30~17:15	○
新潟県	一般社団法人 新潟県発明協会	950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-1 新潟県工業技術総合研究所2階	025-211-3722	8:30~17:15	○
山梨県	公益財団法人 やまなし産業支援機構	400-0055 甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨3階	055-243-1888	8:30~17:15	○
長野県	一般社団法人 長野県発明協会	380-0928 長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-228-5559	8:30~17:15	○
		394-0084 岡谷市長地片岡町1-3-1 長野県工業技術総合センター1階	0266-23-4170	8:30~17:15	-
静岡県	一般社団法人 静岡県発明協会	420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館1階	054-251-6000	9:00~17:00	○
		410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津商連ビル3階	055-963-1055	9:00~17:00	-
		432-8036 浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館8階 公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構内	053-489-8111	9:00~17:00	-
富山県	一般社団法人 富山県発明協会	933-0981 高岡市二上町150 富山県工業技術センター技術開発館1階	0766-25-7259	8:30~17:15	○
		930-0866 富山市高田527 富山県総合情報センター情報ビル2階	076-432-1119	8:30~17:15	-
石川県	一般社団法人 石川県発明協会	920-8203 金沢市鞍月2-20 石川県地産産業振興センター新館1階	076-267-5918	8:30~17:15	○
		509-0109 各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザ5階	058-370-3550	8:30~17:15	○
岐阜県	公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター	500-8505 岐阜市藪田南5-14-53 OKBふれあい会館10階	058-278-0613	8:30~17:15	-
		460-8422 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル地下2階	052-223-6765	9:00~17:00	○
愛知県	公益財団法人 あいち産業振興機構	450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター14階	052-462-1134	8:45~17:30	○
		510-0851 四日市市塩浜町1-30 公益財団法人三重県産業支援センター北勢支所 高度部材イノベーションセンター内	059-349-5151	8:30~17:15	○
三重県	公益財団法人 三重県産業支援センター	514-0004 津市栄町1-891 三重県合同ビル5階	059-271-5780	8:30~17:15	○
		910-0102 福井市川合藪塚町61字北福田10 福井県工業技術センター1階	0776-55-2100	9:00~17:00	○
滋賀県	一般社団法人 滋賀県発明協会	520-3004 栗東市上砥山232 滋賀県工業技術総合センター別館1階	077-558-4040	8:30~17:15	○
京都府	一般社団法人 京都発明協会	600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク内 京都府産業支援センター2階	075-326-0066	9:00~17:00	○
大阪府	一般社団法人 大阪発明協会	530-0005 大阪市北区中之島4-3-53 国立大学法人大阪大学中之島センター7階	06-6479-3901	9:00~17:00	○
		577-0011 東大阪市荒本北1-4-17 クリエイションコア東大阪 北館1階	06-6746-0525	9:30~17:30	-
兵庫県	公益財団法人 新産業創造研究機構	650-0046 神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館4階	078-306-6808	8:45~17:30	-
		654-0037 神戸市須磨区行平町3-1-12 兵庫県立工業技術センター内 技術交流館1階	078-731-5847	8:45~17:30	○
奈良県	一般社団法人 奈良県発明協会	630-8031 奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター内	0742-35-6020	9:00~17:00	○
和歌山県	一般社団法人 和歌山県発明協会	640-8033 和歌山市本町2-1 フォルテワジマ6階	073-499-4105	9:00~17:30	○
鳥取県	公益財団法人 鳥取県産業振興機構	689-1112 鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構 本部内	0857-52-5894	8:30~17:15	○
		689-3522 米子市日下1247 公益財団法人鳥取県産業振興機構 西部支部内	0859-36-8300	8:30~17:15	-
島根県	一般社団法人 島根県発明協会	690-0816 松江市北陵町1 テクノアークしまね1階	0852-60-5145	8:30~17:15	○
岡山県	公益財団法人 岡山県産業振興財団	701-1221 岡山市北区芳賀5301 テクノサポール岡山3階	086-286-9711	8:30~17:15	○
広島県	一般社団法人 広島県発明協会	730-0052 広島市中区千田町3-13-11 広島発明会館	082-247-2562	8:30~17:15	○
山口県	公益財団法人 やまぐち産業振興財団	753-0077 山口市熊野町1-10 NPYビル10階	083-922-9927	8:30~17:15	○
徳島県	一般社団法人 徳島県発明協会	770-8021 徳島市雑賀町西開11-2 徳島県立工業技術センター2階	088-669-0158	8:30~17:15	○
香川県	公益財団法人 かがわ産業支援財団	761-0301 高松市林町2217-15 香川県産業頭脳化センタービル2階	087-867-9577	8:30~17:15	○
愛媛県	一般社団法人 愛媛県発明協会	791-1101 松山市久米窪田町337-1 テクノプラザ愛媛内	089-960-1118	8:30~17:15	○
高知県	一般社団法人 高知県発明協会	781-5101 高知市布師田3992-3 高知県工業技術センター4階	088-854-8876	9:00~17:00	○
福岡県	公益財団法人 福岡県中小企業振興センター	812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル6階	092-622-0035	8:30~17:15	○
		812-0046 福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11階	092-409-5480	8:30~17:00	○
		804-0003 北九州市戸畑区中原新町2-1 北九州テクノセンター1階	093-873-1432	9:00~17:00	○
佐賀県	公益財団法人 佐賀県地域産業支援センター	849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114 佐賀県地域産業支援センター内	0952-30-8191	8:30~17:15	○
長崎県	一般社団法人 長崎県発明協会	856-0026 大村市池田2-1303-8 長崎県工業技術センター内	0957-52-1144	9:00~17:45	○
熊本県	一般社団法人 熊本県工業連合会	862-0901 熊本市東区東町3-11-38 熊本県産業技術センター内	096-285-8840	8:30~17:15	○
大分県	一般社団法人 大分県発明協会	870-1117 大分市高江西1-4361-10 大分県産業科学技術センター内	097-596-6171	8:30~17:15	○
宮崎県	一般社団法人 宮崎県発明協会	880-0303 宮崎市佐土原町東上那珂16500-2 宮崎県工業技術センター2階	0985-74-3956	9:00~17:00	○
鹿児島県	公益財団法人 鹿児島県工業倶楽部	892-0821 鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館 中2階	099-295-0270	8:30~17:15	○
沖縄県	一般社団法人 沖縄県発明協会	904-2234 うるま市宇州崎12-2 沖縄県工業技術センター内	098-995-8778	9:00~17:00	○

※ 各窓口ともに土曜、日曜、祝日及び年末年始は休業日になります。(営業日の詳細については各窓口にお問合せください。)

問合せ先:(独)工業所有権情報・研修館 地域支援部

## 9. 特許庁関係団体一覧表

2017年4月1日現在

団 体 名 称	所 在 地		電 話 番 号
(一財) 工業所有権協力センター	〒135-0042	東京都江東区木場1-2-15 深川ギャザリア ウエスト3棟	03-6665-7850
(一財) 工業所有権電子情報化センター	〒102-0076	東京都千代田区五番町5-5	03-3237-6511
(一財) 知的財産研究教育財団 知的財産研究所	〒101-0054	東京都千代田区神田錦町3-11 精興竹橋共同ビル5階	03-5281-5671
(一社) 日本国際知的財産保護協会	〒105-0001	東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階	03-3591-5301
(一社) 日本食品・バイオ知的財産権センター	〒105-0014	東京都港区芝2-5-24 芝MARビル4階	03-3769-5221
(一社) 日本デザイン保護協会	〒105-0001	東京都港区虎ノ門2-4-1 虎ノ門ピアザビル8階	03-3591-3030
(一財) 日本特許情報機構	〒135-0016	東京都江東区東陽4-1-7 佐藤ダイヤビルディング	03-3615-5511
(公社) 発明協会	〒105-0001	東京都港区虎ノ門2-9-14	03-3502-5421
(一社) 発明推進協会	〒105-0001	東京都港区虎ノ門2-9-14	03-3502-5422
日本弁理士会	〒100-0013	東京都千代田区霞が関3-4-2	03-3581-1211
(一社) 日本知的財産協会	〒100-0004	東京都千代田区大手町2-6-1 朝日生命大手町ビル18階	03-5205-3321
日本商標協会	〒105-0003	東京都港区西新橋2-18-1 弁護士ビル2号館	03-6432-4161

注：(一社) …一般社団法人 / (一財) …一般財団法人 / (公社) …公益社団法人

問合せ先：総務課



10. 各国産業財産権法概要一覧表

(1) 特許制度

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	の 現 地 代 理 人 性 要	(公 開 制 度 一 度	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	の 新 規 基 性 判 準 断
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	-	-	※	○
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×	×	その他	△
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	◎	-	×	○	-	-	その他(備1)	○
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	○	(備1)	-	×	×	×	×	その他(備2)	-
	BT	ブータン	○	△	×	×	○	◎	要	×	○	×	×	その他(備)	○
	CN	中国	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願(備1)	3年	(備2)	○
	HK	香港	○	○	○	×	○(備1)	◎	要	18月	×	公開	6月	※その他(備2)	○
	ID	インドネシア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○
	IL	イスラエル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-	-	(備1)	○
	IN	インド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願(備1)	48月	※その他	□
	IQ	イラク	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	×	×	-	-	その他(備2)	○
	IR	イラン	○	△	×	×	○	◎	-	×	×	-	-	医薬、会計のための表	○
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	○	-	×	○	×	×	※その他	△
	JP	日本	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備1)	○
	KH	カンボジア	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×	×	その他(備1)	○
	KR	韓国	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	5年	その他(備1)	○
	KW	クウェート	○	○	×	×	○	◎	要	×	×	-	-	その他(備)	△
	LA	ラオス	○	×	○	×	○	◎	要	17月	○	出願	32月	※その他	○
	LB	レバノン	○	×	×	×	○	◎	要	×	○	-	-	その他(備)	○
	LK	スリランカ	○	○	○	×	○	◎	-	×	○	×	×	※	○
MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	調査時点において特許法は未制定								
MN	モンゴル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-	-	※その他	○	
MO	マカオ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	7年	※その他	○	
MV	モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点において特許法は未制定								

13 存続期間		14 異議申立		15 無効審判		16 実 施 年 義 務	17 広 域 制 度	備考
起 算 日	（期 年 ） 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間			
出願	20	公開	60日	×		3	-	
出願	16延5	公開	4月	●		-	-	
出願	20	×(備2)		●(備3)		(備4)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供が行える。 (備3)利害関係人は行政機関に申立てることができる。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
(備3)		×		-		×	-	(備1)英国、マレーシア、シンガポールにおける特許権者及びその承継人。 (備2)公共の利益に反する発明。 (備3)英国、マレーシア又はシンガポールにおける当該特許権の残存期間。
出願	20	×		○		-	-	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	×(備3)		○		3	-	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)原子核変換、その他。 (備3)情報提供が行える。
出願	20	-		○		×	-	(備1)英国特許(EP経由を含む)又は中国特許出願を基礎に登録請求する制度。なお、香港に直接出願する短期特許(出願日から8年)の制度もあり。 (備2)人・動物の治療方法等。
出願	20	公開	6月	○		3	-	
出願	20延5(備2)	公開	3月	○		(備3)	-	(備1)①治療処置方法 ②植物又は動物の新種。 (備2)医薬品、農薬(最長5年)。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開/公報	(備2)	○		3	-	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)特許付与前:公開から特許付与までの間/特許付与後:特許付与の公告日から1年。
出願	20	×		○		(備3)	-	(備1)連合暫定施政当局(GPA)指令第81号。 (備2)公序良俗に反する発明、建設物の設計等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	(備)	×		○		5	-	(備)10、15又は20(出願人が選択する)。
出願	20	公開	3月	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	×(備3)		○		(備4)	-	(備1)公序良俗に反する発明。 (備2)医薬品、農薬(最長5年)。 (備3)情報提供が行える。 (備4)特許法83条(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)。 同法92条(自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定)。 同法93条(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	-		公報	3月(備3)	3	-	(備1)公序良俗に反するもの。 (備2)医薬品、農薬(最長5年)。 (備3)何人も請求できる期間。その後は利害関係人、審査官のみが請求できる。
出願	20	公開	2月	○		2	-	(備)食品、医薬品、調合薬等。
出願	20	×		○		3	-	
出願	20	-		○		3	-	(備)発見、科学的理論及び数学的方法、事業活動又はゲーム方法、人・動物の治療方法等。
出願	20	-		○		×	-	
左記参照								-
出願	20	(備)	3月	○		3	-	(備)クレームが公報に掲載された日。
出願	20	×(備)		○		3	-	(備)情報提供制度(公告日から登録までの間)あり。
左記参照								-

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			バ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	の 現 地 代 理 人 性 人	（公 開 月 制 ） 度	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 期 間		非 特 許 対 象	の 新 規 基 性 判 準 断
ア ジ ア	MY	マレーシア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	(備1)	※その他	○
	NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	-		その他(備)	△
	OM	オマーン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	36月	その他(備1)	○
	PH	フィリピン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	その他	○
	PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	-		※その他	○
	QA	カタール	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○
	SA	サウジアラビア	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	×		※	○
	SG	シンガポール	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	(備1)	その他(備2)	○
	SY	シリア	○	△	○	×	○	◎	要	×	×	×		医薬(備)	○
	TH	タイ	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	公開	5年	その他	□
ア メ リ カ	TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○
	VN	ベトナム	○	○	○	×	○	◎	要	19月	○	出願(備1)	42月	※その他(備2)	○
	YE	イエメン	○	△	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○
	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○
	BB	バルバドス	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	□
	B0	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	BR	ブラジル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○
	BS	バハマ	○	△	×	×	○	◎	-	×	○	×		(備)	○
	BZ	ベリーズ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○
ア メ リ カ	CA	カナダ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	5年	単なる科学的原理、抽象的理論	○
	CL	チリ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○
	CO	コロンビア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○
	CR	コスタリカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CU	キューバ	○	○	○	×	○	○	要	×	×	×		※(備1)	○
	DO	ドミニカ共和国	○	○	○	×	○	◎	要	-	○	×		※(備1)	○
	DM	ドミニカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	○

13 存続期間		14 異議申立		15 無効審判		16 （実 施年 義務）	17 広 域 制 度	備考
起 算 日	（期 年 ） 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間			
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)出願日から2年。通常審査の請求は1年、修正実体審査の請求は2年延長可。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	7延7ずつ2回	公報	35日	○		-	-	(備)公序良俗に反するもの。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)動物の生産のための本質的な生産学的方法。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	4月	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	3月	-		3	-	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	公報	90日	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備3)	×		○		(備4)	-	(備1)ファーストラックの場合は21月、スロートラックの場合は39月(何れも出願日又は優先日から)。 (備2)治療方法、診断方法等。 (備3)IPOSにおける手続の遅延による特許期間延長制度有。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15	×		○		2	-	(備)財務上の計画及び組合せ、医薬の処方及び混合。
出願	20	公開	90日	●		(備2)	-	(備1)方式要件を満たしている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		×	-	
出願	20	公開	(備3)	○		(備4)	-	(備1)優先権があるものは優先日を言う。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)公開日以降審査段階にある間。 (備4)期間の定めはない。
出願	15	公開	6月	○		(備2)	-	(備1)食品、薬品、治療用医薬品関連の非化学的発明等。 (備2)期間の定めはない。
出願	20	公開	2月	●		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		●		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)公開後60日間、情報提供が行える。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	-		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備)		○		3	-	(備)特許付与に対して情報提供が行える。
出願	16	×		○		×	-	(備)動植物の品種等。
出願	20	公開	2月	●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等、人・動物の生命・健康を守るために必要な発明等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備)		●		3	-	(備)特許付与に対して情報提供が行える。
出願	20	公開	45日	●		×	-	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	公開	60日	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	12(備2)	公開(備3)	30日	○		1	-	(備1)人・動物の治療方法。 (備2)医療、農業、食品等については1年。 (備3)最初の公告(公開)。
出願	10延5	×		○		(備2)	-	発明者証の制度あり。 (備1)化学物質、医薬、食品、治療方法等の発明は発明者証のみ可能。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	×		●		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)医薬品・農業は5年延長可能。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	の 現 地 代 理 人 性 要	公 開 月 制 度	審 査 制 度	審査請求 起算日 期間		非 特 許 対 象	新 規 基 性 判 準 断
ア メ リ カ	EC	エクアドル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○
	GD	グレナダ	○	○	○	×	○	特許法の条文等の情報を入手できず内容未確認							
	GT	グアテマラ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	△
	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	○	◎	要	(備1)	○	×		※	○
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	-	×	×		その他(備)	○
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	要	×	○	-		-	△
	KN	セントクリストファー・ネイビス	○	○	○	×	○(備)	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○
	LC	セントルシア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	(備1)		その他(備2)	○
	MX	メキシコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○
	NI	ニカラグア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	PA	パナマ	○	○	○(備1)	×	○	◎	要	18月	×(備2)	-		※その他(備3)	○
	PE	ペルー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他	○
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	×		※医業(備1)	○
	SR	スリナム	○	○	×	×	○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	○
	SV	エルサルバドル	○	○	○	×	○	◎	-	(備1)	○	公開	6月	※その他(備2)	○
	TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		(備1)	○
	US	米国	○	○	○	×	○	◎	-	18月(備1)	○	×		(備2)	○
	UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	18月	○	出願	120日	※その他(備1)	○
VC	セントビンセント	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	

13		14		15		16	17	備考
存続期間		異議申立		無効審判		（突 施 年 義 務）	広 域 制 度	
起 算 日	（期 間）	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間			
出願	20	公開	60日	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
左記参照							-	
出願	20	×(備2)		○		×	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度(公告日から3月間)あり。
出願	16	公開	2月	公報	12月(備2)	3	-	(備1)化学的方法により得られる物質、食料又は医薬に用いる物質等。 (備2)裁判所に提訴することもできる(期限の定めなし)。
出願	20	公開	90日	○		(備2)	-	(備1)特許要件を備えている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
登録	5延5ずつ2回	×		○		×	-	(備)公序良俗に反するもの。
登録	14延7	×		○		×	-	
出願	20	公開	3月	●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	2月	○		3	-	(備1)調査報告書の請求、調査及び審査報告書の請求、又は対応外国出願の詳細情報の提出の何れかをしなければならない。 (備2)人・動物の治療方法等。
出願	20	×		○		(備2)	-	(備1)人・動植物の診断、治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		●		×	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度あり。
出願	20	×		○		×	-	(備1)2012.9.7.に効力発生。 (備2)明らかに新規性を欠く場合には拒絶される。 (備3)人・動物の治療方法等。
出願	20	公開	30日	○		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●(備2)		(備3)	-	(備1)2005.1.1から特許対象。 (備2)無効は民事商事裁判所に提訴する。付与手続き違反で特許が付与された場合には、特許付与日から5年又はバラグアイにおける発明の実施開始日から2年の何れか早く終了する時点までの時効規定が適用される。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備3)		○		(備4)	-	(備1)方式要件を備えている場合、公開が命じられ、仮保護が与えられる。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)情報提供が行える。 (備4)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等、数学的方法、その他。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備3)	×(備4)(備5)		×(備6)		×	-	(備1)出願人が出願時に、出願公開が義務付けられている国に出願する意図がなく、またその後もその意図がないことを宣言したときには出願公開は行われず。 (備2)租税戦略、人体組織、核兵器に関連するもの。 (備3)医薬品等の特許は最長5年間延長可能。 (備4)情報提供が行える。 (備5)付与後レビュー制度が存在する。 (備6)当事者系レビュー制度が存在する。
出願	20	×(備2)		○		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)出願の公開から60日以内に意見書を提出できる。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	3月	●		(備2)	-	(備1)法律又は公序良俗に反する発明。 (備2)期限の定めなし。
登録	5又は10	公開	60日	●(備2)		2	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無効は裁判所に提訴する(異議申立を行わなかった人のみ。登録から2年以内)。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	の 現 地 代 理 性 人	（公 開 月 制 ） 度	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 期 間		非 特 許 対 象	の 新 規 基 性 判 準 断
ヨ ー ロ ッ パ	AD	アンドラ	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	18月	×	-		その他(備2)	○
	AL	アルバニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	-		※その他(備1)	○
	AM	アルメニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○
	AT	オーストリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	○	×	○	◎	要	12月	○	×		※その他(備)	○
	BA	ボスニア・ヘルツゴビナ	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	BE	ベルギー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※(備1)	○
	BG	ブルガリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	13月	※その他(備1)	○
	BY	ベラルーシ	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○
	CH	スイス	○	○	○	○	○	◎	要	×	×	×		※その他(備1)	○
	CY	キプロス	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	-		※	○
	CZ	チェコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備1)	○
	DE	ドイツ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	7年	※その他(備)	○
	DK	デンマーク	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○
	EE	エストニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	-		※その他(備1)	○
	ES	スペイン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	(備1)	6月	※	○
	FI	フィンランド	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※	○
	FR	フランス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※(備1)	○
	GB	英国	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○
	GE	グルジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
GR	ギリシャ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	-		※	○	
HR	クロアチア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○(備1)	公開	6月	※その他(備2)	○	
HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	(備1)	6月	※その他(備2)	○	
IE	アイルランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※	○	
IS	アイスランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
IT	イタリア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	

13		14		15		16	17	備考
存続期間		異議申立		無効審判		（突 施 年 義 務）	広 域 制 度	
起 算 日	（一 期 年 間）	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間			
出願	20	×		●		(備3)	-	(備1)施行規則が未制定で出願受付に至っていない。 (備2)人・動物の治療方法等(動植物の品種を除く)。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備1)	×		◎		(備2)	EAPO	(備1)医薬品・農業の特許は最長5年延長可能。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	4月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	6月	○		3	EAPO	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	公報(備2)	6月	○		(備3)	(EPC拡張国)	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)無審査で付与される特許(Consensual patent)について異議申立が行える。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備2)	×		○		3	EPC	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護。 (備2)サーチレポートのサーチ手数料を納付しない場合、又はサーチレポートを提出しない場合は6年。
出願	20	公開	3月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20延5(備2)	×		●(備3)		5	EAPO	(備1)公共の利益に反する発明。 (備2)実施に関係当局の承認が必要な場合は最長5年の延長可。 (備3)権利有効期間中。
出願	20	公報	9月	○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	(備)	○		4	EAPO	(備)期間の定めはない。
出願	20	×(備2)		○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)意見書を提出できる。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願日の翌日	20	公報	9月	●		×	EPC	(備)人・動物の治療方法、遺伝配列の単なる発見等。
出願	20	公報	9月	○		(備2)	EPC	(備1)植物新品種は植物品種法により保護。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の期間が経過したとき。
出願	20	×		公報	9月	(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、遺伝子配列、集積回路配置。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	2月	●(備2)		(備3)	EPC	(備1)サーチレポートの公開から6月以内。 (備2)無効は存続期間中及びその消滅後5年以内に提起する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	登録	9月	●		(備)	EPC	(備1)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		●		(備3)	EPC	(備1)植物新品種は植物品種保護法により保護。 (備2)意見書を提出することができる。 (備3)特許付与から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×(備2)		○		3	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)公開後情報提供制度あり。
出願	20	公報	3月	●(備2)		3		(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)利害関係人は、再審査を請求することができる。また、無効は裁判所に提訴することもできる。
(備1)	20	×		○		(備2)	EPC	(備1)出願日の翌日から起算する。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報(備3)	6月	○		3	EPC	(備1)実体審査不請求の場合は、権利期間は出願日から10年。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)「実体審査不請求」のものについてのみあり、特許付与請求公告日から6月。
出願	20	×		○		(備3)	EPC	(備1)出願と同時に新規性調査の公式の通知の日。 (備2)人・動物の治療方法、工業又は商業目的での人間の胚の使用等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		-	EPC	
出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	2月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	
			バ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	の 現 地 必 要 理 性 人	(公 開 月 制 度)	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 期 間		非 特 許 対 象	の 新 規 基 性 判 準 断	
ヨ ー ロ ッ パ	KG	キルギス	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他	○	
	KZ	カザフスタン	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備1)	○	
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	×	スイスとの協定により、スイス特許法の効力が及ぶ								
	LT	リトアニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他	○	
	LU	ルクセンブルグ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	出願	7年	※その他(備1)	○	
	LV	ラトビア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		その他(備1)	○	
	MC	モナコ	○	×	○	×	○	◎	要	-	×	-		(備)	○	
	MD	モルドバ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他	○	
	ME	モンテネグロ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	
	MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	○	○	○	◎	要	×	○	出願	2年	※その他(備1)	○	
	MT	マルタ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○	
	NL	オランダ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	×	出願	13月	※	○	
	NO	ノルウェー	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※	○	
	PL	ポーランド	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○	
	PT	ポルトガル	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
	RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	30月	※その他(備1)	○	
	RS	セルビア	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	公開	6月	※その他(備1)	○	
	RU	ロシア	○	○ (備)	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○	
	SE	スウェーデン	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※	○	
	SI	スロベニア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	×		※その他	○	
SK	スロバキア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	36月	※その他	○		
SM	サンマリノ	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	×		その他(備1)	○		
TJ	タジキスタン	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他	○		
TM	トルクメニスタン	○	×	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	5年	※その他(備1)	○		
TR	トルコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	15月	※	○		
UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※その他(備)	○		
UZ	ウズベキスタン	○	△	○	○	○	◎	要	18月	○	出願	3年	その他(備)	○		
VA	バチカン	○	△	×	×	イタリア特許法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する										

13 存続期間 起 算 日		14 異議申立 起 算 日		15 無効審判 起 算 日		16 （実 施 年 義 務）	17 広 域 制 度	備考
（期 間） 年	（期 間） 日	（期 間） 日	（期 間） 日	（期 間） 日	（期 間） 日			
出願	20	登録	(備)	×		3	EAPO	(備)権利有効期間中。
出願	20延5(備2)	登録	(備3)	○		4	EAPO	(備1)公序良俗に反するもの等。 (備2)実施に当局の承認が必要な場合は、最長5年延長できる。 (備3)権利有効期間中。
左記参照								
出願	20	×		○		×	EPC	
出願	20	×		●(備2)		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等情報提供制度あり(公開から特許付与までの間)。 (備2)無効審判は最高裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	9月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		3	EPC	(備)医薬品、財務手法等。
出願	20(備)	公報	6月	●		-		(備)医薬品は最長5年延長可能。
出願	20	×		○		(備2)	(EPC拡張国)	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明等。 (備2)期限の定めはない。
出願	20延5(備2)	×		○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、人体の要素の単なる発見。 (備2)医薬品及び農薬は最長5年延長可能。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●(備)		3	EPC	(備)無効請求時には裁判所に無効事由の適用に関する勧告書を提出する。
出願	20	公報	9月	●(備1)		(備2)	EPC	(備1)無効は裁判所に提訴する。また、特許が正当な権利者以外の者に付与されたことを理由とする訴訟は、事実を正当な権利者が知った日から1年以内に提訴しなければならない。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報	6月	○		3	EPC	
出願	20	公開	3月	○		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	6月	●		(備2)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●(備2)		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法、公序良俗に反する発明等。 (備2)無効宣言請求制度。 (備3)期限の定めはない。
出願	20	-		○		4	EAPO	(備)2012.8.22に効力発生。
出願	20	公報	9月	●		(備)	EPC	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備)	EPC	(備)期限の定めはない。
出願	20	×	(備1)	○		(備2)	EPC	(備1)何人も「意見書」を提出できる。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×	(備2)	○		(備3)	EPC	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)情報提供制度がある。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		5	EAPO	
出願	20(備2)	×		○(備3)		5	EAPO	(備1)回路配置。 (備2)医薬、殺虫剤、農薬は最長5年延長可能。 (備3)虚偽記載を理由とするときは裁判所に提訴する。
出願	20	(備)	6月	○		3	EPC	(備)サーチレポートの公開日。
出願	20	公報	6月	○		3	-	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	×		○		3	-	(備)公序良俗に反する発明等。
左記参照								-

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			ハ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	の 現 地 必 要 理 性 人	(公 開 月 制 度)	審 査 制 度	審 査 請 求 起 算 日 期		非 特 許 対 象	の 新 規 基 性 判 準 断
ア フリ カ	AO	アンゴラ	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備)	○
	BF	ブルキナファソ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	-	-	×	×		その他(備)	□
	BJ	ベナン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	BW	ボツワナ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CF	中央アフリカ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CG	コンゴ共和国	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CI	コートジボアール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	CM	カメルーン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	○	-		※その他(備1)	○
	DZ	アルジェリア	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	EG	エジプト	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	ET	エチオピア	×	△	×	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○
	GA	ガボン	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	GH	ガーナ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	GM	ガンビア	○	○	○	×	○	◎(備1)	-	×	○	-		※その他(備2)	-
	GN	ギニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-		※その他(備1)	○
	GQ	赤道ギニア	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
	GW	ギニアビサウ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○
KE	ケニア	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	出願	3年	※	○	
KM	コモロ	○	△	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
LR	リベリア	○	△	○	×	○	◎	要	×	×	×		その他(備1)	○	
LS	レソト	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	□	
LY	リビア	○	△	○	×	○	◎	要	-	×	-		医薬、食物	△	
MA	モロッコ	○	○	○	×	○	◎	要	18月(備1)	×	×		※	○	
MG	マダガスカル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		医薬、食物	○	
ML	マリ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
MR	モーリタニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	

13 存続期間 起算日		14 異議申立 起算日		15 無効審判 起算日		16 （実 施年 義務）	17 広 域 制 度	備考
（期 年 ） 間	（期 日 ）	（期 日 ）	（期 日 ）	（期 日 ）	（期 日 ）			
出願	15	×		●		2	-	(備)人・動物用の食品、医薬、化学製品等。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		○		2	-	輸入特許の制度あり。 (備)産業又は取引の上で使用不可能な発明。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		○		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20(備2)	-		○		(備3)	-	輸入特許の制度あり。 (備1)人・動物の治療方法等。 (備2)医療に関する特許は出願日より15年。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
英国特許権の残存期間		-		●		(備3)	ARIPO	(備1)出願は英国の特許権者のみ。英国特許の日から3年以内に出願。 (備2)人・動物の治療方法等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備)	ARIPO	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	OAPI(備3)	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。 (備3) 2013.5.25に効力が発生。
出願	20	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	公開	2月	●(備)		3	-	(備)無効審判は連邦上級裁判所に提訴する。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)補償金請求権はない。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	15延5	×		●		(備)	-	(備)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	の 現 地 代 理 人 性	（公 開 月 制 ） 度	審 査 制 度	起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	の 新 規 基 性 判 準 断	
ア フリ カ	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	-	×	-		※その他(備1)	○	
	MW	マラウイ	○	○	○	×	○	◎	要	-	×	-		その他(備1)	△	
	MZ	モザンビーク	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○	
	NA	ナミビア	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		(備1)	○	
	NE	ニジェール	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	
	NG	ナイジェリア	○	○	○	○	○	◎	要	×	×	×		(備1)	○	
	RW	ルワンダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備1)	○	
	SC	セーシェル	○	△	○	×	○	◎	要	-	×	-		-	△	
	SD	スーダン	○	△	○	×	○	◎	要	-	×	-		(備1)	○	
	SL	シエラレオネ	○	○	○	×	○	◎(備1)	-	×	×	×		-	-	
	SN	セネガル	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	○	×	○	◎	要	18月	○	×		その他(備)	○	
	SZ	スワジランド	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		その他(備)	○	
	TD	チャド	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	TG	トーゴ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	TN	チュニジア	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○	
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)					○	◎	要	-	○	-		※その他(備1)	○	
		(旧ザンジバル)	○	○	○	×	○	◎	要	18月	○	×		※その他(備1)	○	
	UG	ウガンダ	○	○	○	×	○	◎	要	×	○	-		※その他(備1)	○	
	ZA	南アフリカ	○	○	○	×	○	◎	要	18月	×	×		※その他(備1)	○	
ZM	ザンビア	○	○	○	×	○	◎	要	-	×	-		その他(備1)	□		
ZW	ジンバブエ	○	○	○	×	○	◎	-	×	○	-		※その他(備1)	□		
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	◎	要	18月	○	完全	5年	その他(備)	○	
	FJ	フィジー	×	○	×	×	○	◎	-	-	○	-		その他(備1)	△	
	NZ	ニュージーランド	○	○	○	×	○	◎	要	(備)	○	×		※その他	△	
	PG	バブアニューギニア	○	○	○	×	○	◎	要	×	×	×		(備)	○	
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	特許法の条文等の情報を入力できず内容未確認								
	TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	(備1)	×	×		(備2)	□	

13 存続期間 起算日		14 異議申立 起算日		15 無効審判 起算日		16 （実 施年 義務）	17 広 域 制 度	備考
起算日	（期）間	起算日	期	起算日	期			
出願	20	×		○		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完全	16	公開	3月	○		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	60日	●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法、原子核変換により得られるもの。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	14(備2)	×		●		3	ARIPO	(備1)法律、道徳に反する発明。 (備2)報酬が不十分な場合は7年(例外的に14年)延長できる。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)植物、動物の新種。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	ARIPO	輸入特許の制度あり。 (備1)治療方法、動植物品種等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	14延7	公開	2月	○		-	-	
出願	20	-		○		(備2)	ARIPO	(備1)科学的原理及び発見。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
英国特許権の残存期間		-		●(備2)		×	ARIPO	(備1)出願は英国の特許権者のみ可能。英国特許の日から3年以内に出願しなければならない。 (備2)無効は高等裁判所に提訴する。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	3月	●		×	-	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	×		●		-	ARIPO	(備)人・動物の治療方法等。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	-		●		(備2)	OAPI	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公報(備2)	2月	●		(備3)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)異議申立は裁判所に提訴する。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	10延5ずつ 2回	-		○		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	(備2)	●		(備3)		(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)出願の公開から特許付与までの間。 (備3)不十分な実施は、強制実施権設定の対象となる。
登録	15延5	×		●		(備2)	ARIPO	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	×		●		(備2)	-	(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完全	16延5	公開	3月	●		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
出願	20	公開	3月	●		(備2)	ARIPO	(備1)既知の成分の混合からなる医薬、食品、人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。
完全	20	公開	3月	●		3	-	(備)人及びその生成のための生物学的な方法。
登録	14(備2)	公開	3月	●(備3)		-	-	(備1)新規性、有用性を欠く発明。 (備2)英国特許の再登録制度あり。英国特許の日から3年以内に出願(EP経由を含む)。存続期間は英国特許の残存期間。 (備3)無効は最高裁判所に提訴する。
完全	20	公開	3月	●		3	-	(備)完全明細書が受理されると公開され、仮保護が与えられる。
出願	20	×		●		×	-	(備)環境を深刻に害する発明等。
左記参照								-
出願	20	×		●		(備3)	-	(備1)出願の要約が公告(公開)される。 (備2)人・動物の治療方法、事業/ゲーム等の方法等。 (備3)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		11	12
			パ リ 条 約	W T O 協 定	P C T	P L T	特 許 法	出 願 人 の 資 格	の 現 地 必 要 理 性 人	（公 開 月 制 ） 度	審 査 制 度	起 算 日	期 間	非 特 許 対 象	の 新 規 基 性 判 準 断
国際 機関	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	×	×	×	×	○	◎	要	18月	○	×		(備)	○
	EA	ユーラシア特許庁(EAPO)	×	×	×	×	○	◎	要	18月	○	調査報告書の 公開日	6月	※その他(備1)	○
	EP	欧州特許庁(EPO)	×	×	×	×	○	◎	要	18月	○	欧州調査報告 書の公開日	6月	※その他(備1)	○
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	×	×	×	○	◎	要	×	○	×		※その他(備1)	○

(資料) 特許庁「平成28年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- 1 バリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
- 3 PCT(特許協力条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 4 PLT(特許法条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 5 特許法の項中、「○」は特許法があることを、「×」はないことを、「暫」は暫定法があることを示す。
- 6 出願人の資格の項中、「◎」は「発明者又は承継人が出願できることを」、「○」は発明者又はその相続人のみが出願できることを示す。
- 7 代理人の必要性の項中、「要」は「現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とする」ことを示す。
- 8 公開制度の項中、月数は、出願日又は優先日のいずれか早い日からの期間を示し、当該期間の経過後に出願が公開されることを示す。「×」は出願公開制度を有していないことを示す。
- 9 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
- 10 審査請求の項中、「×」は審査請求制度を有していないことを示す。また、審査請求における「起算日」は、審査請求ができる期間の起算日を示し、「出願」は出願日、「公開」は出願公開日(登録前)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 11 非特許対象の項中に記載の物質については、当該物質そのものの発明に特許を与えないこととどまり、その製法は何れも特許対象となり得るものを意味し、非特許対象が(1)発見、科学的理論及び数学的方法、(2)美的創作物、(3)ゲームの方法、事業活動の方法及びコンピュータプログラム、(4)情報の提示、及び(5)動・植物の品種の全てを含む場合に「※」を記している。
- 12 新規性判断の基準の項中、「○」は「内外国知公用・内外国刊行物」を、「□」は「国内知公用・内外国刊行物」を、「△」は「国内知公用・国内刊行物」を基準としている場合を示す。
- 13 存続期間における「起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は特許登録日、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ、起算日とすることを示す。また、期間の項中、「延」とあるのは、期間延長制度があることを示す。
- 14 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は特許登録日、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
- 15 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、起算日とすることを示す。
- 16 実施義務の項中、年数の表示は実施義務があり、この場合における特許発明の実施を必要とする期間であり、「×」は実施義務がない場合を示す。
- 17 EPC(欧州特許条約)の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「△」は欧州特許を拡張することができる国を、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
- 18 EAPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 19 ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 20 OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。

「備考」の項中、

(イ)「発明者証」とは、社会主義国において採用されているもので、発明に対しては「発明者証」又は「特許」(資本主義国のそれと同じ)の何れかが出願人の選択により付与されるが、「発明者証」を付与されたときは、その実施権は国家に法律上当然帰属することとなり、被交付者は単に「報酬」、「所得税減免等の特典」等を付与されるにすぎないものであるものをいう。

(ロ)輸入特許(又は確認特許)とは、外国特許を有する者がその外国特許について特許出願することにより保護が得られるもので、出願審査に際しては一般の特許性判断基準が適用されないこととなるものをいう。

上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧ザンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)まで御連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問合せ先: 国際協力課

13		14		15		16	17	備考
存続期間		異議申立		無効審判		（実 施 年 義 務）	広 域 制 度	
起 算 日	（期 年 ）間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間			
出願	20	×		(備)				(備)
出願	20	公報	6月	○		(備2)		(備1)公序良俗に反する発明。 (備2)各締約国の国内規定に委任されている。
出願	20	公報	9月	(備2)		(備3)		(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)、(備3)各締約国の国内規定に委任されている。
出願	20	×		●		(備2)		(備1)人・動物の治療方法等。 (備2)登録日から3年、又は特許出願日から4年の何れか遅い方。

(2) 実用新案制度

州名	国コード	国又は地域名	1 の現 地 代 理 性 人	2 審 査 制 度	3 存続期間		4 異議申立		5 無効審判		備考
					起算日	年 間	起算日	期間	起算日	期間	
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	要	○	出願	10	公開	60日	●		
	BH	バーレーン	-	○	出願	10	×	(備1)	●	(備2)	(備1)情報提供制度あり。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。
	CN	中国	要	×	出願	10	×		○		
	HK	香港	要	×	出願	8	×		●		短期特許と規定されている。
	ID	インドネシア	要	○	出願	10	公開	3月	○		Simple Patentと規定されている。
	JP	日本	要	×	出願	10	×	(備)	○		(備)情報提供が行える。
	KH	カンボジア	要	×	出願	7	×		●		
	KR	韓国	要	○(備1)	出願	10	×		登録	3月 (備2)	(備1)審査請求制度(出願日から3年)がある。 (備2)登録から3月間は何人も請求できる。その後は利害関係人又は審査官のみ請求できる。
	KW	クウェート	要	×	出願	7	公開	2月	●		
	LA	ラオス	要	×	出願	10	×		×		Petty Patentと規定されている。
	MN	モンゴル	要	○	出願	7	×		○		
	MO	マカオ	要	○	出願	6延2ずつ 2回	×	(備)	●		(備)情報提供が行える。
	MY	マレーシア	要	○	出願	10延5ずつ 2回	×		●		
	OM	オマーン	要	○	出願	10	×		●		
	PH	フィリピン	要	×	出願	7	×		○		
	TH	タイ	要	×	出願	6延2ずつ2回	公報	1年	●		
	TW	台湾	要	×	出願	10	×		○		
	VN	ベトナム	要	○	出願	10	公開	(備)	○		(備)公開日から権利付与の決定までの間。
	ア メ リ カ	AG	アンティグア・バーブーダ	要	○	出願	7	-		●	
AR		アルゼンチン	要	○	出願	10	公開	60日	●		
BO		ボリビア	要	○	出願	10	公開	60日	○		
BR		ブラジル	要	○	出願	15	×	(備)	○		(備)情報提供制度あり。
BZ		ベリーズ	要	○	出願	7	-		●		
CL		チリ	要	○	出願	10	公開	45日	●		
CO		コロンビア	要	○	出願	10	公開	60日	○		
CR		コスタリカ	要	○	出願	10	公開	1月(備)	○		(備)最初の公告(公開)日から起算する。
EC		エクアドル	要	○	出願	10	公開	60日	○		
GT		グアテマラ	要	○	出願	10	×	(備)	○		(備)情報提供制度(登録の公告から2月間)あり。
HN		ホンジュラス	要	○	出願	15	公開	(備)	○		(備)最初の公告(公開)日から最後の公告日までの間。
KN		クストファー・ネービス	要	×	出願	7	×		●		
MX		メキシコ	要	○	出願	10	×		○		
NI		ニカラグア	要	○	出願	10	×	(備)	●		(備)情報提供制度あり。
PA		パナマ	要	○	出願	10	公開	2月	○		
PE		ペルー	要	○	出願	10	公開	60日	○		
SV		エルサルバドル	要	○	出願	10	×		●		
TT		トリニダード・トバゴ	要	×	出願	10	×		○		
UY		ウルグアイ	要	○	出願	10延5	×	(備)	○		(備)情報提供制度(出願公開から60日以内)あり。
VC	セントビンセント	要	×	出願	10	公開	2月	●			

州名	国コード	国又は地域名	1 の現 地 代 理 人 要 性	2 審 査 制 度	3 存続期間		4 異議申立		5 無効審判		備考
					起算日	（期 年 ）間	起算日	期間	起算日	期間	
ヨ ロ ッ パ	AL	アルバニア	要	×	出願	10	公報	9月	●		
	AM	アルメニア	要	○	出願	10	×		○		
	AT	オーストリア	要	×	出願(備)	10	×		○		(備)出願された月の末日から起算する。
	AZ	アゼルバイジャン	要	×	出願	10	公開	6月	○		
	BG	ブルガリア	要	×	出願	4延2ずつ2回	×		○		
	BY	ベラルーシ	-	×	出願	5延3	×		●		(備)権利有効期間中。
	CZ	チェコ	要	×	出願	4延3ずつ2回	×		○		
	DE	ドイツ	要	×	出願(備)	3、延3、更に2ずつ2回	×		○		「(備)」出願された日の翌日から起算する。
	DK	デンマーク	要	×	出願	3延第1回3年、第2回4年	×		○		
	EE	エストニア	要	-	出願	4延第1回4年、第2回2年	×		●		
	ES	スペイン	要	×	出願	10	公開	2月	○		
	FI	フィンランド	要	×	出願	4延第1回4年、第2回2年	×		○		
	FR	フランス	要	×	出願	6	×		●		
	GE	グルジア	要	×	出願	10	公報	3月	●		(備)利害関係人は再審査を請求することができる。また、無効を裁判所に提訴することもできる。
	GR	ギリシャ	要	×	出願(備)	7	×		○		(備)出願日の翌日から起算する。
	HU	ハンガリー	要	×	出願	10	×		○		
	IT	イタリア	要	×	出願	10	×		●		
	KG	キルギス	要	×	出願	5延3	公報	(備)	×		(備)権利存続期間中。
	KZ	カザフスタン	要	×	出願	5延3	(備)		○		(備)権利存続期間中。
	MD	モルドバ	要	×	出願	6(備)	公報	6月	●		(備)出願日から5年6月以内に調査請求することにより、最長4年延長できる。
NL	オランダ	要	×	出願	6	×		○		短期特許として規定されている。	
PL	ポーランド	要	○	出願	10	公報	6月	○			
RO	ルーマニア	要	×	出願	6延2ずつ2回	×		○			
PT	ポルトガル	要	○	出願	6延2ずつ2回	公開	2月	●			
RU	ロシア	要	×	出願	10延3	×		○			
SK	スロバキア	要	○	出願	4延3ずつ2回	公開	3月	○			
TJ	タジキスタン	要	×	出願	10	公開	2月	○			
TR	トルコ	要	×	出願	10	公開	3月	●		(備)方式上の欠陥を理由とするときのみ。	
UA	ウクライナ	要	×	出願	10	×		○			
UZ	ウズベキスタン	要	×	出願	5延3	×		○			
ア フ リ カ	AO	アンゴラ	要	×	出願	5延5ずつ2回	×		●		
	BF	ブルキナファソ	要	○	出願	10	×		●		
	BJ	ベナン	要	○	出願	10	×		●		
	BW	ボツワナ	要	○	出願	7	×		●		
	CF	中央アフリカ	要	○	出願	10	×		●		
CG	コンゴ共和国	要	×	出願	10	×		●			

州名	国コード	国又は地域名	1 の現 地 必 要 理 性 人	2 審 査 制 度	3 存続期間		4 異議申立		5 無効審判		備考
					起算日	～期 年 ～間	起算日	期間	起算日	期間	
ア フリ カ	CI	コートジボアール	要	○	出願	10		×		●	
	CM	カメルーン	要	○	出願	10		×		●	
	EG	エジプト	要	○	出願	7	公開	60日		●	
	ET	エチオピア	要	×	出願	5延5		×		●	
	GH	ガーナ	要	×	出願	7		×		●	
	GN	ギニア	要	○	出願	10		×		●	
	GQ	赤道ギニア	要	○	出願	10		×		●	
	GW	ギニアビサウ	要	○	出願	10		×		●	
	KE	ケニア	要	×	登録	10		×		●	
	KM	コモロ	要	○	出願	10		×		●	
	LS	レソト	要	×	出願	7		×		●	
	ML	マリ	要	×	出願	10		×		●	
	MR	モーリタニア	要	○	出願	10		×		●	
	MZ	モザンビーク	-	○	出願	15		×		○	
	NE	ニジェール	要	○	出願	10		×		●	
	RW	ルワンダ	要	×	出願	10		×		●	
	SN	セネガル	要	○	出願	10		×		●	
	SZ	スワジランド	要	×	出願	7		×		●	
	TD	トーゴ	要	○	出願	10		×		●	
	TG	チャド	要	○	出願	10		×		●	
TZ	タンザニア(旧ザンジバル)	要	×	出願	10		×		●		
UG	ウガンダ	要	×	登録	7		-		●		
オセアニア	AU	オーストラリア	要	○(備)	完全	8		×		●	Innovation Patentとして規定されている。 (備)権利行使する際又は第三者が権利の無効を主張する際は審査請求して権利の有効性を証明しなければならない。
	TO	トンガ	要	×	出願	7		×		●	
国際機関	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	要	○		(備1)		×		(備2)	(備1)各指定国の国内法に規定される期間。 (備2)各指定国の国内法による。
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	要	×	出願	10		×		●	

(資料)特許庁「平成28年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

1 現地代理人の必要性の項中、「要」は「現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とする」ことを示す。

2 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。

3 存続期間の「起算日」は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、「完全」は完全明細書提出日を、それぞれ起算日とすることを示す。また、期間の項中、「延」とあるのは、期間延長制度があることを示す。

4 異議申立の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。

5 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、この無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「登録」は実用新案登録日を、起算日とすることを示す。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)まで御連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問合せ先: 国際協力課



(3)意匠制度

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	資 出 願 人 格 の	現 地 代 理 性 人	審 査 制 度	の 新 規 基 性 判 準 断	起 算 日	存 続 期 間 (期 年 間)
	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	BH	バーレーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	BT	ブータン	○	△	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	CN	中国	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	HK	香港	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回
	ID	インドネシア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	IL	イスラエル	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	出願	5 延5ずつ2回
	IN	インド	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5
	IQ	イラク	○	△	×	×	○(備1)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10
	IR	イラン	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15
	JP	日本	○	○	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	20
	KH	カンボジア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回
ア	KR	韓国 (実体審査有/無制度併存)	○	○	G	○	○	◎	要	○ ×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	20
	KW	クウェート	○	○	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用(出願前20年間)	出願	10 延5
ジ	LA	ラオス	○	×	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15
	LB	レバノン	○	△	×	×	○	○	要(備)	×	国内公知公用	出願	5-25(最長25年)
ア	LK	スリランカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					
	MN	モンゴル	○	○	H, G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定					
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回
	NP	ネパール	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5 延5ずつ2回
	OM	オマーン	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5ずつ2回
	PH	フィリピン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	PK	パキスタン	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延10ずつ2回
	QA	カタール	○	○	×	×	○	◎	要	-	-	-	5 延5ずつ2回
	SA	サウジアラビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	SG	シンガポール	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	SY	シリア	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	TH	タイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・内外国刊行物	出願	10
	TW	台湾	×	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	12
	VN	ベトナム	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回
	YE	イエメン	○	△	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5 延5ずつ2回

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国際分類	登録表示	広域制度	
起算日	期間	起算日	期間				
公開	60日	○		×	×	-	
×		●(備)		-	-	-	(備)高等裁判所に提訴する。
(備1)		●(備2)		-	○	-	(備1)情報提供が行える。 (備2)利害関係人は行政機関に申立てることができる。
×		●		○	×	-	
-		○		○	-	-	
×		○		○	×	-	
×		○		○	×	-	
公開	3月	○		-	×	-	
公開	3月	○		○	×	-	
×		○		○	○	-	
×		○		×(備2)	×	-	(備1)連合暫定施政当局(CPA)指令第81号。 (備2)イラク独自の意匠分類(20類)。
×		●		-	×	-	
公開	90日	○		○	○	-	
×		○		×	×	-	
×		●		○	-	-	
×		●(備)		○	×	-	(備)利害関係人又は審査官のみが請求できる。
登録	3月						
×		×		-	×	-	
×		○		○	×	-	
×		-		-	×	-	(備)レバノン又はシリアの代理人を選定できる。
公開	2月	○		-	-	-	
左記参照							-
公開	3月	○		○	-	-	
×		●		-	×	-	
左記参照							-
×		●		○	×	-	
公報	35日	○		-	-	-	
-		●		-	-	-	
×		○		○	×(備)	-	(備)登録表示は義務ではないが、表示しなかった場合には、損害賠償係争時に不利益な扱いを受けることがある。
×		●		-	-	-	
-		-		-	-	-	
×		●		○	×	-	
×		○		○	×	-	
×		●		-	×	-	
公開	90日	●		○	×	-	
×		○		○	○	-	
×(備1)		●(備2)		○	×	-	(備1)公告日から登録までの間、意見書を提出できる。 (備2)権利有効期間中。
×		●		○	×	-	

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 の 新 規 基 性 判 準 断	10 存続期間	
			バ リ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	資 出 願 人 格 の	の 現 地 必 要 理 性 人	審 査 制 度		起 算 日	（期 年 ） 間
ア メ リ カ	AG	アンティグア・バーブダ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	AR	アルゼンチン	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BB	バルバドス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BO	ボリビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	BR	ブラジル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ3回
	BS	バハマ	○	△	×	×	○	◎	-	-	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	BZ	ベリーズ	○	○	H	×	○	◎	要	×(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	CA	カナダ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10
	CL	チリ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	CO	コロンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	CR	コスタリカ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	10
	CU	キューバ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5
	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	○(備)	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	EC	エクアドル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	GD	グレナダ	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					
	GT	グアテマラ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5延5ずつ2回
	HN	ホンジュラス	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	出願	5延5ずつ2回
	HT	ハイチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	-	出願	5延5ずつ2回
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	◎	-	○	国内公知公用	登録	15
	KN	セントクリストファー・ネイビス	○	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	◎	要	×(備)	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MX	メキシコ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15
	NI	ニカラグア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	PA	パナマ	○	○	×	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5
	PE	ペルー	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
SR	スリナム	○	○	L, H	×	×	調査時点においては意匠法は未制定						
SV	エルサルバドル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5	
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
US	米国	○	○	G	×	○	◎	-	○	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	15	
UY	ウルグアイ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
VC	セントビンセント	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5	
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国	登	広	
起	期	起	期	際	録	域	
算	間	算	間	分	表	制	
日		日		類	示	度	
-		●		○	-	-	
×		登録	5年	○	×	-	
×		●		-	×	-	
公開	30日	登録	5年	○	×	-	
×		登録	5年	○	×	-	
×		●		-	×	-	
-		●		○	-	-	(備)方式、意匠性を審査する。
×		●		×(備)	×	-	(備)50区分の独自の分類を使用している。
公開	45日	●		○	○	-	
公開	30日	○		○	×	-	
公開(備)	1月	○		-	×	-	(備)最初の公告(公開)。
-		○		○	○	-	
-		○		○	×	-	(備)ただし調査時点において、意匠法は未施行。
-		●		○	-	-	
公開	30日	○		○	×	-	
左記参照							-
×	(備)	○		○	×	-	(備)情報提供制度(公告から3月間)あり。
×		○		○	○	-	
公開	90日	○		○	×	-	
×		○		-	×	-	
×		○		×(備)	○	-	(備)16区分の独自の分類を使用している。
左記参照							-
×		●		○	-	-	(備)意匠成立性、不登録事由は審査される。
×		○		○	○	-	
×	(備)	●		○	×	-	(備)情報提供制度あり。
公開	2月(備)	●		○	×	-	(備)異議申立は裁判所に提訴する。
公開	30日	○		○	×	-	
公開	60日	登録(備)	2年	○	×	-	
左記参照							-
-		○		-	×	-	
×		○		○	×	-	
×	(備考1)	×	(備考2)	○	○	-	(備1)付与後レビュー制度が存在する。 (備2)当事者系レビュー制度が存在する。
公開(備)	20日	○		○	×	-	(備)最後の公告(公開)。
×		●		○	×	-	(備)意匠法は制定作業中。英国登録意匠の効力が自動的に及ぶ。
公開	30日	○		○	×	-	

州名	国 コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 の新 規 基 性 判 準 断	10 存続期間		
			パ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	資 出 願 人 格 の	の 現 地 必 代 理 性 人	審 査 制 度		起 算 日	（期 年 ） 間	
	AD	アンドラ	○	△	×	×	×	調査時点においては意匠法は未制定						
	AL	アルバニア	○	○	H、G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	AM	アルメニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	AT	オーストリア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	BE	ベルギー	○	○	H	○	○(備)	◎	-	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	BG	ブルガリア	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5ずつ3回	
	BY	ベラルーシ	○	△	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
	CH	スイス	○	○	H、G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	CY	キプロス	○	○	×	×	○	◎(備)	要	×	共同体内公知公用・共同体内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	CZ	チェコ	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	DE	ドイツ	○	○	ALL	○	○	◎	要	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	DK	デンマーク	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	EE	エストニア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	ES	スペイン	○	○	L、G	○	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ4回	
	FI	フィンランド	○	○	H	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	
	FR	フランス	○	○	ALL	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	GB	英国	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	GE	グルジア	○	○	H、G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	GR	ギリシャ	○	○	H	○	○	◎	要	×	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	HR	クロアチア	○	○	H、G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	HU	ハンガリー	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	IE	アイルランド	○	○	×	○	○	◎	要	○	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	IS	アイスランド	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	IT	イタリア	○	○	H	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	KG	キルギス	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
	KZ	カザフスタン	○	△	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	ALL	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	LT	リトアニア	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	LU	ルクセンブルグ	○	○	H	×	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内公知公用	出願	5延5ずつ4回	
	LV	ラトビア	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	登録	5延5ずつ4回	
	MC	モナコ	○	×	H、G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10延10ずつ4回	
	MD	モルドバ	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	ME	モンテネグロ	○	×	H	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	
	MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内国公知公用・内国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	MT	マルタ	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回	
	NL	オランダ	○	○	H、L	○	○(備)	◎	要	×	ベネルクス領域内公知公用	出願	5延5ずつ4回	
	NO	ノルウェー	○	○	G	○	○	◎	要	○	欧州域内公知公用・欧州域内刊行物	出願	5延5ずつ4回	

ヨーロッパ

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国	登	広	
起算日	期間	起算日	期間	際分類	録表示	域制度	
左記参照							-
公開	3月	●		○	-	-	
x		○		○	x	-	
x		○		○	x	OHIM	
公開/公報	6月	○		○	x	-	
公報	3月	○		○	-	-	
x		●		○	x	OHIM	(備)ベネルクス統一意匠法。
公開	2月	○		○	x	OHIM	
x		●(備)		○	x	-	(備)権利有効期間中。
x		○		○	x	-	
x		○		○	-	OHIM	(備)キプロス及びECメンバー国内に居住を有する自然人及びそこで活動する法人のみが対象。
x		○		○	x	OHIM	
x		○		○	x	OHIM	
x		●		○	x	OHIM	
x		○		○	x	OHIM	
公報	2月	○		○	x	OHIM	
公開	2月	○		-	x	OHIM	
x		●		○	x	OHIM	
x		○		○	○	OHIM	
公報	3月	●		-	-	-	
-		○		○	-	OHIM	
x		○		○	-	(備)	(備)EU加盟候補国。
x(備)		○		○	x	OHIM	(備)異議申立制度はないが、何人も公開に対して情報提供を行える。
x		○		○	○	OHIM	
x		○		○	x	-	
x		●		○	x	OHIM	
登録	(備)	-		○	x	-	(備)権利有効期間中。
登録	(備)	○		○	-	-	(備)権利有効期間中。
x		○		-	x	-	
公報	3月	○		○	x	OHIM	
-		○		-	x	OHIM	(備)ベネルクス統一意匠法。
公報	3月	●		○	x	OHIM	
x		●		○	x	-	
公開	3月	●		○	x	-	
x		○		○	x	-	
公報	90日	○		○	x	(備)	(備)EU加盟候補国。
x		○		○	○	OHIM	
-		○		○	x	OHIM	(備)ベネルクス統一意匠法。
(備)		○		○	x	-	(備)権利有効期間中。

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 の 新 規 基 性 判 準 断	10 存続期間		
			バ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	資 出 願 人 格 の	の 現 地 必 代 要 理 性 人	審 査 制 度		出 願	起 算 日	（期 年 ） 間
ヨ ー ロ ッ パ	PL	ポーランド	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	
	PT	ポルトガル	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	
	RO	ルーマニア	○	○	H、G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5ずつ3回	
	RS	セルビア	○	△	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	25	
	RU	ロシア	○	○ (備)	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15 延10	
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	
	SI	スロベニア	○	○	H、G	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	
	SK	スロバキア	○	○	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	
	SM	サンマリノ	○	×	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	
	TJ	タジキスタン	○	○ (備)	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	
	TM	トルクメニスタン	○	×	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	15	
	TR	トルコ	○	○	G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ4回	
	UA	ウクライナ	○	○	H、G	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	
	UZ	ウズベキスタン	○	△	×	○	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	
VA	バチカン	○	△	×	×	イタリア意匠法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する								
ア フ リ カ	AO	アンゴラ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)	
	BJ	ベナン	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	BW	ボツワナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5	
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用	出願	5 延5ずつ2回	
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	CI	コートジボアール	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	CM	カメルーン	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	DZ	アルジェリア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10	
	EG	エジプト	○	○	L、G	×	○	◎	-	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	10 延5	
	ET	エチオピア	×	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	GA	ガボン	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	GH	ガーナ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
	GM	ガンビア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回	
GN	ギニア	○	○	×	○	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回		
GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回		
GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回		
KE	ケニア	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5 延5ずつ2回		

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
公報	6月	○		○	×	OHIM	
公開	2月	●		○	×	OHIM	
公開	2月	○		○	×	OHIM	
×		○		○	×	-	
×		○		○	×	-	(備)2012.8.22に効力発生。
公報	2月	○		○	×	OHIM	
×		○		○	×	OHIM	
-		○		○	×	OHIM	
×		○		○	×	-	
-		○		○	×	-	(備)2013.3.2に効力発生。
×		○		○	-	-	
公報	6月	●(備1)		○	×	(備2)	(備1)意匠登録の存続期間中及び消滅後5年以内。 (備2)EU加盟候補国。
×		●		○	×	-	
×		○		○	-	-	
左記参照							-
×		●		-	×	-	
-		●		○	×	OAPI	
-		○		-	-	-	(備)1・3・5年又は期間無制限から選択可。 1・3・5年を選択した場合は延長も可。
-		●		○	×	OAPI	
×		●		○	×	ARIPO	
-		●		○	×		
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	×	OAPI	
-		●		○	-		
×		×		○	×		
公開	60日	○		○	×		
×		●		○	×		
-		●		○	×	OAPI	
公報	-	●		○	-	ARIPO	
×		●		-	-	ARIPO	
-		●		○	×	OAPI	
×		●		○	×	OAPI	
×		●		○	×	OAPI	
公報	60日	●		○	×	ARIPO	

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9 の 新 規 基 性 判 準 断	10 存続期間	
			ハ リ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	資 出 願 人 格 の	の 現 地 代 理 性 人	審 査 制 度		起 算 日	(期 年 間)
ア フ リ カ	KM	コモロ	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LR	リベリア	○	△	×	×	×	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LS	レソト	○	○	×	×	×	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	LY	リビア	○	△	×	×	○	◎	-	×	国内公知公用	出願	5延5ずつ2回
	MA	モロッコ	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MG	マダガスカル	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	ML	マリ	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MW	マラウイ	○	○	×	○	○	◎	要	×	国内公知公用・国内刊行物	出願	5延5ずつ2回
	MZ	モザンビーク	○	○	×	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ最大25年
	NA	ナミビア	○	○	G	×	○	◎	要	○	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	NE	ニジェール	○	○	H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	RW	ルワンダ	○	○	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	SC	セーシェル	○	△	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					
	SD	スーダン	○	△	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	SL	シエラレオネ	○	○	G	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					
	SN	セネガル	○	○	L、H	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	SZ	スワジランド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	TD	チャド	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	TG	トーゴ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	TN	チュニジア	○	○	L	×	○	◎	要	×	-	出願	(備)
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	×	英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する					
		(旧ザンジバル)					○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	英国意匠法を適用・英国で取得した意匠権が効力を有する						
ZA	南アフリカ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	(備1)	10又は15(備2)	
ZM	ザンビア	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用	登録	5延5ずつ2回	
ZW	ジンバブエ	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	10延5	
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	英国で取得された意匠権が効力を有する					
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	×	○	◎	要	○	国内公知公用・国内刊行物	登録	5延5ずつ2回
	PG	バブアニューギニア	○	○	×	×	○	◎	要	×	国内公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回
	SB	ソロモン	×	○	×	×	○	意匠法の条文等の情報が得られず、内容未確認					
TO	トンガ	○	○	×	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回	

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
-		●		○	×	OAPI(備)	(備) 2013.5.25に効力が発生。
x		●		○	-	ARIPO	
x		●		-	-	ARIPO	
-		○		-	x		
x		●		○	x		
x		●		○	-		
-		●		○	x	OAPI	
-		●		○	x	OAPI	
-		●		-	x		
-		○		○	x	ARIPO	
公開	60日	●		-	-	ARIPO	
x		●		○	○	ARIPO	
-		●		○	x	OAPI	
x		○		-	x		
x		●		○	x	ARIPO	
左記参照							
-		○		-	x	ARIPO	
左記参照							ARIPO
-		●		○	x	OAPI	
公報	3月	●		x	x		
x		○		-	x	ARIPO	
-		●		○	x	OAPI	
-		●		○	x	OAPI	
x		●		-	x		(備) 5・10・15年より選択。5・10年を選択した場合は、最長15年まで更新可。
左記参照							ARIPO
x		●		○	x		
左記参照							ARIPO
x		○		○	x		(備1)登録日又は公表日の何れか早い方。 (備2)美的意匠は15年、機能的意匠は10年。
x		○		-	x	ARIPO	
公開	2月	○		x(備)	x	ARIPO	(備)意匠分類はない。
-		○		○	○	-	
左記参照							-
x		○		○	x	-	
-		●		○	x	-	
左記参照							-
x		●		-	x	-	

州名	国 コ ー ド	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
			バ リ 条 約	W T O 協 定	ハ ー グ 協 定	ロ カ ル ノ 協 定	意 匠 法	資 出 願 人 格 の	の 現 地 必 要 理 性 人	審 査 制 度	新 規 基 性 判 準 断	存続期間	
												起 算 日	(期 年 間)
国際 機関	AP	アフリカ広域的財産機関(ARIPO)	×	×	×	×	○	◎	要	×	(備1)	出願	10
	EM	欧州共同商標意匠庁(OHIM)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ4回
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	×	G	×	○	◎	要	×	内外国公知公用・内外国刊行物	出願	5延5ずつ2回

(資料)特許庁「平成28年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- 1 バリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
  - 2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
  - 3 意匠の国際寄託に関するヘグ協定の項中、「L」は「London Act」、「H」は「Hague Act」、「G」は「Geneva Act」及び「ALL」はこれらの3つのアクトに加入していることを示す。
  - 4 意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを示す。
  - 5 意匠法の項中、「○」は意匠法を有することを、「×」は意匠法を有していないことを示す。
  - 6 出願人の資格の項中、「◎」は創作者又は承継人が出願できることを、「○」は創作者又はその相続人のみが出願できることを示す。
  - 7 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。
  - 8 審査制度の項中、「○」は実体審査を行うことを、「×」は実体審査を行わないことを示す。
  - 9 新規性判断の基準の項は、当該国における判断の基準が「内外国公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・内外国刊行物」、「国内公知公用・国内刊行物」の何れであるかを示す。
  - 10 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また期間の項は権利の存続期間(年単位)を示し、「延」は「延長制度を有する場合」を示す。
  - 11 異議申立の項中、「×」は異議申立制度がないことを示す。また、異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
  - 12 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判を請求できる期間の起算日を示し、「登録」は意匠登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
  - 13 国際分類の項中、「○」はロカルノ協定に基づく国際分類を採用している場合を示し、「×」は国際分類を採用していない場合を示す。
  - 14 登録表示の項中、「○」は登録表示が義務とされていることを、「×」は登録表示が義務でないことを示す。
  - 15 OHIMの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
  - 16 ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
  - 17 OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧サンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。  
上記表の全ての項に共通して、「-」は不明なことを示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(メール: PA0842@jpo.go.jp)まで御連絡いただけると幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問合せ先: 国際協力課

11		12		13	14	15	備考
異議申立		無効審判		国 際 分 類	登 録 表 示	広 域 制 度	
起 算 日	期 間	起 算 日	期 間				
(備)		●		○	(備)		(備)各指定国の国内法に任されている。
×		●(備)		○	×		(備)無効は共同体意匠裁判所に提訴することもできる。
×		●		○	×		

(4) 商標制度

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13	
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 議 定 書	マ ド リ ッ 書	ニ ー ス 協 定	商 標 法	7 の 現 地 代 理 性 人	8 審 査 制 度	9 の 権 利 原 則 与	10 本 国 登 録 要 件	存続期間		12 （不 使 用 請 求 取 消）	13 譲 渡 要 件
														起 算 日	期 間 （年）		
ア ジ ア	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	
	AF	アフガニスタン	×	△	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎	
	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	×	○	-	○	折衷	-	出願	7 更10	5/△	◎	
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	○	
	BN	ブルネイ	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/△	◎	
	BT	ブータン	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3目▲	◎	
	CN	中国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎	
	HK	香港	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3/▲	◎	
	ID	インドネシア	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	○	
	IL	イスラエル	○	○	×	○	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更14	3/△	◎	
	IN	インド	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎	
	IQ	イラク	○	△	×	×	×	○(備)	要	○	折衷	-	出願	10 更	3/▲	◎	
	IR	イラン	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/▲	◎	
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	○	-	○	先使用	-	出願	10 更	3/△	◎	
	JP	日本	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎ (備1)	
	KH	カンボジア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	
	KR	韓国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎	
	KW	クウェート	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	出願	10 更	5/▲	◎	
	LA	ラオス	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5	◎	
	LB	レバノン	○	△	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	15 更	5/△	◎	
	LK	スリランカ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/▲	◎	
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								
	MN	モンゴル	○	○	×	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	○	
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	登録	7 更	3/△	◎	
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								
	MY	マレーシア	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3/△	◎	
	NP	ネパール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	登録	7 更	1/△	○	
OM	オマーン	○	○	○	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎		
PH	フィリピン	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	○		
PK	パキスタン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎		
QA	カタール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎		
SA	サウジアラビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10(太陰暦)更	5/△	◎		
SG	シンガポール	○	○	×	○	○	○	要	○	折衷	-	出願	10 更	5/△	◎		
SY	シリア	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	×	◎		
TH	タイ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎		
TW	台湾	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎		

14		15		16	17	18	備考
異議申立		無効審判		分	国	広	
起算日	期	起算日	期	類	類	域制度	
公開	30日	○		商品 34 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
公開	30日	登録	3年	商品 34 サービス 11	○ (9版)	-	
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	60日	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	4月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	90日	登録	5年	商品 34 サービス 8	○	-	(備)連合暫定施政当局(CPA)指令第80号。
公開/公報	30日	登録	3年	商品 34 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
公開	3月	●(備)		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)無効は高等裁判所に提訴する。
公報	2月	○(備2)		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備1)商標法24条の2第2項及び第3項に規定されている場合には譲渡できない。同法7条の2に規定する地域団体商標は譲渡できない。 (備2)請求の理由によっては、設定登録から5年を経過した後は請求できない場合がある(商標法47条)。
公報	90日	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開(備)	30日	○		商品 34 サービス 11	○	-	第28類のクリスマスツリーとその関連商品、第29類の豚肉類、第32類のアルコール類及び第33類は登録不可。 (備)最後(3回目)の官報公告日。
×		○		商品 34 サービス 11	○	-	
×		登録	5年	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	-	
左記参照						-	
-		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
左記参照						-	
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公報	35日	○		(備)	-	-	(備)本国登録の分類に従う。
公開	90日	登録	5年(備)	商品 33 サービス 11	○	-	(備)悪意による登録の場合は期限の定めはなし。
公開	30日	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公報	2月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	4月	○		商品 33 サービス 11	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○	-	アルコール類及び卸売・小売について登録不可。
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	出願日を登録日とみなす。
公開	90日	-		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-	
公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
登録	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
			ハリ条約	W T O 協定	T L T	協定ド 議定書	ニス協定	商標法	の現 地必 代要 理性 人	審 査 制 度	の権 利 原 付 則 与	本 国 登 録 要 件	起 算 日	期 間 (年)	(不 使 用 請 求 取 消)	譲 渡 要 件
	VN	ベトナム	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	YE	イエメン	○	×	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	○
ア メ リ カ	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/▲	◎
	BB	バルバドス	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/▲	◎
	BO	ボリビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎
	BR	ブラジル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/△	◎
	BS	バハマ	○	△	×	×	×	○	-	○	先使用	×	出願	14 更	5/▲	○
	BZ	ベリーズ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	CA	カナダ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	登録	15 更	3/△	◎
	CL	チリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	×	◎
	CO	コロンビア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎
	CR	コスタリカ	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5/△	◎
	CU	キューバ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎
	DO	ドミニカ共和国	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎
	EC	エクアドル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎
	GD	グレナダ	○	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報を入手できず内容未確認							
	GT	グアテマラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/△	◎
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	×	○	(備1)	○	先願	-	出願	7 更14	5/△	◎
	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎
	HT	ハイチ	○	○	×	×	×	○	-	×	先使用	-	登録	10 更	5/△	◎
JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	
KN	セントクリストファー・ネイビス	○	○	×	×	○	○(備)	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	
LC	セントルシア	○	○	×	×	○	○	-	○	先使用	-	出願	10 更	3/△	◎	
MX	メキシコ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	
NI	ニカラグア	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎	
PA	パナマ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	-	出願	10 更	5/△	◎	
PE	ペルー	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎	
PY	パラグアイ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	登録	10 更	5/△	◎	
SR	スリナム	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	○	
SV	エルサルバドル	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	-	登録	10 更	-	◎	
TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	
US	米国	○	○	○	○	○	○	-	○	折衷	-	登録	10 更	3/△	○	
UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	-	登録	10 更	×	◎	
VC	セントビンセント	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎	
VE	ベネズエラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	登録	15 更	-	◎	

14		15		16	17	18	備考
異議申立		無効審判		分	国	広	
起	期	起	期	類	際	域	
算		算			分	制	
日	間	日	間		類	度	
公開	(備)	○		商品 34 サービス 11	○	-	(備)公告日から登録までの間、意見書の提出可能。
公開	6月	○		商品 33 サービス 8	○	-	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	30日	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的理由による場合は無期限。
公開	60日	●		商品 34 サービス 8	○	-	
公開	1月	○		商品 50(備)	-	-	(備)旧英国商品分類採用。
公開	(備)	○		商品 34 サービス 11	○	-	(備)期限の定めはない。
公開	2月	○		なし	-	-	
公開	30日	●		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。
公開(備)	2月	登録	4年	商品 34 サービス 8	○	-	(備)最初の公告(公開)。
-		○		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-	
公開	45日	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	-	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
左記参照							-
公開(備)	2月	○		商品 34 サービス 8	○	-	(備)最初の公告(公開)。
公開	1月	○		商品 50(備2)	×	-	(備1)登録官が要求した場合。 (備2)独自分類。
公開	30日	○		商品 34 サービス 8	○	-	
公開	2月	○		商品 34 サービス 8	○	-	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	1月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)英国商標の再登録制度あり。
公開	3月	●		-	○ (10版)	-	
-		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	2月	登録	10年	商品 34 サービス 11	○	-	
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
公開	60日	○		商品 35 サービス 10	○	-	
公報	9月	○		商品 34	○ (10版)	-	
公開	2月	登録	5年(備)	商品 34 サービス 8	○	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-	
公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)悪意による出願である事を理由とする場合等、一部の例外については無期限。
公開	30日	登録	15年(備)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
公報	3月	●		-	○	-	
公開	30日	登録	2年(備)	-	○	-	(備)登録日から起算する。

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
			バ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 マ ス 協 定 書	ニ ー ス 協 定	商 標 法	の 現 地 必 要 性	審 査 制 度	の 権 利 原 則	本 国 登 録 要 件	存続期間		（不 使 用 請 求 先 消 ）	譲 渡 要 件
													起 算 日	期 間 （年）		
	AD	アンドラ	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	AL	アルバニア	○	○	×	○	○	○	要	×	先使用	×	登録	10 更	5/△	◎
	AM	アルメニア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/▲	◎
	AT	オーストリア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録(備)	10 更	5/△	◎
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	○
	BE	ベルギー	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	BG	ブルガリア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	BY	ベラルーシ	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/▲	◎
	CH	スイス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	CY	キプロス	○	○	○	○	×	○	要	○	先使用	-	出願	7 更14	5/▲	◎
	CZ	チェコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	DE	ドイツ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願(備)	10 更	5/△	◎
	DK	デンマーク	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/△	◎
	EE	エストニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	ES	スペイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
ヨ	FI	フィンランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/△	◎
ロ	FR	フランス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
ッ	GB	英国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
バ	GE	グルジア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5/▲	◎
	GR	ギリシャ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	出願(備1)	10 更	5/△	◎
	HR	クロアチア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	IE	アイルランド	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	IS	アイスランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	登録	10 更	5/▲	◎
	IT	イタリア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	KG	キルギス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/▲	◎
	KZ	カザフスタン	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	LT	リトアニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	LU	ルクセンブルグ	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	LV	ラトビア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	MC	モナコ	○	×	○	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	-	◎
	MD	モルドバ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	ME	モンテネグロ	○	×	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	MK	マケドニア 旧ユーゴスラビア共和国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	MT	マルタ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5/△	◎

14		15		16	17	18	備考
異議申立		無効審判		分	国	広	
起	期	起	期	類	際	域	
算		算			分	制	
日	間	日	間		類	度	
×		○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公報	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備)登録日の月末から起算する。
公報	3月	●(備)		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-	(備)絶対的理由による場合は無期限、その他の理由による場合は登録から5年。
公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○ (10版)	-	
公開(備2)	2月	●(備3)		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
×		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
登録	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	OHIM	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
登録	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備)出願月の末日から起算する。
登録	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公報	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公報	3月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開(備2)	4月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備1)出願の翌日から起算する。 (備2)公開(公告)の翌月の16日から起算する。
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	(備)	(備)EUの加盟候補国。
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公報	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
×		登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)絶対的拒絶理由を根拠とする場合は無期限。
公報	(備2)	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備1)期間の定めはない。 (備2)先登録又は周知商標を理由とするときは、登録日から5年以内に請求しなければならない。
×		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公報	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開(備2)	2月	●(備3)		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公告(公開)の翌月1日から起算する。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
登録	3月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
-		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公報	90日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	(備)	(備)EUの加盟候補国。
-		○		商品 34 サービス 11	○	OHIM	

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
			パ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 ド 議 定 書	マ ス 協 定	ニ ス 協 定	商 標 法	の 現 地 必 要 理 性 人	審 査 制 度	の 権 利 原 付 則	本 国 登 録 要 件	起 算 日	存 続 期 間 ( 年 )	( 不 使 用 請 求 取 消 )
ヨーロッパ	NL	オランダ	○	○	×	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	NO	ノルウェー	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○(備)	出願	10 更	5/△	◎
	PL	ポーランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	PT	ポルトガル	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5/△	○
	RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/▲	◎
	RS	セルビア	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	RU	ロシア	○	○(備)	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	5/△	◎
	SI	スロベニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	SK	スロバキア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	○	出願	10 更	5/△	◎
	SM	サンマリノ	○	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	TJ	タジキスタン	○	○(備1)	×	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	TM	トルクメニスタン	○	×	×	○	○	○	要	○	先願	-	登録	10 更	3/△	◎
	TR	トルコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
アフリカ	UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/▲	◎
	UZ	ウズベキスタン	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	VA	バチカン	○	△	×	×	×	イタリア商標法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する								
	AO	アンゴラ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	-	◎
	BF	ブルキナファソ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	×	○	要	×	先使用	-	-	無期限	-	○
	BJ	ベナン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	BW	ボツワナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	3/△	◎
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	×	出願	10 更	5/▲	◎
	CI	コートジボアール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	CM	カメルーン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
DZ	アルジェリア	○	△	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎	
EG	エジプト	○	○	○	○	○	○	-	○	折衷	-	出願	10 更	5/△	◎	
ET	エチオピア	×	△	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	7 更	3/△	◎	
GA	ガボン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	
GH	ガーナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎	
GM	ガンビア	○	○	×	×	×	○	要	○(備)	先願	-	出願	10 更	5/▲	-	
GN	ギニア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎	
GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5/▲	◎	

14		15		16	17	18	備考
異議申立		無効審判		分	国	広	
起	期	起	期		際	域	
算		算			分	制	
日	間	日	間	類	類	度	
公開(備2)	2月	●(備3)		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
公報	3月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)パリ条約及びWTO加盟国からの出願、並びに現地で営業活動をしている出願人の出願の場合は、本国登録要件は免除される。
公報	6月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
×		●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)無効宣言請求制度。一部の無効理由には期間の制限がある。
×		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)2012.8.22に効力発生。
登録	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OHIM	
公報	3月(備)	○		-	-	-	(注)サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアで取得した商標権が効力を有する。 (備)情報提供制度もあり(公告日から4月)。
-		登録	5年 (備2)	商品 34 サービス 11	○	-	(備1)2013.3.21に効力発生。 (備2)絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。
×		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	(備)	(備)EUの加盟候補国。
×	(備)	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	(備)情報提供制度がある。
×		○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
左記参照							-
×		●		商品 34 サービス 11	○	-	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
-		○		商品 34 サービス 11	○	-	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OAPI	
公開	3月	○		-	○	ARIPO	
×		○		商品 34 サービス 11	○	-	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
登録	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
×		●		商品 34 サービス 8	○	-	
×		●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	60日	●(備)		商品 34 サービス 12	○ (10版)	-	(備)先使用を理由とするときは登録から5年以内。
公開	60日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公報	6月	●(備)		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
公報	2月	●(備)		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	(備)無効は高等裁判所に提訴する。
公開	3月	-		-	○	ARIPO	(備)審査は、方式、登録適確、先登録及び先願について行われる。
公報	6月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	OAPI	
公報	6月	●		-	○	OAPI	

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
			ハ リ 条 約	W T O 協 定	T L T	協 定 マ 定 議 定 書	ニ ー ス 協 定	商 標 法	の 現 地 必 要 理 性 人	審 査 制 度	の 権 利 原 付 則 与	本 国 登 録 要 件	起 算 日	期 間 (年 )	(不 使 用 請 求 取 消)	譲 渡 要 件
ア フ リ カ	GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5/▲	◎
	KE	ケニア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更10	5/△	◎
	KM	コモロ	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	LR	リベリア	○	△	×	○	×	○	要	×	先願	-	出願	10 更	3/△	○
	LS	レソト	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	-	出願	10 更	3/△	◎
	LY	リビア	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/▲	○
	MA	モロッコ	○	○	○	○	○	○	要	×	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	MG	マダガスカル	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎
	ML	マリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	3/△	◎
	MW	マラウイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	-	出願	7 更14	5/△	◎
	MZ	モザンビーク	○	○	×	○	○	○	-	○	先願	-	出願	10 更	×	◎
	NA	ナミビア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/△	◎
	NE	ニジェール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	×	○	-	○	折衷	×	出願	7 更14	5/△	◎
	RW	ルワンダ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	×	出願	10 更	3	◎
	SC	セーシェル	○	△	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	7 更14	5/△	◎
	SD	スーダン	○	△	×	○	×	×	要	×	先願	×	出願	10 更	5/▲	◎
	SL	シエラレオネ	○	○	×	○	×	○	-	○	先使用	-	出願	14 更	5/▲	○
	SN	セネガル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	SZ	スワジランド	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	×	登録	10 更	3/△	◎
	TD	チャド	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	TG	トーゴ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	-	出願	10 更	5/▲	◎
	TN	チュニジア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	-	出願	7 更10	3/△	◎
		○						要	○	先願	-	出願	10 更7	3/△	◎	
UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	-	出願	7 更10	3/△	◎	
ZA	南アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10 更	5/△	◎	
ZM	ザンビア	○	○	×	○	×	○	要	○	折衷	×	出願	7 更14	5/△	◎	
ZW	ジンバブエ	○	○	×	○	×	○	-	○	先使用	×	出願	10 更	5/△	◎	
オ セ ア ニ ア	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3/△	◎
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	○	要	○	先使用	-	出願	14 更	5/▲	○
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎
	PG	パプアニューギニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	-	出願	10 更	3/▲	◎
	SB	ソロモン	×	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報を入力できず内容未確認							
	TO	トンガ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10 更	3/△	◎

14		15		16	17	18	備考
異議申立		無効審判		分	国	広	
起	期	起	期	類	際	域	
算		算			分	制	
日	間	日	間		類	度	
公報	6月	●		-	○	OAPI	
公開	60日	●		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI(備)	(備) 2013.5.25に効力が発生。
×(備)		○		-	○	ARIPO	(備)情報提供が行える。
公報	3月	○		商品 34 サービス 8	×	ARIPO	(備)先行出願、先行登録の有無を除き審査する。
公開	3月	○		商品 34 サービス 12	○	-	
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
×		●		商品 34 サービス 11	○	-	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
公開	3月	●		-	○	-	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	ARIPO	
公開	60	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	ARIPO	
公開	2月	○		商品 34 サービス 8	○	ARIPO	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
公開	2月	○		商品 34	○	-	
公開	-	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	ARIPO (備)	(備)バンジュール議定書には加盟している。
公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
公開	6月	◎		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	アルコール類は登録不可。
公開	3月	◎		商品 50 (備)	-	ARIPO	(備)旧英国商品分類を採用。
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
公報	90日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	(備)先行出願/先行登録については異議申立があった場合に審査する。
公報	6月	●		商品 34 サービス 8	○	OAPI	
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	
公報	2月	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	60日	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	ARIPO	
公開(備)	60日	●		商品 34 サービス 11	○ (10版)	ARIPO	(備)異議申立は、利害関係者に限られる。
公開	60日	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○ (10版)	-	
公開	3月	-		商品 50	×	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	-	
公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	-	
左記参照							-
公開	3月	○		-	○	-	

州名	国コード	国又は地域名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		12	13
			パリ条約	WTO協定	TRIPS協定	協定マドリッド議定書	ニース協定	商標法	の現地代理人性人	審査制度	の権利原則	本国登録要件	存続期間 起算日 期間(年)		(不)使用/請求先(消)	譲渡要件
国際機関	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	×	×	×	×	×	○	要	×	(備)	×	出願	10 更	(備)	◎
	EM	欧州共同体商標意匠庁(OHIM)	×	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5(備)/△	◎
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	×	×	○	×	○	要	×	折衷	×	出願	10 更	5/▲	◎

(資料)特許庁「平成28年度各国産業財産権制度情報整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考)

- 1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
  - 2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。
  - 3 TRIPS(商標法条約)の項中、「○」は同条約の締約国であることを、「×」は未締約国であることを示す。
  - 4 マドリッド協定議定書の項中、「○」は「標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」に加盟していることを、「×」は同議定書に未加盟であることを示す。
  - 5 ニース協定の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。
  - 6 商標法の項中、「○」は商標法があることを、「×」は商標法がないことを示す。
  - 7 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。
  - 8 審査制度の項中、「○」は方式的な観点だけでなく、実体的な観点からの審査(顕著性、先行商標審査等を含む。)を行うことを、「×」は方式的な観点からの審査のみ行うことを示す。
  - 9 権利付与の原則の項中、「先願」は先願主義を採用していることを、「先使用」は先使用主義を採用していることを、「折衷」は折衷主義を採用していることを示す。先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものを、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものをいい、折衷主義とは先願主義と先使用主義とが併存することをいう。
  - 10 「本国登録要件」とは、外国人が自国以外の国へ出願する場合に、自国において事前に商標登録がなされていることを要求されるか否かを表す。本項目中、「○」は本国における事前の商標登録が必要であることを、「×」は本国における事前の商標登録が不要であることを示す。
  - 11 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は商標登録日を、「公報」は商標公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。また、期間の項は「権利の存続期間(年単位)」を示し、更新制度を有する場合において「更新期間が存続期間(例えば10年)と同じ場合」には「10 更」と記し、「更新期間(例えば14年)が存続期間(例えば7年)と異なる場合」には「7 更14」のように記している。
  - 12 数字は取消の対象となる不使用期間の年を表す。また、「△(▲)」は不使用取消の請求先が「特許庁(裁判所)」であることを、「×」は不使用取消審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。
  - 13 譲渡要件の項中、「◎」は営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されることを、「○」は商標権の譲渡が営業の譲渡と同時であることを要することを示す。
  - 14 「異議申立」の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日(登録前)を、「登録」は商標登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。
  - 15 無効審判の項中、「○(●)」は「特許庁(裁判所)」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日(登録公告日)を、起算日とすることを示す。
  - 16 分類の項中、表記は採用している分類表における分類の商品及びサービス別の数を示す。
  - 17 国際分類の項中、「○」は標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は採用していない場合を示す。また、「○」の下の括弧内の数字は採用しているニース分類の版を示す。
  - 18 OHIMの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
  - 19 ARIPOの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
  - 20 OAPIの項中、「○」は加盟国を、「×」は未加盟国を示す。
- 上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧ザンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。ARIPO加盟国について、ARIPOで登録された商標権の効力が及ぶのは、域内での標章に関するパンジュール議定書に署名しているレソト、マラウイ、スワジランド、タンザニア、ジンバブエ、ボツワナ、ナミビア、ウガンダの8ヶ国のみ。
- 上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)まで御連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問合せ先:国際協力課

14		15		16	17	18	備考
異議申立		無効審判					
起	期	起	期	類	際	域	
算		算					
日	間	日	間	類	類	度	
公報	3月	(備)		商品 34 サービス 8	○	/	(備)各指定国に任されている。
公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	/	(備)共同体内における継続した不使用の期間。
公報	6月	●		商品 34 サービス 11	○	/	

## 1.1. 日本国特許庁における産業財産権関係料金一覧（2017年4月1日時点）

## 1. 出願料

## (1) 特許

・特許出願	14,000円
・特許法第36条の2第2項の外国語書面出願	22,000円
・特許法第38条の3第3項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の5第1項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の20第1項の規定による申出	14,000円
・特許権の存続期間の延長登録出願	74,000円

## (2) 実用新案（出願時には、出願料と併せて第1年から第3年までの各年分の登録料の納付が必要です）

・実用新案登録出願	14,000円
・実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
・実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

## (3) 意匠

・意匠登録出願	16,000円
・秘密意匠の請求	5,100円

## (4) 商標

・商標登録出願	3,400円 + (区分数 × 8,600円)
・防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800円 + (区分数 × 17,200円)
・重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録出願	12,000円

## 2. 審査・審判請求料等

## (1) 特許

①出願審査請求	118,000円 + (請求項の数 × 4,000円)
（特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願）	71,000円 + (請求項の数 × 2,400円)
（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願）	106,000円 + (請求項の数 × 3,600円)
（特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合）	94,000円 + (請求項の数 × 3,200円)
②誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000円
③判定請求	40,000円
④裁定請求	55,000円
⑤裁定取消請求	27,500円
⑥特許異議の申立て	16,500円 + (請求項の数 × 2,400円)
⑦特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300円
⑧特許異議申立事件係属中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑨審判（再審）請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑩無効審判係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑪特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000円
⑫審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑬審判又は再審への補助参加申請	16,500円

## (2) 実用新案

①実用新案技術評価請求	42,000円 + (請求項の数 × 1,000円)
（特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	8,400円 + (請求項の数 × 200円)
（特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願）	33,600円 + (請求項の数 × 800円)
②明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400円
③判定請求	40,000円
④裁定請求	55,000円
⑤裁定取消請求	27,500円
⑥審判（再審）請求	49,500円 + (請求項の数 × 5,500円)
⑦審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑧審判又は再審への補助参加申請	16,500円

## (3) 意匠

①判定請求	40,000円
②裁定請求	55,000円
③裁定取消請求	27,500円
④審判（再審）請求	55,000円
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥審判又は再審への補助参加申請	16,500円

## (4) 商標

①判定請求		40,000円
②商標（防護標章）登録異議申立	3,000円 + (区分数 × 8,000円)	
③商標（防護標章）登録異議申立の審理への参加申請		3,300円
④審判（再審）請求	15,000円 + (区分数 × 40,000円)	
⑤審判又は再審への当事者の参加申請		55,000円
⑥審判又は再審への補助参加申請		16,500円

## 3. 特許料・登録料

## (1) 特許料

○平成16年4月1日以降に審査請求をした出願		
第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき	200円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,400円に1請求項につき	500円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 19,300円に1請求項につき	1,500円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 55,400円に1請求項につき	4,300円を加えた額
※第21年以降は延長登録の出願があった場合に限りです。		

注：上記に該当しない出願については、特許庁ホームページで御確認下さい。

## (2) 実用新案登録料

第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき	100円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,100円に1請求項につき	300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 18,100円に1請求項につき	900円を加えた額

## (3) 意匠登録料

第1年から第3年まで	毎年 8,500円
第4年から第20年まで	毎年 16,900円
※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ対象となります。	

## (4) 商標登録料

・商標登録料	区分数 × 28,200円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 16,400円
・更新登録申請	区分数 × 38,800円
分納額（前期・後期支払分）	区分数 × 22,600円
・商標権の分割申請	30,000円
・防護標章登録料	区分数 × 28,200円
・防護標章更新登録料	区分数 × 33,400円

## 4. その他の手数料

## (1) 特許法等関係手数料

①期間の延長、期日の変更	2,100円
②期間経過後の期間の延長	4,200円
③期間経過後の期間の延長（特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの）	51,000円
④登録証の再交付請求	4,600円
⑤承継の届出（名義変更）	4,200円
⑥証明の請求	1,400円
（窓口）	
（オンライン）	1,100円
⑦書類の閲覧請求	1,500円
⑧紙原簿の閲覧請求	300円
⑨ファイル記録事項の閲覧請求	
（窓口）	900円
（オンライン）	600円
⑩登録事項の閲覧請求（磁気原簿）	
（窓口）	800円
（オンライン）	600円
⑪書類謄本の交付請求	1,400円
⑫紙原簿謄本の交付請求	350円
⑬ファイル記録事項記載書類の交付請求	
（窓口）	1,300円
（オンライン）	1,000円
⑭登録事項記載書類の交付請求（磁気原簿）	
（窓口）	1,100円
（オンライン）	800円
⑮磁気ディスクへの記録（電子化手数料）	1,200円 + (書面のページ数 × 700円)

(2) 国際出願（特許・実用新案）関係手数料

①国際出願手数料			
・国際出願の用紙の枚数が30枚以内の場合			151,800円
・国際出願の用紙の枚数が30枚を越える場合、30枚を越える用紙1枚につき			1,700円
②国際出願手数料からの減額			
・オンラインで国際出願をした場合			34,200円
③送付・調査手数料			
・日本国特許庁が国際調査を行う国際出願			
<送付手数料>			10,000円
<調査手数料> (日本語によるPCT国際出願)			70,000円
(外国語によるPCT国際出願)			156,000円
・欧州特許庁が国際調査を行う国際出願			
<送付手数料>			10,000円
<調査手数料>			229,600円
・シンガポール知的所有権庁が国際調査を行う国際出願			
<送付手数料>			10,000円
<調査手数料>			181,200円
④予備審査手数料	(日本語によるPCT国際出願)		26,000円
(日本国特許庁が国際予備審査機関の場合)	(外国語によるPCT国際出願)		58,000円
⑤取扱手数料 <国際予備審査請求 1件につき>			22,800円
⑥国際調査の追加手数料	(日本語によるPCT国際出願)	60,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
(日本国特許庁が国際調査機関の場合)	(外国語によるPCT国際出願)	126,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
⑦国際予備審査の追加手数料	(日本語によるPCT国際出願)	15,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
(日本国特許庁が国際予備審査機関の場合)	(外国語によるPCT国際出願)	34,000円 × (請求の範囲の発明の数-1)	
⑧文献の写しの請求に係る手数料			1,400円
⑨書類謄本又はファイル記録事項の交付請求			1,400円
⑩優先権書類の国際事務局への送付請求			1,400円
⑪国際出願に関する書類についての証明書の交付請求			1,400円
⑫先の調査の結果の送付請求に係る手数料			1,700円

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数を特許庁のホームページで御確認ください。

(3) 国際登録出願（意匠）手数料

①日本特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要）			
※日本国特許庁を介した国際出願（国際登録出願）を行う場合のみ必要			3,500円
②国際事務局（WIPO）に支払う手数料			
（基本手数料）	<1意匠目>		397 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		19 スイスフラン
（公表手数料）	<1複製物毎>		17 スイスフラン
	<書面で複製物を提出する場合		
	複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁毎>		150 スイスフラン
（追加手数料）	<意匠の説明が100単語を超える場合、1単語毎>		2 スイスフラン
（指定手数料）	指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか		
	（各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額については、特許庁ホームページの「ハーグ協定関係手数料」を御確認ください。）		
・標準指定手数料：指定国毎の所定の等級の手数料（個別指定手数料の国以外）			
等級1の指定国	<1意匠目>		42 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		2 スイスフラン
等級2の指定国	<1意匠目>		60 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		20 スイスフラン
等級3の指定国	<1意匠目>		90 スイスフラン
	<2意匠目以降、1意匠毎>		50 スイスフラン
・個別指定手数料：指定国毎の所定の手数料（標準指定手数料の国以外）			
※日本の個別指定手数料	<1意匠毎>		665 スイスフラン

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数を特許庁のホームページで御確認ください。

## (4) 国際登録出願（商標）関係の主な手数料

①日本特許庁に支払う手数料（別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必要)		
・国際登録出願		9,000円
・事後指定		4,200円
・国際登録の存続期間の更新申請		4,200円
・国際登録の名義人の変更の記録の請求		4,200円
②国際事務局(WIPO)に支払う手数料		
(下記の手数料の他、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があります。個別手数料が必要な国及び金額については、特許庁ホームページの「マドリッドプロトコル個別手数料一覧表」を御確認ください。)		
・国際登録出願		
(基本手数料)	＜商標が白黒＞	653 スイスフラン
	＜商標がカラー＞	903 スイスフラン
(付加手数料)	＜1指定国毎＞	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要		
(追加手数料)	＜国際分類の数が3を超えた1区分毎＞	100 スイスフラン
※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要		
・事後指定		
(基本手数料)		300 スイスフラン
(付加手数料)	＜1指定国毎＞	100 スイスフラン
・国際登録の存続期間の更新申請		
(基本手数料)		653 スイスフラン
(付加手数料)	＜1指定国毎＞	100 スイスフラン
(追加手数料)	＜国際分類の数が3を超えた1区分毎＞	100 スイスフラン
・国際登録の名義人の変更の記録の申請		177 スイスフラン

注：為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料を特許庁のホームページで御確認ください。

## (5) 弁理士試験受験手数料

12,000円

問合せ先：総務課

## 第6章 その他統計・資料

(参考) 特許料等の減免措置一覧表 (2017年4月1日現在)

減免対象者	根拠法令	措置内容
中小ベンチャー企業・小規模企業等 (※平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合に限る。)	産業競争力強化法第75条	<特許> 審査請求料：1/3に軽減 特許料(第1～10年分)：1/3に軽減 調査手数料・送付手数料：1/3に軽減 予備審査手数料：1/3に軽減
個人(所得税非課税者等)	特許法第109条、第195条の2 実用新案法第32条の2、第54条	<特許> 審査請求料：免除又は半額軽減 特許料(第1～3年分)：免除又は半額軽減 特許料(第4～10年分)：半額軽減  <実用新案> 実用新案技術評価請求料：免除又は半額軽減 登録料(第1～3年分)：免除又は3年間猶予
法人(非課税法人等)	特許法第109条、第195条の2	<特許> 審査請求料：半額軽減 特許料(第1～10年分)：半額軽減  <特許> 審査請求料：1/3に軽減 特許料(第1～10年分)：1/3に軽減 調査手数料・送付手数料：1/3に軽減 予備審査手数料：1/3に軽減
研究開発型中小企業	産業技術力強化法第18条 中小ものづくり高度化法 <sup>*2</sup> 第9条 アジア拠点化推進法 <sup>*3</sup> 第10条	
アカデミック・ディスカウント (大学等 <sup>*1</sup> 、大学等の研究者)	産業技術力強化法第17条	
独立行政法人 <sup>*1</sup>		
公設試験研究機関		
地方独立行政法人		
承認TLO <sup>*1</sup>	TLO法 <sup>*4</sup> 第8条	
認定TLO <sup>*1</sup>	TLO法 <sup>*4</sup> 第13条	

\*1 料金が免除となる場合があります。詳細は下記の表を御覧ください。

\*2 中小ものづくり高度化法：中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

\*3 アジア拠点化推進法：特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法

\*4 TLO法：大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

※料金の免除対象一覧

対 象	出 願 日	～H16.3.31	H16.4.1～H19.3.31	H19.4.1～
国		免除(特許・実用新案・意匠・商標)		
国の試験研究機関から権利を譲り受けた認定TLO		免除(特許・実用新案) <TLO法第12条>		
国立大学法人 大学共同利用機関法人 (独)国立高等専門学校機構		免除(特許) <産業技術力強化法附則第3条>		※上記「アカデミック・ディスカウント」による減免措置の対象
国立大学法人、大学共同利用機関法人、(独)国立高等専門学校機構から権利を譲り受けた承認TLO		免除(特許) <TLO法附則第3条>		※上記「承認TLO」を対象とした減免措置の対象
H16.3.31時点で特許法施行令に指定されていた独立行政法人		免除(特許・実用新案・意匠・商標) <改正法 <sup>*5</sup> 附則第2～5条>		※上記「独立行政法人」を対象とした減免措置の対象
国立大学、独立行政法人から権利を譲り受けた認定TLO		免除(特許・実用新案) <改正法附則第8条>		※上記「承認TLO」又は「認定TLO」を対象とした減免措置の対象

\*5 特許法等の一部を改正する法律(平成15年法律第47号)

問合せ先：総務課



12. 主要国・機関における特許出願政府費用等一覧表

国 別	五 庁						
	米 国		E P O		中 華 人 民 共 和 国		
経 費	2014.1.1		2016.4.1		2012.12.27		
最 低 必 要 費 用	出願料	US\$ 280	(¥28,560)	紙 € 210 (¥23,940)	電子 € 120 (¥13,680)	900 元	(¥13,500)
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>出願料付加分</li> <li>・超過ページ料 US\$400/50頁 (100頁を超える場合)</li> <li>・3項を超える独立クレーム US\$420/項</li> <li>・20項を超えるクレーム US\$80/項</li> <li>・多項従属クレームがある場合</li> <li>・紙出願料 (加算) US\$780 US\$400</li> <li>・サーチ料 US\$600</li> <li>・審査料 US\$720</li> <li>・公開手数料 無料</li> <li>・特許発行料 US\$960</li> <li>・期間延長                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1ヵ月目 : US\$200</li> <li>2ヵ月目 : US\$600</li> <li>3ヵ月目 : US\$1,400</li> <li>4ヵ月目 : US\$2,200</li> <li>5ヵ月目 : US\$3,000</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出願料付加分</li> <li>上記出願料は35頁まで。</li> <li>超過ページ料 € 15/頁 (35頁を超える場合)</li> <li>・クレーム料</li> <li>・16~50項まで € 235/項</li> <li>・50項を超えるクレーム € 585/項</li> <li>・調査料 € 1,300</li> <li>・指定料 € 585</li> <li>・審査請求料 € 1,635</li> <li>・特許付与 (35頁まで) € 925</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出願料付加分</li> <li>・31頁から300頁まで 50元/頁</li> <li>・300頁を超える場合 100元/頁</li> <li>・10項を超えるクレーム 150元/項</li> <li>・優先権主張 80元/件</li> <li>・公開料 50元</li> <li>・審査請求料 2,500元</li> <li>・特許登録料 255元</li> <li>・出願維持年金 *1 300元</li> </ul>			
年 金 （ 特 許 料 等 ）		登録された年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする	
	第1年					900 元	(¥13,500)
	第2年					900 元	(¥13,500)
	第3年			€ 470	(¥53,580)	900 元	(¥13,500)
	第4年			€ 585	(¥66,690)	1,200 元	(¥18,000)
	第5年	3年6ヶ月以内に		€ 820	(¥93,480)	1,200 元	(¥18,000)
	第6年	US\$1,600	(¥163,200)	€ 1,050	(¥119,700)	1,200 元	(¥18,000)
	第7年			€ 1,165	(¥132,810)	2,000 元	(¥30,000)
	第8年			€ 1,280	(¥145,920)	2,000 元	(¥30,000)
	第9年	7年6ヶ月以内に		€ 1,395	(¥159,030)	2,000 元	(¥30,000)
	第10年	US\$3,600	(¥367,200)	€ 1,575	(¥179,550)	4,000 元	(¥60,000)
	第11年			€ 1,575	(¥179,550)	4,000 元	(¥60,000)
	第12年			€ 1,575	(¥179,550)	4,000 元	(¥60,000)
	第13年	11年6ヶ月以内に		€ 1,575	(¥179,550)	6,000 元	(¥90,000)
	第14年	US\$7,400	(¥754,800)	€ 1,575	(¥179,550)	6,000 元	(¥90,000)
	第15年			€ 1,575	(¥179,550)	6,000 元	(¥90,000)
	第16年			€ 1,575	(¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)
	第17年			€ 1,575	(¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)
	第18年			€ 1,575	(¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)
	第19年			€ 1,575	(¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)
	第20年			€ 1,575	(¥179,550)	8,000 元	(¥120,000)
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
第25年							
特許権 存続期間	出願日から20年*1		出願日から20年		出願日から20年		
通貨換算率	US\$1: ¥102		€1: ¥114		1元: ¥15		
備 考	<p>※小企業、個人、非営利団体については上記の料金は半額（但し電子出願の出願料は75%減額）。極小規模事業体については上記の料金を75%減額（但し紙出願料は50%減額）。</p> <p>※納付すべき料金額は納付日現在に適用されている金額となる。なお、料金改定は毎年行われる可能性があるため納付すべき料金額について留意すること。</p> <p>*1: 1995年6月8日前的出願は特許日から17年又は出願日から20年のいずれか遅く終了する方の期間。</p>		<p>※上記特許料の欄の金額は、登録までにEPOに支払う維持料であり、特許料は指定された各国にそれぞれ支払う必要がある。</p>		<p>※公開料は出願時に納付しなければならない。</p> <p>*1: 出願維持年金は2010年2月以降不要となった。</p>		

国 別	五 庁				B R I C S (中国を除く)			
	大 韓 民 国				ブラジル		ロ シ ア	
経 費	2014. 3. 1				2014. 3. 10		2012. 8. 22	
出願料	紙	₩ 66,000	(¥6,072)	紙	R\$ 260	(¥8,142)	RUB 1,650	(¥2,609)
	電子	₩ 46,000	(¥4,232)	電子	R\$ 175	(¥5,480)		
最低必要費用	・ 出願料付加分 紙出願の場合 W1,000/頁*1			・ 審査請求料 10クレームまで R\$590/項		・ 出願料付加分 25以上のクレームの場合 (各クレーム当たり) RUB250		
	・ 優先権主張 (1の主張) W20,000 (紙) W18,000 (電子)			11~15クレーム R\$100/項		・ 審査請求料 ・ 1の独立クレーム RUB2,450 ・ 各独立クレーム当たり(10以下) RUB1,950 ・ 各独立クレーム当たり(11以上) RUB3,400		
その他	・ 審査請求料 W143,000 ・ 付加料(クレーム毎) W44,000/項			16~30クレーム R\$200/項		・ 特許付与手数料 RUB3,250		
	・ 特許登録料 W45,000 ・ 付加料(クレーム毎) W39,000/項			31クレーム以上 R\$500/項				
				・ 特許証発行手数料 R\$235				
				・ 出願維持年金*1 R\$295/年				
年 金 (特許料等)	登録された年を第1年目とする			出願した年を第1年目とする		出願をした年を第1年目とする		
	第1年							
	第2年							
	第3年				R\$ 780	(¥24,425)	RUB 850	(¥1,344)
	第4年	₩ 40,000	¥3,680		R\$ 780	(¥24,425)	RUB 850	(¥1,344)
	第5年	+ ₩ 22,000	+ ¥2,024		R\$ 780	(¥24,425)	RUB 1,250	(¥1,976)
	第6年	×クレーム数/年	×クレーム数/年		R\$ 780	(¥24,425)	RUB 1,250	(¥1,976)
	第7年	₩ 100,000	¥9,200		R\$ 1,220	(¥38,203)	RUB 1,650	(¥2,609)
	第8年	+ ₩ 38,000	+ ¥3,496		R\$ 1,220	(¥38,203)	RUB 1,650	(¥2,609)
	第9年	×クレーム数/年	×クレーム数/年		R\$ 1,220	(¥38,203)	RUB 2,450	(¥3,873)
	第10年	₩ 240,000	¥22,081		R\$ 1,220	(¥38,203)	RUB 2,450	(¥3,873)
	第11年	+ ₩ 55,000	+ ¥5,060		R\$ 1,645	(¥51,512)	RUB 3,650	(¥5,771)
	第12年	×クレーム数/年	×クレーム数/年		R\$ 1,645	(¥51,512)	RUB 3,650	(¥5,771)
	第13年	₩ 360,000	¥33,121		R\$ 1,645	(¥51,512)	RUB 4,900	(¥7,747)
	第14年	+ ₩ 55,000	+ ¥5,060		R\$ 1,645	(¥51,512)	RUB 4,900	(¥7,747)
	第15年	×クレーム数/年	×クレーム数/年		R\$ 1,645	(¥51,512)	RUB 6,100	(¥9,644)
	第16年				R\$ 2,005	(¥62,785)	RUB 6,100	(¥9,644)
	第17年				R\$ 2,005	(¥62,785)	RUB 6,100	(¥9,644)
	第18年				R\$ 2,005	(¥62,785)	RUB 6,100	(¥9,644)
	第19年				R\$ 2,005	(¥62,785)	RUB 8,100	(¥12,806)
	第20年				R\$ 2,005	(¥62,785)	RUB 8,100	(¥12,806)
	第21年						RUB 12,000	(¥18,972)
	第22年						RUB 12,000	(¥18,972)
	第23年						RUB 12,000	(¥18,972)
	第24年						RUB 12,000	(¥18,972)
	第25年						RUB 12,000	(¥18,972)
特許権 存続期間	出願日から20年			出願日から20年*2		出願日から20年		
通貨換算率	₩100: ¥9.20			R\$1: ¥31.31		RUB1: ¥1.58		
備 考	※年金の支払は各年毎に上記合計額を支払うものとする。 *1: 明細書・図面、要約書の20頁を超える1頁毎に。			※小企業、個人等については上記料金の約60%が減額される。 ※通常の納付期限を超える場合は、年金額は2倍となる。 *1: 継続中の出願は出願の第3年目から各年あたりR\$295の維持年金を支払う。 *2: 但し特許付与日から10年以上。		※2012年8月22日付けでWTO加盟に伴い、出願者がロシア国内居住者か非居住者かに関わらず一律の料金となった。 年金の支払い期日から6か月以内の遅延支払の手数料は50%増し。		

国 別		BRICS (中国を除く)								
施行日		インド								
経費		2014. 2. 28								
出願料	個人以外の法人(小規模団体以外)			個人以外の法人(小規模団体)			個人			
	紙	INR 8,800	(¥13,464)	紙	INR 4,400	(¥6,732)	紙	INR 1,760	(¥2,693)	
電子	INR 8,000	(¥12,240)	電子	INR 4,000	(¥6,120)	電子	INR 1,600	(¥2,448)		
最低必要費用	・出願料付加分 ・10項を超えるクレーム	紙 INR1,760/項 電子 INR1,600/項		・出願料付加分 ・10項を超えるクレーム	紙 INR880/項 電子 INR800/項		・出願料付加分 ・10項を超えるクレーム	紙 INR352/項 電子 INR320/項		
	・30頁を超える場合	紙 INR880/頁 電子 INR800/頁		・30頁を超える場合	紙 INR440/頁 電子 INR400/頁		・30頁を超える場合	紙 INR176/頁 電子 INR160/頁		
	・早期公開請求	紙 INR13,750 電子 INR12,500		・早期公開請求	紙 INR6,875 電子 INR6,250		・早期公開請求	紙 INR2,750 電子 INR2,500		
	・審査請求	紙 INR22,000 電子 INR20,000		・審査請求	紙 INR11,000 電子 INR10,000		・審査請求	紙 INR4,400 電子 INR4,000		
年 金 ( 特 許 料 等 )	出願した年を第1年目とする									
	第1年									
	第2年	紙	電子	紙	電子	紙	電子			
	第3年	INR 4,400 (¥6,732)	INR 4,000 (¥6,120)	INR 2,200 (¥3,366)	INR 2,000 (¥3,060)	INR 880 (¥1,346)	INR 800 (¥1,224)			
	第4年	INR 4,400 (¥6,732)	INR 4,000 (¥6,120)	INR 2,200 (¥3,366)	INR 2,000 (¥3,060)	INR 880 (¥1,346)	INR 800 (¥1,224)			
	第5年	INR 4,400 (¥6,732)	INR 4,000 (¥6,120)	INR 2,200 (¥3,366)	INR 2,000 (¥3,060)	INR 880 (¥1,346)	INR 800 (¥1,224)			
	第6年	INR 4,400 (¥6,732)	INR 4,000 (¥6,120)	INR 2,200 (¥3,366)	INR 2,000 (¥3,060)	INR 880 (¥1,346)	INR 800 (¥1,224)			
	第7年	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 6,600 (¥10,098)	INR 6,000 (¥9,180)	INR 2,640 (¥4,039)	INR 2,400 (¥3,672)			
	第8年	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 6,600 (¥10,098)	INR 6,000 (¥9,180)	INR 2,640 (¥4,039)	INR 2,400 (¥3,672)			
	第9年	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 6,600 (¥10,098)	INR 6,000 (¥9,180)	INR 2,640 (¥4,039)	INR 2,400 (¥3,672)			
	第10年	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 6,600 (¥10,098)	INR 6,000 (¥9,180)	INR 2,640 (¥4,039)	INR 2,400 (¥3,672)			
	第11年	INR 26,400 (¥40,392)	INR 24,000 (¥36,720)	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 5,280 (¥8,078)	INR 4,800 (¥7,344)			
	第12年	INR 26,400 (¥40,392)	INR 24,000 (¥36,720)	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 5,280 (¥8,078)	INR 4,800 (¥7,344)			
	第13年	INR 26,400 (¥40,392)	INR 24,000 (¥36,720)	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 5,280 (¥8,078)	INR 4,800 (¥7,344)			
	第14年	INR 26,400 (¥40,392)	INR 24,000 (¥36,720)	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 5,280 (¥8,078)	INR 4,800 (¥7,344)			
	第15年	INR 26,400 (¥40,392)	INR 24,000 (¥36,720)	INR 13,200 (¥20,196)	INR 12,000 (¥18,360)	INR 5,280 (¥8,078)	INR 4,800 (¥7,344)			
	第16年	INR 44,000 (¥67,320)	INR 40,000 (¥61,200)	INR 22,000 (¥33,660)	INR 20,000 (¥30,600)	INR 8,800 (¥13,464)	INR 8,000 (¥12,240)			
	第17年	INR 44,000 (¥67,320)	INR 40,000 (¥61,200)	INR 22,000 (¥33,660)	INR 20,000 (¥30,600)	INR 8,800 (¥13,464)	INR 8,000 (¥12,240)			
	第18年	INR 44,000 (¥67,320)	INR 40,000 (¥61,200)	INR 22,000 (¥33,660)	INR 20,000 (¥30,600)	INR 8,800 (¥13,464)	INR 8,000 (¥12,240)			
	第19年	INR 44,000 (¥67,320)	INR 40,000 (¥61,200)	INR 22,000 (¥33,660)	INR 20,000 (¥30,600)	INR 8,800 (¥13,464)	INR 8,000 (¥12,240)			
	第20年	INR 44,000 (¥67,320)	INR 40,000 (¥61,200)	INR 22,000 (¥33,660)	INR 20,000 (¥30,600)	INR 8,800 (¥13,464)	INR 8,000 (¥12,240)			
	第21年									
	第22年									
	第23年									
	第24年									
第25年										
特許権 存続期間	出願日から20年									
通貨換算率	INR1: ¥1.53									
備 考	※紙出願にかかる手数料金額は、電子出願にかかる手数料金額の10%増しの金額となる。									

国 別	BRICS (中国を除く)		ASEAN				
	南 アフリカ		インドネシア		シンガポール		
施行日	1998.1.1		2014.7.3		2014.2.13		
経 費	出願料	ZAR 590	(¥4,291)	Rp 750,000	(¥5,837)	SG\$ 160	(¥12,012)
	その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>出願料付加分 10項を超えるクレーム 超過ページ料 (30頁を超える場合) Rp50,000/項 Rp5,000/頁</li> <li>実体審査請求料 Rp2,000,000</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>調査請求料 SG\$1,925</li> <li>審査請求料 SG\$1,350</li> <li>調査/審査組合せ請求料 SG\$2,600</li> <li>特許付与料 SG\$200</li> <li>25項を超えるクレーム SG\$20/項</li> </ul>	
年 金 (特許料等)	出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年目とする		出願した年を第1年度とする		
	第1年		Rp 700,000	(¥5,448)			
	第2年		Rp 700,000	(¥5,448)			
	第3年		Rp 700,000	(¥5,448)			
	第4年	ZAR 130	(¥945)	Rp 1,000,000	(¥7,783)		
	第5年	ZAR 130	(¥945)	Rp 1,000,000	(¥7,783)	SG\$ 140	(¥10,510)
	第6年	ZAR 130	(¥945)	Rp 1,500,000	(¥11,674)	SG\$ 140	(¥10,510)
	第7年	ZAR 85	(¥618)	Rp 2,000,000	(¥15,565)	SG\$ 140	(¥10,510)
	第8年	ZAR 85	(¥618)	Rp 2,000,000	(¥15,565)	SG\$ 270	(¥20,269)
	第9年	ZAR 100	(¥727)	Rp 2,500,000	(¥19,457)	SG\$ 270	(¥20,269)
	第10年	ZAR 100	(¥727)	Rp 3,500,000	(¥27,239)	SG\$ 270	(¥20,269)
	第11年	ZAR 120	(¥873)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 350	(¥26,275)
	第12年	ZAR 120	(¥873)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 350	(¥26,275)
	第13年	ZAR 145	(¥1,055)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 350	(¥26,275)
	第14年	ZAR 145	(¥1,055)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 490	(¥36,785)
	第15年	ZAR 164	(¥1,193)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 490	(¥36,785)
	第16年	ZAR 164	(¥1,193)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 490	(¥36,785)
	第17年	ZAR 181	(¥1,316)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 600	(¥45,043)
	第18年	ZAR 181	(¥1,316)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 600	(¥45,043)
	第19年	ZAR 206	(¥1,498)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 600	(¥45,043)
	第20年	ZAR 206	(¥1,498)	Rp 5,000,000	(¥38,913)	SG\$ 710	(¥53,301)
	第21年					SG\$ 950	(¥71,318)
	第22年					SG\$ 950	(¥71,318)
	第23年					SG\$ 950	(¥71,318)
	第24年					SG\$ 950	(¥71,318)
	第25年					SG\$ 950	(¥71,318)
特許権 存続期間	出願日から20年		出願日から20年		出願日から20年		
通貨換算率	ZAR1: ¥7.27		Rp100: ¥0.78		SG\$1: ¥75.07		
備 考	※年金の支払い期日の延長手数料 (1ヵ月まで)はZAR90,その後は支払 い期日から6ヵ月以内までZAR50/月。		※年金に各クレーム当たり以下の追加料金が 発生する。 1~3年度まで(各年度当たり) Rp50,000 4,5年度(各年度当たり) Rp100,000 6年度 Rp150,000 7,8年度(各年度当たり) Rp200,000 9年度以降(各年度当たり) Rp250,000 出願から特許付与までの年金は特許付与 から1年以内に支払う。				

国 別	ASEAN					
	タ イ		フィリピン			
施行日	2007. 10. 1		2012. 7. 18			
経 費	出願料	THB 500	(¥1,469)		大規模企業 PHP 3,600 (¥7,711)	小規模企業 PHP 1,800 (¥3,856)
	最低必要費用	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査請求料 THB250</li> <li>公開手数料 THB250</li> <li>特許付与手数料 THB500</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出願料付加分 ・5項を超えるクレーム ・30頁を超える場合</li> <li>優先権主張</li> <li>審査請求料</li> <li>特許付与、公告料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PHP300/項 PHP30/頁</li> <li>PHP1,800</li> <li>PHP3,500</li> <li>PHP1,000</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PHP150/項 PHP15/頁</li> <li>PHP900</li> <li>PHP1,750</li> <li>PHP500</li> </ul>
年 金 (特許料等)		出願した年を第1年目とする				
	第1年					
	第2年					
	第3年					
	第4年					
	第5年	THB 1,000	(¥2,938)		PHP 2,700 (¥5,783)	PHP 1,350 (¥2,892)
	第6年	THB 1,200	(¥3,525)		PHP 3,600 (¥7,711)	PHP 1,800 (¥3,856)
	第7年	THB 1,600	(¥4,700)		PHP 4,500 (¥9,639)	PHP 2,250 (¥4,820)
	第8年	THB 2,200	(¥6,463)		PHP 5,400 (¥11,567)	PHP 2,700 (¥5,783)
	第9年	THB 3,000	(¥8,813)		PHP 7,200 (¥15,422)	PHP 3,600 (¥7,711)
	第10年	THB 4,000	(¥11,750)		PHP 9,000 (¥19,278)	PHP 4,500 (¥9,639)
	第11年	THB 5,200	(¥15,276)		PHP 11,600 (¥24,847)	PHP 5,800 (¥12,424)
	第12年	THB 6,600	(¥19,388)		PHP 14,400 (¥30,845)	PHP 7,200 (¥15,422)
	第13年	THB 8,200	(¥24,088)		PHP 17,000 (¥36,414)	PHP 8,500 (¥18,207)
	第14年	THB 10,000	(¥29,376)		PHP 20,700 (¥44,339)	PHP 10,350 (¥22,170)
	第15年	THB 12,000	(¥35,251)		PHP 24,300 (¥52,051)	PHP 12,150 (¥26,025)
	第16年	THB 14,200	(¥41,714)		PHP 27,800 (¥59,548)	PHP 13,900 (¥29,774)
	第17年	THB 16,600	(¥48,764)		PHP 31,400 (¥67,259)	PHP 15,700 (¥33,629)
	第18年	THB 19,200	(¥56,402)		PHP 37,700 (¥80,753)	PHP 18,850 (¥40,377)
	第19年	THB 22,000	(¥64,627)		PHP 45,300 (¥97,033)	PHP 22,650 (¥48,516)
	第20年	THB 25,000	(¥73,440)		PHP 54,300 (¥116,311)	PHP 27,150 (¥58,155)
	第21年					
	第22年					
	第23年					
	第24年					
第25年						
特許権存続期間	出願日から20年		出願日から20年			
通貨換算率	THB100: ¥293.76		PHP1: ¥2.14			
備 考					※5項を超える各クレーム当たり年金の加算料金として、毎年PHP350(小規模企業はPHP175)が加算される。 年金は前払いであり、最初の年金は出願公開日から4年目の対応日まで納付する。 年金の支払期日から6ヵ月以内の遅延支払の手数料はPHP350/年。	

国 別	ASEAN						
	ベトナム			マレーシア			
施行日	2009.2.4			2011.2.15			
経 費	出願料	紙	VND 180,000 (¥823)	紙	MYR 290 (¥7,188)		
		紙(電子有)	VND 150,000 (¥685)	電子	MYR 260 (¥6,444)		
最 低 必 要 費 用	そ の 他	電子	VND 100,000 (¥457)	・出願料付加分 10項を超えるクレーム 紙・電子 MYR20/項			
		(上記出願料金は、1独立クレーム当たりの料金となる。)			・実体審査請求料 紙 MYR1,100 電子 MYR950		
		・出願料付加分 超過ページ料 VND 12,000/頁 (6頁以降)			・修正実体審査請求料 紙 MYR640 電子 MYR600		
		・優先権主張 VND 600,000/件			・付与証明書発行 無料		
		・公開手数料 VND 120,000 2番目以降の図面に付き VND 60,000/図					
		・審査請求料(調査料含) 独立クレーム当たり VND 540,000/項					
		・付与手数料 2項目以降の 独立クレーム当たり VND 100,000/項					
		・登録及び公告料 VND 240,000 2番目以降の図面に付き VND 120,000/図					
年 金 ( 特 許 料 等 )	出願した年を第1年目とする			登録された年を第1年目とする			
	第1年	VND 300,000 (¥1,371)		紙		電子	
	第2年	VND 300,000 (¥1,371)		MYR 290 (¥7,188)		MYR 260 (¥6,444)	
	第3年	VND 480,000 (¥2,193)		MYR 360 (¥8,923)		MYR 330 (¥8,179)	
	第4年	VND 480,000 (¥2,193)		MYR 420 (¥10,410)		MYR 390 (¥9,667)	
	第5年	VND 780,000 (¥3,564)		MYR 490 (¥12,145)		MYR 460 (¥11,402)	
	第6年	VND 780,000 (¥3,564)		MYR 560 (¥13,880)		MYR 520 (¥12,889)	
	第7年	VND 1,200,000 (¥5,484)		MYR 640 (¥15,863)		MYR 600 (¥14,872)	
	第8年	VND 1,200,000 (¥5,484)		MYR 690 (¥17,102)		MYR 650 (¥16,111)	
	第9年	VND 1,800,000 (¥8,225)		MYR 760 (¥18,837)		MYR 720 (¥17,846)	
	第10年	VND 1,800,000 (¥8,225)		MYR 820 (¥20,325)		MYR 780 (¥19,333)	
	第11年	VND 2,520,000 (¥11,515)		MYR 890 (¥22,060)		MYR 850 (¥21,068)	
	第12年	VND 2,520,000 (¥11,515)		MYR 940 (¥23,299)		MYR 900 (¥22,307)	
	第13年	VND 2,520,000 (¥11,515)		MYR 1,100 (¥27,265)		MYR 1,050 (¥26,025)	
	第14年	VND 3,300,000 (¥15,080)		MYR 1,250 (¥30,983)		MYR 1,200 (¥29,743)	
	第15年	VND 3,300,000 (¥15,080)		MYR 1,350 (¥33,461)		MYR 1,300 (¥32,222)	
	第16年	VND 3,300,000 (¥15,080)		MYR 1,660 (¥41,145)		MYR 1,600 (¥39,658)	
	第17年	VND 4,200,000 (¥19,192)		MYR 1,900 (¥47,093)		MYR 1,850 (¥45,854)	
	第18年	VND 4,200,000 (¥19,192)		MYR 2,200 (¥54,529)		MYR 2,100 (¥52,051)	
	第19年	VND 4,200,000 (¥19,192)		MYR 2,500 (¥61,965)		MYR 2,400 (¥59,486)	
	第20年	VND 4,200,000 (¥19,192)		MYR 2,700 (¥66,922)		MYR 2,600 (¥64,444)	
	第21年						
	第22年						
	第23年						
	第24年						
第25年							
特許権 存続期間	出願日から20年			出願日から20年			
通貨換算率	VND100: ¥0.46			MYR1: ¥24.79			
備 考	※年金は1独立クレーム当たりの料金である。			※年金の支払期日から6ヵ月以内の遅延支払の手数料は100%増し。			

国 別	E P C 加盟国								
	英 国			ド イ ツ			フ ラ ンス		
経 費	2014. 4. 1			2014. 4. 1			2015. 7. 1		
出願料	紙	£ 30	(¥4,020)	紙	€ 60	(¥6,840)	紙	€ 36	(¥4,104)
	電子	£ 20	(¥2,680)	電子	€ 40	(¥4,560)	電子	€ 26	(¥2,964)
最低必要費用	・ 調査料 (紙) £150.00 ・ 調査料 (電子) £130.00 ・ 審査請求料 (紙) £100.00 ・ 審査請求料 (電子) £80.00			・ 出願料付加分 10項を超えるグループ 紙 €30/項 電子 €20/項 ・ 調査料 €300 ・ 審査請求料 €150 (すでに調査がされている場合) ・ 審査請求料 €350 (調査がされていない場合)			・ 出願料付加分 10項を超えるグループ €42/項 ・ 調査料 €520 ・ 特許発行料 €90		
	その他								
年金(特許料等)	出願した年を第1年目とする			出願した年を第1年目とする					
	第1年								
	第2年						€ 38	(¥4,332)	
	第3年				€ 70	(¥7,980)	€ 38	(¥4,332)	
	第4年				€ 70	(¥7,980)	€ 38	(¥4,332)	
	第5年	£ 70	(¥9,380)		€ 90	(¥10,260)	€ 38	(¥4,332)	
	第6年	£ 90	(¥12,060)		€ 130	(¥14,820)	€ 76	(¥8,664)	
	第7年	£ 110	(¥14,740)		€ 180	(¥20,520)	€ 96	(¥10,944)	
	第8年	£ 130	(¥17,420)		€ 240	(¥27,360)	€ 136	(¥15,504)	
	第9年	£ 150	(¥20,100)		€ 290	(¥33,060)	€ 180	(¥20,520)	
	第10年	£ 170	(¥22,780)		€ 350	(¥39,900)	€ 220	(¥25,080)	
	第11年	£ 190	(¥25,460)		€ 470	(¥53,580)	€ 260	(¥29,640)	
	第12年	£ 210	(¥28,140)		€ 620	(¥70,680)	€ 300	(¥34,200)	
	第13年	£ 250	(¥33,500)		€ 760	(¥86,640)	€ 350	(¥39,900)	
	第14年	£ 290	(¥38,860)		€ 910	(¥103,740)	€ 400	(¥45,600)	
	第15年	£ 350	(¥46,900)		€ 1,060	(¥120,840)	€ 450	(¥51,300)	
	第16年	£ 410	(¥54,940)		€ 1,230	(¥140,220)	€ 510	(¥58,140)	
	第17年	£ 460	(¥61,640)		€ 1,410	(¥160,740)	€ 570	(¥64,980)	
	第18年	£ 510	(¥68,340)		€ 1,590	(¥181,260)	€ 640	(¥72,960)	
	第19年	£ 560	(¥75,040)		€ 1,760	(¥200,640)	€ 720	(¥82,080)	
	第20年	£ 600	(¥80,400)		€ 1,940	(¥221,160)	€ 790	(¥90,060)	
	第21年	£ 600	(¥80,400)		€ 2,650	(¥302,100)	€ 940	(¥107,160)	
	第22年	£ 700	(¥93,800)		€ 2,940	(¥335,160)	€ 940	(¥107,160)	
	第23年	£ 800	(¥107,200)		€ 3,290	(¥375,060)	€ 940	(¥107,160)	
	第24年	£ 900	(¥120,600)		€ 3,650	(¥416,100)	€ 940	(¥107,160)	
	第25年	£ 1,000	(¥134,000)		€ 4,120	(¥469,680)	€ 940	(¥107,160)	
特許権存続期間	出願日から20年			出願日の翌日から20年			出願日から20年		
通貨換算率	£1: ¥134			€1: ¥114			€1: ¥114		
備考	※EPO出願でイギリスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許を出願した年を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。			※EPO出願でドイツを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。			※EPO出願でフランスを指定国とした際の納付すべき最初の特許料は、欧州特許の出願日を第1年目とし、欧州特許公報に公示された翌年の年金から支払う。 ※自然人、非営利団体及び従業員1,000人未満の中小企業は、上記料金の半額。		

国 別	その他				
	オーストラリア		カナダ		
経 費	2012. 12. 1		2010. 10. 1		
出願料	紙	AS\$ 470	(¥36,386)	C\$ 400	(¥31,200)
	電子	AS\$ 370	(¥28,645)		
最低必要費用	その他	・審査請求料 AS\$490 ※オーストラリア特許庁がIPER（国際予備審査報告書）を作成した場合の審査請求料 AS\$300 ・特許発行料 AS\$250 20項を超えるクレーム AS\$110/項		・審査請求料 C\$800 ・特許登録料 C\$300 ・超過ページ（許可通知時） C\$6/頁（明細書及び図面が100頁を超える場合）	
	年 金（特許料等）	本出願をした年を1年目とする		出願した年を第1年目とする	
第1年					
第2年					
第3年				C\$ 100	(¥7,800)
第4年				C\$ 100	(¥7,800)
第5年	AS\$ 300	(¥23,225)		C\$ 100	(¥7,800)
第6年	AS\$ 300	(¥23,225)		C\$ 200	(¥15,600)
第7年	AS\$ 300	(¥23,225)		C\$ 200	(¥15,600)
第8年	AS\$ 300	(¥23,225)		C\$ 200	(¥15,600)
第9年	AS\$ 300	(¥23,225)		C\$ 200	(¥15,600)
第10年	AS\$ 300	(¥23,225)		C\$ 200	(¥15,600)
第11年	AS\$ 500	(¥38,709)		C\$ 250	(¥19,500)
第12年	AS\$ 500	(¥38,709)		C\$ 250	(¥19,500)
第13年	AS\$ 500	(¥38,709)		C\$ 250	(¥19,500)
第14年	AS\$ 500	(¥38,709)		C\$ 250	(¥19,500)
第15年	AS\$ 500	(¥38,709)		C\$ 250	(¥19,500)
第16年	AS\$ 1,120	(¥86,708)		C\$ 450	(¥35,100)
第17年	AS\$ 1,120	(¥86,708)		C\$ 450	(¥35,100)
第18年	AS\$ 1,120	(¥86,708)		C\$ 450	(¥35,100)
第19年	AS\$ 1,120	(¥86,708)		C\$ 450	(¥35,100)
第20年	AS\$ 1,120	(¥86,708)		C\$ 450	(¥35,100)
第21年	AS\$ 2,300	(¥178,061)			
第22年	AS\$ 2,300	(¥178,061)			
第23年	AS\$ 2,300	(¥178,061)			
第24年	AS\$ 2,300	(¥178,061)			
第25年	AS\$ 2,300	(¥178,061)			
特許権 存続期間	特許日*1から20年		出願日から20年*1		
通貨換算率	A\$1: ¥77.42		C\$1: ¥78		
備 考	※上記は“a standard patent”取得時にかかる費用。 ※権利期間の延長は最長で5年。 ※年金は前払いであり、最初の手数料は出願日から4年目の対応日までにおこなう。また、年金額は電子的手続きによる場合の費用。それ以外の場合は各AS\$50増しとなる。 *1特許日とは関連する完全明細書の提出日、又は規則が前記と異なる日を特許日に決定するよう規定している場合、規則によって決定される日（特許法65条）。		※小企業、個人については上記の料金の半額。 *1:1989年10月1日前の出願は特許発行日から17年間。		

国 別	その他				
	台 湾		香 港		
経 費	2014. 11. 6		2013. 12. 13		
出 願 料	紙	NT\$ 3,500	(¥11,353)	HK\$ 380	(¥5,000)
	電子	NT\$ 2,900	(¥9,406)		
最 低 必 要 費 用	・審査請求料 NT\$7,000 ・超過ページ料 NT\$500/50頁 (必要図面、明細書が50頁を超える場合) ・10項を超えるクレーム NT\$800/項  ・特許発行料 NT\$1,000		(上記のHK\$380は、指定特許出願の登録請求料に相当する)  ・登録請求の公告料 HK\$68  ・指定特許の登録及び標準特許付与請求料 HK\$380 ・上記請求の公告料 HK\$68  ・標準特許出願の出願維持の手数料*1 HK\$270/年		
	そ の 他				
年 金 ( 特 許 料 等 )	公告された年を第1年目とする		指定特許出願年を第1年度とする		
	第1年	NT\$ 2,500	(¥8,109)		
	第2年	NT\$ 2,500	(¥8,109)		
	第3年	NT\$ 2,500	(¥8,109)		
	第4年	NT\$ 5,000	(¥16,218)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第5年	NT\$ 5,000	(¥16,218)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第6年	NT\$ 5,000	(¥16,218)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第7年	NT\$ 8,000	(¥25,949)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第8年	NT\$ 8,000	(¥25,949)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第9年	NT\$ 8,000	(¥25,949)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第10年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第11年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第12年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第13年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第14年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第15年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第16年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第17年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第18年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第19年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第20年	NT\$ 16,000	(¥51,898)	HK\$ 540	(¥7,105)
	第21年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
	第22年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
	第23年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
	第24年	NT\$ 16,000	(¥51,898)		
第25年	NT\$ 16,000	(¥51,898)			
特許権 存続期間	出願日から20年		指定特許出願日から20年		
通 貨 換 算 率	NT\$100: ¥324.36		HK\$1: ¥13.16		
備 考	特許権者が個人、学校、中小企業等である場合第1～3年の各年金をNT\$17000に、第4～6年の各年金をNT\$3800に減額することを要求できる。		※上記は標準特許取得時にかかる費用。 *1:出願から5年を経過しても特許が付与されないときは、特許付与までの間、毎年上記の出願維持年金を納付しなければならない。		

(資料) 特許庁「平成28年度外国産業財産権侵害対策等支援事業」による調査結果及び特許庁調べ。

(備考) 注1:一部の料金については、施行日より前に適用になっているものもあります。

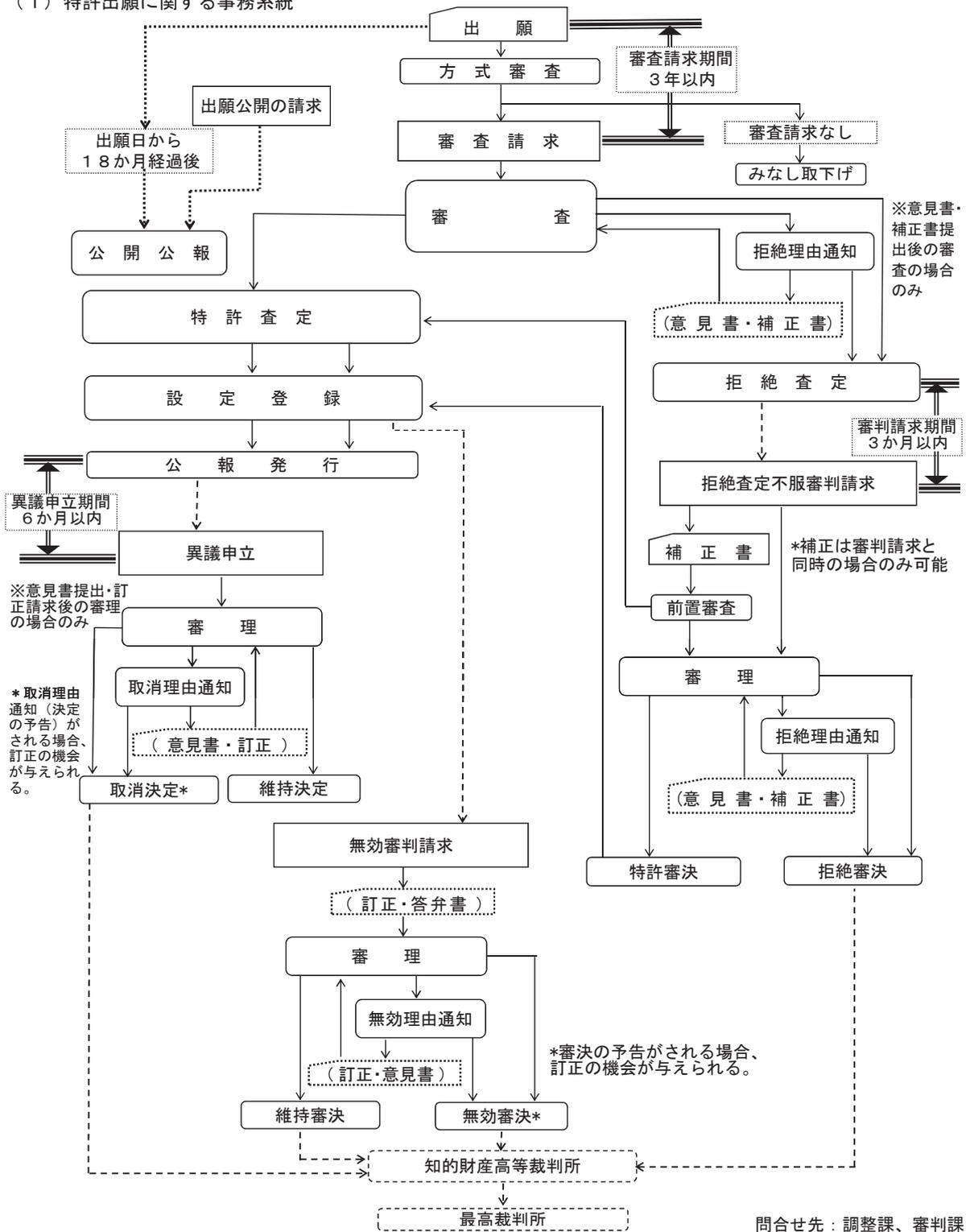
注2:表中の通貨の換算率は、平成28年10月20日付「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」(日本銀行ウェブサイト)によります。

注3:情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁まで御連絡下さいませようお願い申し上げます。

なお、本情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負う事ができませんので予め御承願いたします。

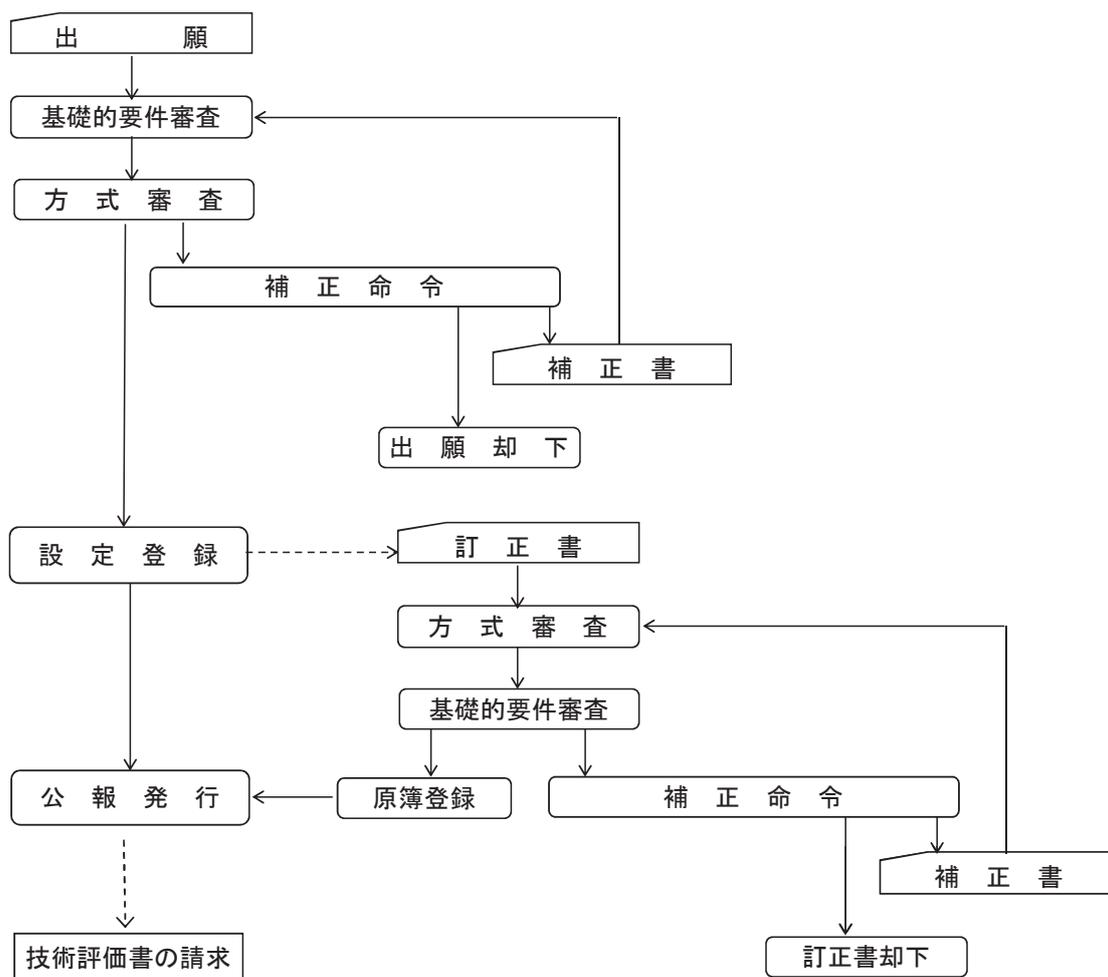
問合せ先: 国際協力課

13. 審査・審判、事務系統一覧表  
(1) 特許出願に関する事務系統



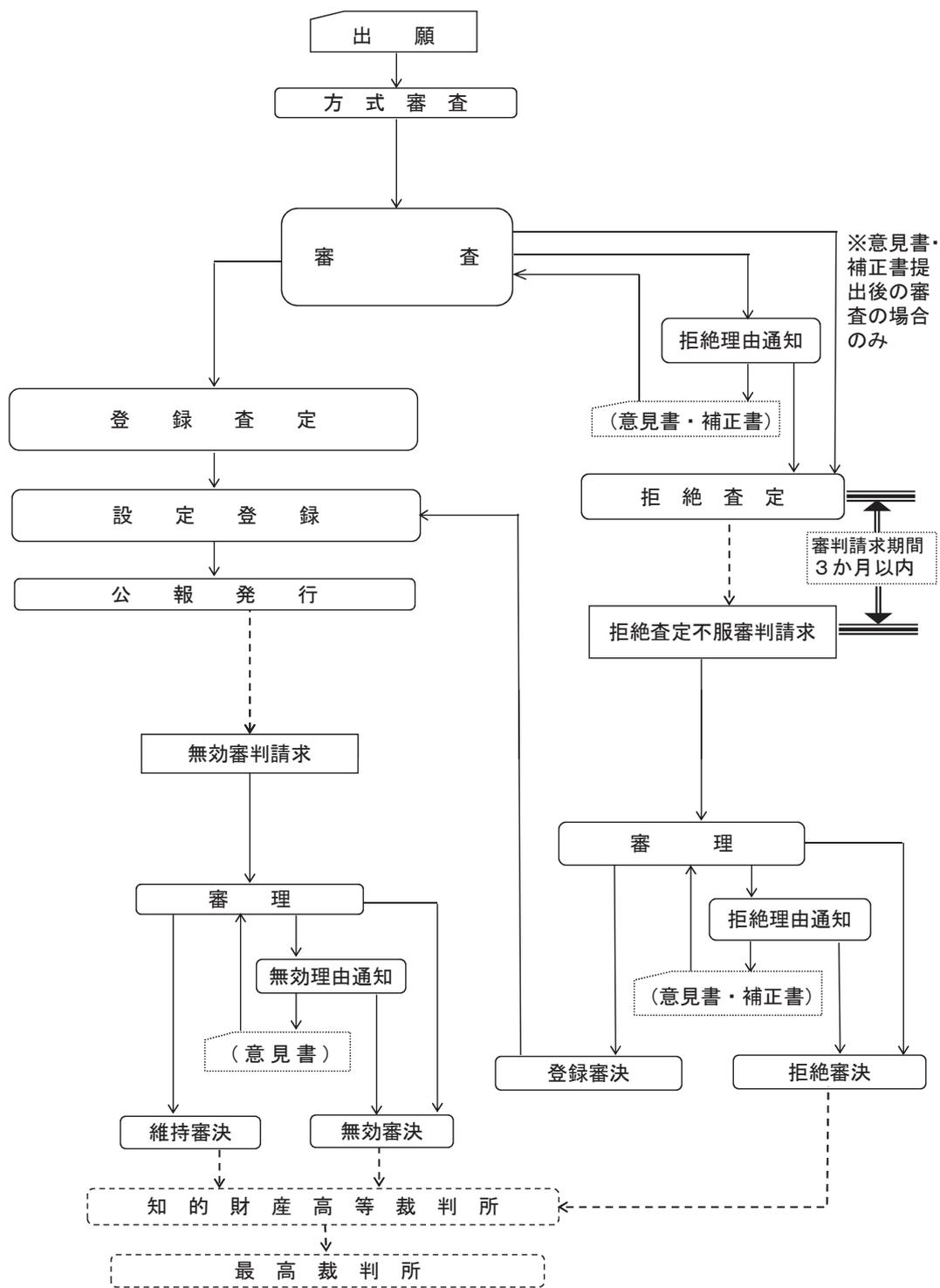
問合せ先：調整課、審判課

(2) 平成16年法適用の実用新案登録出願に関する事務系統



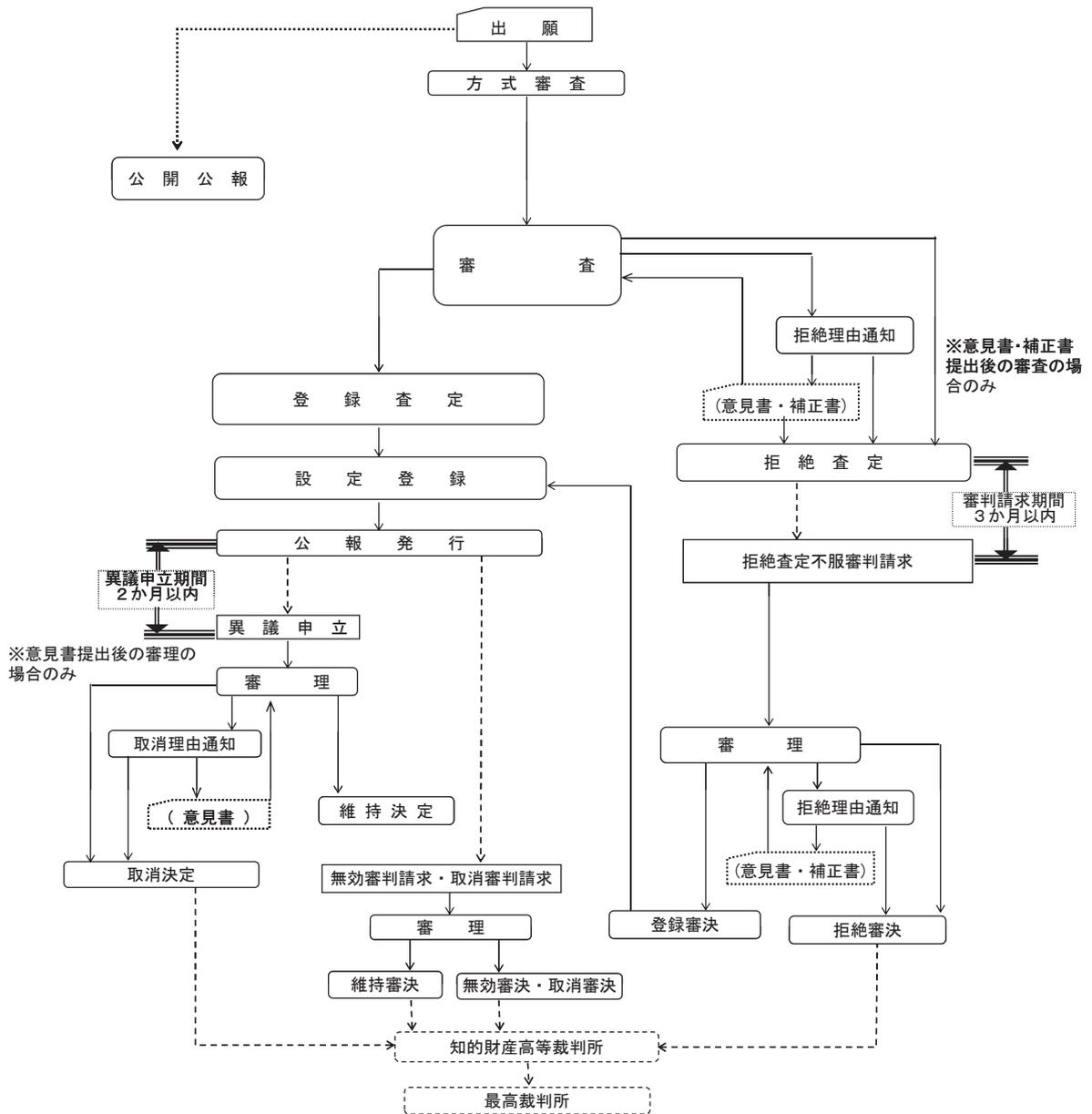
問合せ先：調整課、審査業務課登録室

(3) 意匠登録出願に関する事務系統



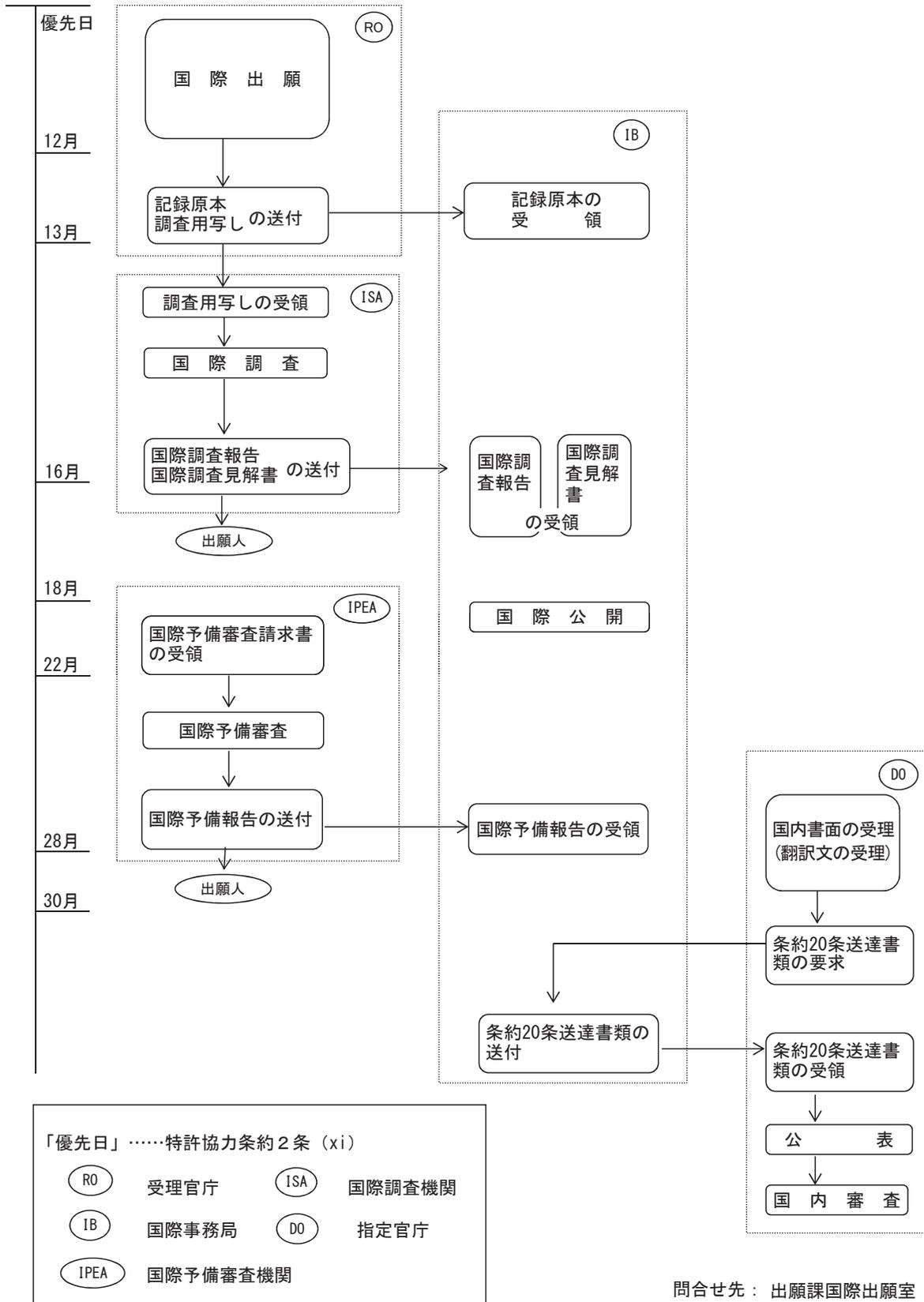
問合せ先：意匠課、審判課

(4) 商標登録出願に関する事務系統



問合せ先：商標課、審判課

(5) 国際出願 (PCT出願) に関する事務系統



問合せ先： 出願課国際出願室 (RO)  
 審査業務課方式審査室 (D0)

1.4. お問い合わせ先一覧

お問い合わせにあたり、次の事項をお読みください

- ◇ お問い合わせの際は、あらかじめ特許庁ホームページ(<http://www.ipo.go.jp/indexi.htm>)内の「はじめての方へ」、「出願窓口」コーナーや「特許」、「実用新案」、「意匠」、「商標」コーナーなどを御覧いただきますと、より理解が深まります。
- ◇ 複雑な御相談、御質問については、できるだけ「郵便」、「FAX」、「お問い合わせフォーム」を御利用くださるようお願いいたします。その際は必ず、「住所」、「氏名」、「電話番号」、「FAX番号」などの事項を御記入ください。記載いただいた個人情報、法令の定めにより、お問合せに関して使用するものであり、それ以外の目的で使用することはありません。
- ◇ 電話でのお問合せの場合  
最初に、電話に出た者が担当する職員が御確認ください。担当者であれば名乗りますので、できるだけその名前をメモして下さい。次に、あなた様のお名前、電話番号などをお聞きしますので、御協力をお願いいたします。  
なお、専門的事項のお問合せに対しましては、担当者が不在などのため、即答できないことがあります。
- ◇ 次のような場合は、回答できないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・「こんな発明をしたが、これは特許になるか」、「この場合、出願明細書はどのように書けば良いのか」など、発明等に関する個別具体的な判断や明細書の記述内容に関する場合
- ・「こんな商標は登録できるか」などの個別具体的な判断に関する場合
- ・お名前、御連絡先などをお答えいただけない場合

- ◆ 特許庁所在地 〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
(郵便の場合、「特許庁担当部署名」を宛先としてください)
- ◆ 開庁日 月～金曜日(平日)
- ◆ 問合せ受付時間 9時から17時30分まで
- ◆ 電話<代表> 03-3581-1101(音声ガイダンスに従って内線番号を操作してください)

(平成29年4月現在)

相談内容	担当部署	連絡番号
<b>(I) 一般的相談について</b>		
1. 一般的相談 特許庁舎内における相談窓口 ※特許等に関する一般的な相談にお答えします。また、開設している知財相談・支援ポータルサイトでは、出願書類等の様式集も提供しております。 知財相談・支援ポータルサイト( <a href="http://faq.inpit.go.jp">http://faq.inpit.go.jp</a> )も御利用ください。	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 相談部	内線2121～2123番 Fax 03-3502-8916
地域における相談窓口 ※中小企業等が企業経営等の中で抱える知財に関する悩みや課題を一元的に受け付け、ワンストップで解決支援する「知財総合支援窓口」を全国に開設しております(全窓口の連絡先は第6章8. 知財総合支援窓口一覧表参照)。	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 地域支援部	(平日 8時30分～19時) 第6章 8. 知財総合支援窓口一覧表参照
営業秘密管理に関する事	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 営業秘密管理担当	内線3844番 Fax 03-3502-8916 trade-secret@inpit.go.jp
<b>(II) 出願等手続について</b>		
2. 出願の事前手続に関する事 識別番号の付与の請求、住所・氏名・印鑑等の変更の届出、包括委任状の提出及び識別ラベルの交付請求に関する事	出願課 申請人等登録担当	内線2764番 Fax 03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
予納の届出、口座振替の申出・依頼及び現金による納付書の交付請求に関する事	出願課 申請人等登録担当	内線2766番 Fax 03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
3. 出願(申請)番号に関する事 特許(PCTを除く)、実用新案(PCTを除く)、H12.1.1以後の意匠及び商標について、書面の提出により行われた手続に関する出願(申請)番号通知及び受領書に関する事	出願課 電子記録基準管理班	内線2762番 Fax 03-3580-6901 pa1650@jpo.go.jp
4. 出願手続に関する事 特許の出願手続の方式審査に関する事	審査業務課 方式審査室 第3担当	内線2616番 Fax 03-3501-6042 pa1120@jpo.go.jp
実用新案の出願手続の方式審査に関する事	審査業務課 方式審査室 実用新案方式担当	内線2617番 Fax 03-3501-6042 pa1120@jpo.go.jp
意匠の出願手続の方式審査に関する事	審査業務課 方式審査室 意匠方式担当	内線2654番 Fax 03-3501-6042 pa1251@jpo.go.jp
商標の出願手続の方式審査に関する事	審査業務課 方式審査室 商標方式担当	内線2657番 Fax 03-3501-6042 pa1200@jpo.go.jp
方式審査の基準に関する事	審査業務課 基準班	内線2115番 Fax 03-3580-8016 pa0c00@jpo.go.jp
5. 国際出願(PCT)の手続、出願番号等に関する事(特許・実用新案) 国際出願の手続の方式審査に関する事 (日本国特許庁を受理官庁とする国際出願手続等)	出願課 国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax 03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
国際出願の日本への国内移行及び移行後の手続の方式審査に関する事 (日本国特許庁を指定官庁とする国際出願の国内移行手続等)	審査業務課 方式審査室 指定官庁担当	内線2644番 Fax 03-3501-6042 pa1270@jpo.go.jp

6. 意匠の国際出願(ハーグ協定のジュネーブ改正協定)手続に関する事 意匠の国際登録出願手続に関する事 (日本国特許庁を経由して行う国際登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 ハーグ担当	内線2683番 Fax 03-3580-8033 pa1bd0@jpo.go.jp
意匠の国際意匠登録出願の方式審査に関する事 (日本国特許庁を指定官庁とする意匠登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 ハーグ担当	内線2683番 Fax 03-3580-8033 pa1bd0@jpo.go.jp
7. 商標の国際出願(マドリッド協定議定書)手続に関する事 商標の国際登録出願手続の方式審査に関する事 (日本国特許庁を本国官庁とする国際登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 本国官庁担当	内線2671番 Fax 03-3580-8033 pa1b00@jpo.go.jp
商標の国際商標登録出願手続の方式審査に関する事 (日本国特許庁を指定国官庁とする商標登録出願手続等)	出願課 国際意匠・商標出願室 指定国官庁担当	内線2672番 Fax 03-3580-8033 pa1b00@jpo.go.jp
8. 電子出願に関する事 インターネット出願ソフトの環境設定・操作方法・仕様・障害等に関する事	電子出願ソフトサポートセンター (平日 9時～20時)	直通(東京)03-5744-8534 (大阪)06-6946-5070 Fax 03-3582-0510
電子出願の制度に関する事	出願課 特許行政サービス室 電子出願調整班	内線2508番 Fax 03-3501-6010 pa1822@jpo.go.jp
電子出願の電子証明書登録等の手続に関する事	出願課 申請人等登録担当	内線2510番 Fax 03-3501-6010 pa1670@jpo.go.jp
PCT国際出願に係る電子出願手続に関する事	出願課 国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax 03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
電子出願データの着信状況の確認	特許庁ホットライン (24時間 365日)	直通 03-3580-5002
9. 出願書類等の証明・閲覧に関する事 証明に関する事	出願課 特許行政サービス室 証明担当	内線2754番 Fax 03-3501-6010 pa1620@jpo.go.jp
閲覧に関する事	出願課 特許行政サービス室 閲覧担当	内線2756番 Fax 03-3501-6010 pa1620@jpo.go.jp
(Ⅲ) 審査について		
10. 特許の審査に関する事 特許の審査基準に関する事	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3597-7755 pa2a10@jpo.go.jp
特許の審査品質に関する事	調整課 品質管理室	内線3121番 Fax 03-3595-4553 pa2a30@jpo.go.jp
特許の優先審査に関する事	調整課 企画調査班	内線3107番 Fax 03-3580-8122 pa2160@jpo.go.jp
特許の早期審査に関する事	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
特許審査ハイウェイに関する事	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
特許の新規性喪失の例外に関する事	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3597-7755 pa2a10@jpo.go.jp
職務発明に関する事	企画調査課 企画班	内線2154番 Fax 03-3580-5741 pa0920@jpo.go.jp
地方面接・TV面接に関する事	調整課 地域イノベーション促進室 面接審査管理専門官	内線3114番 Fax 03-3580-8122 pa2103@jpo.go.jp
特許の審査状況伺いの手続に関する事	調整課 審査業務管理班	内線3106番 Fax 03-3580-8122 pa2210@jpo.go.jp
先行技術文献調査の外注に関する事	調整課 審査推進室 審査推進企画班	内線2453番 Fax 03-3585-2113 pa2220@jpo.go.jp
11. 実用新案の審査に関する事 基礎的要件に関する事	調整課 審査推進室 実用新案業務班	内線2469番 Fax 03-3585-2113 pa0780@jpo.go.jp
技術評価書作成の作成基準に関する事	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3597-7755 pa2a10@jpo.go.jp
実用新案の新規性喪失の例外に関する事	調整課 審査基準室	内線3112番 Fax 03-3597-7755 pa2a10@jpo.go.jp

12. 意匠の審査に関すること		
意匠の審査基準に関すること	意匠課 意匠審査基準室	内線2910番 Fax 03-5570-1588 pa1d00@jpo.go.jp
意匠の早期審査に関すること	意匠課 企画調査班	内線2907番 Fax 03-5570-1588 pa1530@jpo.go.jp
意匠の新規性喪失の例外に関すること	意匠課 意匠審査基準室	内線2910番 Fax 03-5570-1588 pa1d00@jpo.go.jp
意匠の審査状況伺い書の手続きに関すること	意匠課 審査支援管理班	内線2905番 Fax 03-5570-1588 pa1520@jpo.go.jp
13. 商標の審査に関すること		
商標の審査基準・審査実務に関すること (登録の可否、方式審査事項及び指定商品・役務の表示・区分に関するものを除く)	商標課 商標審査基準室	内線2807番 Fax 03-3580-5907 pa1t00@jpo.go.jp
商標の早期審査に関すること	商標課 企画調査班	内線2805番 Fax 03-3580-5907 pa1400@jpo.go.jp
商標の審査状況伺い書の手続きに関すること	商標課 審査支援管理班	内線2804番 Fax 03-3580-5907 pa1t70@jpo.go.jp
地域団体商標制度に関すること	商標課 地域ブランド推進室	内線2828番 Fax 03-3580-5907 pa1481@jpo.go.jp
14. 分類関係に関すること		
特許分類に関すること	調整課 特許分類企画班	内線2463番 Fax 03-3580-8122 pa0i10@jpo.go.jp
意匠分類に関すること	意匠課 分類担当	内線2903番 Fax 03-5570-1588 pa1501@jpo.go.jp
指定商品・役務の区分に関すること	商標課 商標国際分類室	内線2836番 Fax 03-3580-5907 pa1t90@jpo.go.jp
15. 遺伝子配列コードデータ(テキストデータ)の記録媒体による提出に関すること	調整課 審査推進室 特許分類業務班	内線2456番 Fax 03-3585-2109 pa0762@jpo.go.jp
(IV) 審判の審理について		
16. 審判請求の手続きに関すること		
特許の拒絶査定不服審判の手續に関すること 特許異議の申立ての手續に関すること	審判課 調査班	内線3622番 Fax 03-3580-5388 pa6120@jpo.go.jp
意匠の拒絶査定不服審判の手續に関すること	審判課 第8担当	内線3693番 Fax 03-3580-5114 pa6120@jpo.go.jp
商標の拒絶査定不服審判の手續に関すること 商標登録異議の申立ての手續に関すること	審判課 第9担当	内線3682番 Fax 03-3580-5114 pa6120@jpo.go.jp
特許・実用新案の無効審判の手續に関すること 特許・実用新案の訂正審判の手續に関すること 特許・実用新案の判定の手續に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第1担当	内線5801番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
意匠の無効審判の手續に関すること 意匠の判定の手續に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第3担当	内線3693番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
商標の無効審判の手續に関すること 商標の取消審判の手續に関すること 商標の判定の手續に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第4担当	内線5804番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
17. 審判請求の審理に関すること		
審判に係る審理に関すること 特許異議の申立てに係る審理に関すること 商標登録異議の申立てに係る審理に関すること 判定に係る審理に関すること	審判部 審判企画室	内線5852番 Fax 03-3584-1987 pa6b00@jpo.go.jp
特許・実用新案の審判事件等の口頭審理の手續及び巡回審判に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第1担当	内線5801番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
意匠の審判事件等の口頭審理の手續及び巡回審判に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第3担当	内線3693番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
商標の審判事件等の口頭審理の手續及び巡回審判に関すること	審判課 特許侵害業務室 侵害第4担当	内線5804番 Fax 03-3580-5388 pa6c00@jpo.go.jp
審判の審理状況伺い書の手続きに関すること	審判課 調査班	内線3614番 Fax 03-3580-5388 pa6120@jpo.go.jp

(V) 権利の登録等について		
18. 登録の設定・年金に関する事 特許の設定・年金に関する事	審査業務課 登録室 特許担当	内線2707番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
実用新案の設定・年金に関する事	審査業務課 登録室 実用新案担当	内線2709番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
意匠の設定・年金に関する事	審査業務課 登録室 意匠担当	内線2710番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
商標の設定・更新に関する事	審査業務課 登録室 商標担当	内線2713番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
国際意匠・商標登録の設定・更新登録に関する事	審査業務課 登録室 国際意匠・商標担当	内線2706番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
包括納付に関する事	審査業務課 登録室 管理班	内線2703番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
特許料等の自動納付に関する事	審査業務課 登録室 管理班	内線2703番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
19. 権利の移転の申請等に関する事 特許・実用新案の権利移転の申請に関する事	審査業務課 登録室 特実移転担当	内線2715番 Fax 03-3501-6064 pa1360@jpo.go.jp
意匠・商標の権利移転の申請に関する事	審査業務課 登録室 意商移転担当	内線2717番 Fax 03-3501-6064 pa1360@jpo.go.jp
国際意匠・商標登録の国内申請(使用权・質権等)に関する事	審査業務課 登録室 国際意匠・商標担当	内線2706番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
仮専用実施権の申請に関する事	審査業務課 登録室 特実移転(仮実施権)担当	内線2720番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
(VI) 特許情報等について		
20. 公報に関する事		
公報全般(公報の仕様も含む)に関する事(ただし、以下の「公報に関する事」の各項目に該当するものを除く)	普及支援課 公報企画班	内線2305番 Fax 03-3508-0877 pa0620@jpo.go.jp
具体的な案件の公報の発行予定日に関する事 ※特許公報、登録実用新案公報、意匠公報、商標公報については、登録番号が通知された後にお問合せください。		
「公開特許公報、登録実用新案公報」	普及支援課 品質管理第一担当(公開)	内線2308番 Fax 03-3508-0877 pa0570@jpo.go.jp
特許公報、実用新案登録公報	普及支援課 品質管理第一担当(特許)	内線2306番 Fax 03-3508-0877 pa0570@jpo.go.jp
意匠公報、審決公報	普及支援課 品質管理第二担当(意匠・審決)	内線2310番 Fax 03-3508-0877 pa0571@jpo.go.jp
商標公報、公開・国際商標公報	普及支援課 品質管理第二担当(商標)	内線2311番 Fax 03-3508-0877 pa0571@jpo.go.jp
ホームページ掲載の公報発行予定表の内容に関する事 権利譲渡又は実施許諾の用意に関する公報掲載の申込書の様式に関する事	普及支援課 公報管理班	内線2326番 Fax 03-3508-0877 pa05b1@jpo.go.jp
公報の閲覧・購入 公報の閲覧に関する事	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財情報部 閲覧担当	内線3811番 Fax 03-3502-7989 pa8210@inpit.jpo.go.jp
公報・公報情報の購入に関する事	一般社団法人 発明推進協会 市場開発グループ 情報サービスチーム(販売許可事業者) (http://www.jiii.or.jp/koho/contact.html#form)	直通 03-3502-5491 Fax 03-5512-7567
21. 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する事 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の操作方法に関する相談	J-PlatPatヘルプデスク (平日 9時～21時)	直通 03-6666-8801 Fax 03-6666-8802 helpdesk@i-platpat.inpit.go.jp
特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)の運営・講習会に関する事	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財情報部 情報提供担当	内線2413番 Fax 03-3502-7989 pa0670@inpit.jpo.go.jp
22. その他の特許情報等に関する事 PAJ(公開特許公報英文抄録)に関する事	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財情報部 特許情報協力担当	内線2409番 Fax 03-3502-7989 pa0640@inpit.jpo.go.jp
特許情報提供事業者の特許庁ホームページ掲載に関する事	総務課 情報技術統括室 特許情報企画調査班	内線2361番 Fax 03-3592-8838 pa0630@jpo.go.jp
(VII) その他		
23. 情報公開及び個人情報保護に関する事	秘書課 情報公開推進室	内線2767番
24. 法律・政令等の制度の改正に関する事	総務課 制度審議室	内線2118番 Fax 03-3501-0624 pa0a00@jpo.go.jp

25. 広報に関すること(特許庁の見学・取材の申込み含む)	総務課 広報班	内線2108番 Fax 03-3593-2397 pa0270@jpo.go.jp
26. 知的財産権制度説明会に関すること 初心者向け説明会に関すること	普及支援課 産業財産権専門官	内線2340番 Fax 03-3506-8615 pa0661@jpo.go.jp
実務者向け説明会・法改正説明会に関すること	普及支援課 産業財産権専門官	内線2340番 Fax 03-3506-8615 pa0661@jpo.go.jp
27. 知的財産人材育成に関すること 知的財産人材のための研修に関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財人材部 知的財産権関連人材担当	内線3907番 Fax 03-5512-1203 pa9300@ipit.jpo.go.jp
産業財産権標準テキストに関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財人材部 人材育成環境整備担当	内線3912番 Fax 03-5512-1203 pa0p20@ipit.jpo.go.jp
28. 中小企業等支援に関すること 審査請求料・特許料等の減免措置に関すること 減免制度に関すること	総務課 調整班	内線2105番 Fax 03-3593-2397 pa0260@jpo.go.jp
具体的案件に関すること(審査請求料)※国際出願以外	審査業務課 方式審査室 第3担当	内線2616番 Fax 03-3501-6042 pa1120@jpo.go.jp
具体的案件に関すること(審査請求料)※国際出願/指定官庁	審査業務課 方式審査室 指定官庁担当	内線2644番 Fax 03-3501-6042 pa1270@jpo.go.jp
具体的案件に関すること(特許料)	審査業務課 登録室 特許担当	内線2707番 Fax 03-3501-6064 pa1300@jpo.go.jp
具体的案件に関すること(国際出願に係る料金)	出願課 国際出願室 受理官庁担当	内線2643番 Fax 03-3501-0659 pa1a31@jpo.go.jp
外国出願・外国での権利侵害対策及び海外知財訴訟費用保険の補助金に関すること	普及支援課 支援企画班	内線2145番 Fax 03-3506-8615 pa02G0@jpo.go.jp
知財金融の促進に関すること	普及支援課 支援企画班	内線2145番 Fax 03-3506-8615 pa02G0@jpo.go.jp
中小企業等に対する知的財産関連支援策に関すること	普及支援課 産業財産権専門官	内線2340番 Fax 03-3506-8615 pa0661@jpo.go.jp
29. 知的財産の活用に関すること 知的財産プロデューサー、産学連携知的財産アドバイザーに関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財人材部 専門人材担当	内線3909番 Fax 03-5512-1203 pa9300@ipit.jpo.go.jp
開放特許情報データベースに関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 調整担当	内線3822番 Fax 03-3502-8916 pa8200@ipit.jpo.go.jp
海外知的財産プロデューサーに関すること	独立行政法人 工業所有権情報・研修館 知財活用支援センター 知財戦略部 海外展開支援担当	内線3823番 Fax 03-3502-8916 pa8200@ipit.jpo.go.jp
30. 模倣品(産業財産権侵害)対策に関すること	国際協力課 海外戦略班	内線2575番 Fax 03-3581-0762 nisemono110@jpo.go.jp
31. 外国の産業財産権制度等に関すること(国際出願を除く)	国際協力課 調査統計班	内線2573番 Fax 03-3581-0762 pa0842@jpo.go.jp

注: 特許庁の委託事業として、中小企業等を対象に、外国における産業財産権侵害又は外国の産業財産権制度に関する相談窓口を一般社団法人発明推進協会に開設しています。(https://www.jpo.go.jp/index/kokusai\_doukou/iprsupport/index.html) (電話03-3503-3027, Fax03-3503-3239)

問合せ先: 総務課



